● 2018.8.10

第５回中央委員会

● 東京清掃労働組合

＜ 議　事 ＞

１　組合費の免除の訂正ついて

申請日	支部	氏名	理由	申請期間
2018.6.14	荒　川	青木　起佳	病気休職	2018.7.1～2018.9.30

２　各級選挙推薦候補について

（１）豊島区議会議員選挙候補の推薦について 1

３　その他

（１）2018 年度 9 月 17 日および 9 月 24 日の祝日作業計画（案）について 6
（２）本部青年部規約改正（案）について 7

（３）その他

＜報告＞

【全体】

１　事業交渉関連

（１）平成 30 年度第 3 回課長会との意見交換について 8

２　その他

（１）各種機関会議・集会等の報告

① 自治労大都市共闘清掃部会第 29 回総会 19
② 自治労東京都本部 2018 年度第 5 回単組代表委員会 25
③ 東京地公労第 31 回定期総会 48
④ 自治労第 7 回現業組織集会 53
⑤ 第 23 回東京 23 区とことん討論会 77
⑥ 都本部現評第 3 回幹事会・拡大幹事会 81

【各局】

３　企画・総務局

（１）岸まきこ講演会の入会申込みについて 83
（２）事故防裁判闘争について 85
（３）東京清掃労働組合・組合費免除について 86

（４）その他

４　組織・共闘局

（１）2017 冬季カンパ集約と振分けについて 88
（２）第 43 回組織集会分散会集約について..... 89
（３）組織財政方針の総括にむけて（中央執行委員会での議論の進め方） 91
（４）朝鮮半島問題をめぐる運動の課題 9・4 講演と討論の集い..... 92
（５）行動・署名・職場報告集会集
① 安倍 9 条改憲 NO！安倍政権退陣！7.19 国会正面前行動..... 95
② 2018 人勧期 7.26 中央行動 96
③ 2018 年度給与改定（第 2 回）団体交渉職場報告集会 97
（６）その他
５　労働条件調査局
（１）事故報告等
① 中野区..... 101
② 品川区..... 102
③ 葛飾区..... 103
④ 清掃一組..... 111
（２）公務・労働災害発生状況及び申請報告 6 月分について..... 113
（３）その他
６　会計監査報告..... 別冊
７　各会計収支報告..... 別冊
８　会議等の日程について
（１）第 6 回中央委員会　9月 21 日（金）17時 30分～　ＳＫホール

２０１８年６月27日

東京清掃労働組合

中央執行委員長　染　裕之　様

新社会党東京都本部

委員長　　福　田　実

豊島区議会議員選挙予定候補
赤坂たまよ（無所属）ご推薦のお願い

拝啓

ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、ご存知のとおり来年４月に統一自治体議員選挙が行われます。

新社会党東京都本部及び豊島総支部は、豊島区において赤坂たまよ（珠良）を推薦することを決定しました。赤坂たまよは、将来を嘱望できる人材と考えております。

赤坂たまよは、２０１５年に闘われました安保法制をめぐる国会審議で３人の憲法学者の方々がいずれも「違憲」との立場から見解を述べられたことに触発されて市民運動、政治に関心を持ち様々な運動に参加し、衆議院東京１０区の補欠選挙、続く衆議院解散総選挙にもボランティアで取り組みました。

この活動のなかで羽田空港の増便問題を知りました。住民にとって危険な問題が明らかなのに多くの住民は何も知らされていないことも知りました。

来春行われる区議会議員選挙では別紙の政策を掲げその実現をめざして奮闘する決意です。

何卒、赤坂たまよへのご推薦を賜りますよう心からお願い申し上げます。

（なお、「推薦決定通知書」「返信用封筒」を添付いたしましたので宜しくお願い致します）

敬　具

豊島区西部上空の低空飛行ルート計画見直しを！

「としまの空を考える会」
陳情署名に
ご協力をお願いします！

こんにちは

赤坂たまよ

です

●「としまの空を考える会」の陳情を成功させたいと思います。ぜひ陳情の署名に、お一人でも多くの方のご協力をお願いいたします。

●私は、2015年6月の憲法審査会で、憲法学者3人が集団的自衛権について違憲と発言したことに触発され、市民運動に関わるようになりました。

●その後、野党統一を応援することをきっかけに、2016年の衆議院議員補欠選挙、2017年の衆議院選で豊島を含む東京10区を応援してきました。

●そして、身近かな自治体である豊島区政と区議会の現状を知るようになりました。

●変えていかねばならないと思いました。

●平和を願う声、人間らしく生きることを求める声、届きにくい豊島区民の声を区政に届けたい！ と決意をし頑張っています。

●みなさまのご意見・ご要望をお寄せください。

署名用紙は
お手数ですが
「赤坂事務所」まで
ご連絡いただければ
持参します

赤坂たまよ通信 NO. 1 （2018年5月）

＜発行・連絡先＞赤坂事務所
＜住所＞〒171-0044 豊島区千早2-22-10 田島荘
＜FAX＞ 03-3956-0106 ＜TEL＞ 090-1663-4538

あなたの頭上が飛行ルートに！

2020年の東京五輪・パラリンピックに向け、羽田空港増便計画として、東京上空を低空で飛行し羽田に着陸するルート案が2016年4月19日、国土交通省から発表されました。

無関心ではいられません

豊島区では、
南風の好天時、
15時から19時の間、
板橋区常盤台方面から千川駅近く、
東長崎駅、椎名町駅の間を抜けて、
落合南長崎駅方面へ向け
豊島区西部地区を縦断。

1時間に31機（山手線のピーク時以上の本数）、**4時間で120機以上**の飛行機が豊島区の住宅街上空、高度1200mから1000mという低空で飛ぶ計画案です。（現在も時折飛ぶことがありますが、高度3000mから5000mです。）

多くの区民の方々が不安をもつ中「としまの空を考える会」も作られ、国土交通省へ丁寧な説明を求め、見直しの要請も行われています。さらに、飛行ルートに該当する港区や品川区の住民の方の声も大きくなり、渋谷でも反対の声が上がるようになりました。

お一人でも多くの声を！

こうした中、国土交通省はこの案を2019年には実施したいとの意向でしたが、2020年まで実施を延期しています。

声を共に上げ、「としまの空を考える会」の陳情を成功させたいと思います。

ぜひ陳情の署名へ、お一人でも多くの方のご協力をお願いいたします。

国交省は、羽田空港増便による経済効果を住民の生活よりも優先しようとしています。

豊島区上空ルート拡大図（豊島区HPより）

「としまの空を考える会」陳情署名にご協力ください！！

プロフィール

- 1971 年　東京都生まれ
- 1994 年　日本大学文理学部卒業
- 1997 年　中央大学法学部卒業
- 1997 年～2006 年　旧司法試験を受験するも結果を出せずに断念
- 2006 年～　会社員として現在に至る

2015 年 6 月の憲法審査会で、憲法学者 3 人が集団的自衛権について違憲と発言したことをきっかけに市民運動に関わるようになる。旧司法試験時代に学んだ知識を活かし、憲法を知ってもらうための街頭アピールを始める。
また、市民運動を通して福島第一原発事故による被ばくの影響について初めて知り、多くの方に知ってもらいたいとボランティア活動に参加。
その後、野党統一を応援する意識から 2016 年の衆院補欠選挙、2017 年の衆院選で豊島区を含む東京 10 区を応援。
次は自分が、平和を願う声、人間らしく生きることを求める声、届きにくい豊島区民の方の声を区政に届けたい！と決意し頑張っています。

私も推薦します

小川　　哲：豊島区東池袋在住
山田　克之：豊島区上池袋在住
足立　昌勝：関東学院大学名誉教授
小原　隆治：早稲田大学政治経済学術院教授
今野寿美雄：子ども脱被ばく裁判原告団長
中原のり子：東京過労死を考える家族の会代表
松本　徳子：福島からの避難者・「避難の協同センター」共同代表世話人
柳原　敏夫：弁護士・市民が育てる「チェルノブイリ法日本版」の会共同代表
金澤　　壽：全国労働組合協議会(全労協)議長

♡ボランティア、カンパを募集しています♡

連絡先：＜赤坂事務所＞
〒171-0044 豊島区千早 2-22-10　田島荘 207 号室
FAX：03-3956-0106　TEL：090-1663-4538（吉田）
アクセス：地下鉄有楽町線 要町駅下車 徒歩 10 分
郵便振替口座番号：00170-5-487472
（加入者名：赤坂たまよ後援会）

Change 豊島区

赤坂たまよ

無所属市民派

内部資料

赤坂たまよの主張

豊島上空の低空飛行に反対します

騒音、落下物、事故、資産価値下落など区民の多くは不安を持っています。国土交通省に対し計画の再検討を求めます。

国民健康保険料の値上げに反対します

国は現在保険料を抑えるため各区が税金から支出している「法定外繰り入れ」を 6 年間で無くすよう指導しています。豊島区はこの指導に従い毎年保険料が値上がりをしていきます。「法定外繰り入れ」を継続することを求めます。

待機児童ゼロを続けさせて、保育の質向上も求めます

認可保育園に通園したいのが区民の方のニーズであることから、認可保育所を新設する方針は堅持を求めます。さらに認可保育所において「待機児童ゼロ」を実現するために保育の質の低下につながる無理な受け入れが無いように求めていきます。

災害対策を進めていきます

災害対策は「事前に準備しないと対応できない」と言われます。救援センターの設置や復興対策など事前準備をしなければ対応できません。準備を求めていきます。

豊島区を働きやすい まち にしていきます

豊島区内の企業で雇い止めや残業代未払い、パワハラなどがあります。所轄官庁と連携しながら、誰もが働きやすい まちづくりを目指します。さらに豊島区自体が職員の半数近くを非正規で雇用し、5 年での雇い止めを行うなどのブラック施策をとっているので、これを是正させていきます。

子どもたちへの平和教育を充実させていきます

空襲の被災者数が 23 区で 2 番目に多いのが豊島区です。被災体験を語り継ぐ取り組みなどを通して、平和教育を充実させていきます。
また、海外で戦争のできる国にすることに豊島から反対の声をあげていきます。

脱原発に向けて再生エネルギーに転換の動きを豊島区からつくります

東日本大震災による原発事故と被曝の問題に市民運動で関わってきました。脱原発に向けて、再生エネルギーに転換するよう、豊島区で啓発や教育を進めていきます。災害対策としても災害時の避難で救援センターに指定されている小中学校で再生エネルギーへの転換を進めます。

憲法の理念がくらしに活かされるようにしていきます

くらしのなかに、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義という日本国憲法の理念が活かされる社会を目指して、豊島区から発信していきます。

議案

2018年9月17日(月)9月24日(月)祝日作業計画・回復計画(案)

標記の祝日作業計画について各区当局から総支部及び支部は提案を受けました。中央委員会の判断をお願いします。

	提案日	9月17日（月）		9月24日(月)		備　　考
		作業計画表	配車計画	作業計画表	配車計画	
千代田	3月13日	○	○	○	○	新大1台・小プ2台減
中　央	8月1日	○	○	○	○	小プ１台減
港	3月26日	平常	平常	平常	平常	
新　宿	3月20日	平常	平常	平常	平常	
北	8月10日	平常	平常	平常	平常	
台　東	8月3日	○	○	○	○	皮革小プ1W（２台）減
文　京	8月10日	○	○	○	○	小プ１W(2台)減
荒　川	6月22日	平常	平常	平常	平常	
品　川	2月23日	平常	平常	平常	平常	
目　黒	3月22日	平常	平常	平常	平常	
大　田	7月24日	平常	平常	平常	平常	
渋　谷		平常	平常	平常	平常	
世田谷	4月11日	平常	平常	平常	平常	
中　野	8月9日	○	○	平常	平常	17日のみ1W（2台）減
豊　島	7月27日	○	○	○	○	小プ１台減
練　馬	7月27日	○	○	平常	平常	9/17練馬清掃事務所のみ小プ1W２台の減車
杉　並	4月16日	平常	平常	平常	平常	
板　橋	8月1日	平常	平常	平常	平常	板橋西　光が丘対策含む平常
足　立	8月8日	平常	平常	平常	平常	
葛　飾	8月10日	平常	平常	平常	平常	
江戸川	8月6日	平常	平常	平常	平常	
江　東	2月27日	平常	平常	平常	平常	
墨　田	8月7日	平常	平常	○	○	２４日のみ可燃1W→1S（１台減）軽小ダ-１台

青年部　規約改正（案）について

近年、新規採用の増加により青年部に求められるものは非常に大きなものとなっています。つきましては、今回の青年部定期大会において、本部青年部の人数を１名増やすことを提案したいと思います。施行は来年度からにします。なにとぞご理解、ご協力をお願いいたします。

現行

第３章　役員および委員

第１９条　この青年部に次の役員をおく。

１．　執行委員　５名

（ただし、部長１名、副部長（会計兼務）１名、書記長１名を含む）

来年度

第３章　役員および委員

第１９条　この青年部に次の役員をおく。

１．　執行委員　６名

（ただし、部長１名、副部長（会計兼務）１名、書記長１名を含む）

以上

平成３０年度第３回東京清掃労働組合との意見交換会　議事概要

１日　　時　平成３０年７月２０日（金）１７時３０分～１８時００分

２会　　場　東京区政会館１６Ｃ会議室

３出 席 者

【課長会】井上ごみ減量推進課長（豊島区）、齋藤リサイクル清掃課長（文京区）
伊藤千代田清掃事務所長（千代田区）、黒田ごみ減量リサイクル課長（新宿区）
秋田清掃リサイクル課長（目黒区）

【組　合】中里書記長、田口書記次長、西村執行委員（企画・総務局担当）
森田執行委員（労働条件調査局担当）、坂部執行委員（組織・共闘局担当）

【事務局】伊藤清掃リサイクル課管理調整係長（目黒区）、伊藤主事（目黒区）

４議事内容

（１）平成３０年度第３回清掃リサイクル主管課長会（６月８日）の情報提供

①会長報告事項

・各種会議体構成員について＜資料１＞
・一般廃棄物処理業能力認定試験について
・輸送計画の検討状況について＜資料２＞

②分科会報告事項

・課題検討会
・廃棄物処理手数料改定検討会
・適正処理困難指定廃棄物等検討会＜資料３＞
・区別持込ごみ量算定分科会＜資料４＞
・災害廃棄物処理対策検討会＜資料５＞

③平成３１年度ごみ量推計等の依頼について

・平成 31 年度ごみ量推計及び作業計画書の提出について＜資料６＞
・平成 31 年度基本搬入計画に係る仮搬入枠[可燃]の提示について＜一組資料１＞

④清掃一部事務組合連絡事項

・平成 29 年度ごみ量確定値について＜一組資料２＞
・ごみ処理の現況とごみ削減について＜一組資料３＞
・搬入不適物の引き取りについて＜一組資料４＞
・不燃ごみ処理残さのうち焼却可能なごみの焼却スケジュールについて

⑤その他連絡事項

・年末年始作業日に関する調査について

（２）平成３０年度第４回清掃リサイクル主管課長会（７月９日）の情報提供

①会長報告事項

・各種会議体構成員について＜資料１＞

・平成 31 年度特別区清掃リサイクル主管課長会役員の選出について＜資料２＞

・「今後の資源循環施策に関する区市町村と都との共同検討会」について

・平成 30 年度年末年始作業日について

・一般廃棄物処理業許可制度検討会の設置について

②分科会報告事項

・有料シール検討会＜資料３＞

・区別持込ごみ量算定分科会＜資料４＞

③清掃一部事務組合連絡事項

・東京エコサービス株式会社第 12 回株主総会報告について＜一組資料１＞

・清掃事業国際協力における「東京モデル」の改定について＜一組資料２＞

・豊島清掃工場への紙おむつの持込み禁止について＜一組資料３＞

④その他連絡事項

・雇上車両の待機場所に関する調査について

・（公社）全国都市清掃会議　第 42 回会長表彰勤続賞について

・家電リサイクル券（自治体用券）について＜資料５＞

⑤次回予定　平成 30 年 8 月 20 日（月）午後　東京区政会館

（３）意見交換

①年末年始作業日の意向調査について

【組　合】年末年始作業日の意向調査について、23 区全体ではどのような状況か。組合としては連続した休暇を要望している。

【課長会】現時点では未確定だが、12 月 31 日、1 月 6 日については複数区で意向があると聞いている。なお、12 月 30 日は多くの区で作業の意向があるらしく、清掃一組でも各清掃工場での受入等対応を検討しているとのこと。

②清掃車両・中継所の火災件数等調査について

【組　合】清掃車両・中継所の火災件数等調査について、具体的にどの地域で発生しているか分かるか。ここ数年、不燃ごみ収集でプレス車を使用しない区もあり、全体的な火災件数は減っていると感じる。ただ中継所では、陸送だとプレス車を使用している区もあるのでなかなかゼロにはならないのでは。

【課長会】発生地域については情報提供されていない。以前と比較すると全体的に火災件数は減少傾向だが、区ごとに収集形態や収集作業の仕方が異なるので、中継所を含めてなかなか根絶には至らない。今後も、火災を１件でも減らせるよう取組んでいくことが必要である。

【組　合】ライターやカセットボンベなど使い切ってから出すように周知されているが、使い切れなかった場合に隠して出されてしまう危険性があり、使い切れない場合の案内がもっと必要で

はないだろうか。
【課長会】そういった懸念もあり、使いきれない場合は作業員への手渡しを依頼するなどの案内を個別に行っている区もある。

③有料シール検討会報告のシステム改修について
【組　合】有料シール検討会報告にあるシステム改修とは。
【課長会】ごみ処理券を管理するシステムの更新に伴い、通信方式の変更などを検討しており来年度予算編成に向けて資料を揃えているところである。

④豊島清掃工場への紙おむつの持込禁止について
【組　合】豊島清掃工場への紙おむつの持込禁止について、医療事業者等の施設からの搬入が考えられるが管理する手立てはないのだろうか。
【課長会】もともと豊島清掃工場では構造上の理由で紙おむつの搬入を禁止している。最近、各区の施策として、区立保育園での使用済紙おむつを保護者持ち帰りから園が排出事業者として廃棄物収集運搬業者へ収集を委託する区が増えている。本件は、豊島清掃工場への紙おむつの搬入禁止について、委託業者へ再周知して欲しいとの清掃一組からの依頼である。

⑤西日本豪雨の支援要請等について
【組　合】西日本豪雨の被害について、各区で被災地から支援要請等を受けている状況はあるか。
【課長会】現時点では、区長会経由での23区清掃事業への支援要請は無い。区によっては姉妹都市など独自に防災協定を結んで支援を行っているようだ。また清掃の所管以外でも、罹災証明等の業務について派遣を行っている区もある。
【組　合】報道される被害や災害廃棄物の状況に、収集の現場から応援したいとの声が多く出ている。また、被害があっても受入態勢などの事情で支援要請が出せない状況を見ると、もしも東京が罹災した場合の支援受入態勢など災害時の対策が心配である。
【課長会】現在、清掃リサイクル主管課長会の分科会で、災害廃棄物処理対策の検討が進められているところである。

（4）その他　次回開催日程について
日時：平成３０年９月１４日（金）午後５時３０分から
場所：東京区政会館１６階　１６Ｃ会議室

資料3－1

清掃車両・中継所　火災件数等調査票（平成29年度）【23特別区集計】

1　月別火災件数

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
車　両	1 (2)	1 (1)	2 (1)	5 (3)	3 (2)	0 (1)	2 (6)	2 (0)	4 (3)	0 (4)	5 (1)	0 (3)	25 (27)
内消防要請件数	0 (1)	1 (1)	2 (0)	2 (2)	2 (0)	0 (0)	2 (3)	1 (0)	4 (3)	0 (4)	4 (0)	0 (2)	18 (16)
中継所	6 (5)	3 (6)	3 (3)	0 (2)	2 (2)	3 (2)	0 (2)	0 (4)	2 (4)	2 (3)	1 (1)	0 (2)	22 (36)
内消防要請件数	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

（　）内は前年度件数

2　火災発生状況

件数（複数回答可）	火災発生原因						合計	被害内容				合計
	ｽﾌﾟﾚｰ缶	ｶｾｯﾄﾎﾞﾝﾍﾞ	ﾗｲﾀｰ・ﾏｯﾁ	たばこ	その他	不明		車両	設備機器 ＊	その他	なし	
	7 (14)	6 (6)	4 (5)	1 (0)	6 (7)	26 (33)	50 (65)	13 (12)	10 (10)	0 (0)	10 (32)	33 (54)

・被害内容の「設備機器 ＊」は、不燃中継所の圧縮機器やコンテナ等の故障や破損数です。

（　）内は前年度件数

3　火災発生車両の内訳

収集ごみ種			合計 ※車両火災件数合計と一致	車種			合計 ※車両火災件数合計と一致
可燃	不燃	その他		小型プレス	小型特殊	その他	
11 (6)	14 (21)	0 (0)	25 (27)	10 (22)	2 (4)	0 (1)	12 (27)

（　）内は前年度件数

→ その他の内容

収集ごみ種・その他	車種・その他
	新大型特殊車

4　収集における取り組みについて

スプレー缶等取扱い	
分別回収（資源物扱い）	6 区
収集時の中身確認及び選別・別袋回収（不燃ごみ扱い）	18 区
無分別・無選別（不燃ごみ扱い）	0 区

火災防止・抑制の具体的な取組みについてご記載ください。
※　資料3－2　参照

資料3－2

区名	火災防止・抑制の具体的な取組み
千代田区	・区民に対しては、スプレー缶・ガスライター等を別袋で「キケン」と表示のうえ排出するよう啓発を行なっている。 ・排出された別袋及び不燃ごみの中身から選別したスプレー缶等は、専用回収袋で回収を行っている。大量にある場合は、別車両（軽小型貨物車）で回収を行っている。
中央区	・スプレー缶は、中身を使い切ってから資源物として回収している。 ・ガスライターは、別袋で排出するよう啓発を行っている。 ・雇上車（不燃・東都・中島）に、二酸化炭素消火器がついた車を使用している。
港区	・区民に対しては、スプレー缶・ガスライター等を別袋で「キケン」と表示のうえ排出するよう啓発を行なっている。 ・不燃ごみは、（新大型特殊車で収集する集積所を除き）軽小型貨物車で回収を行っている。 ・芝浦清掃作業所（不燃ごみ中継所）に「スプレー缶等処理装置」を設置し、ガス抜きの処理を行っている。
新宿区	・新宿区では、火災原因物となるスプレー缶、カセットボンベ等を資源として分別回収するとともに、収集した金属・陶器・ガラスごみ（不燃ごみ）からも火災原因物を選別回収している。また、搬入５区には適正搬入のお願いをしている。
文京区	・スプレー缶等は、使い切ったものは資源で出し、中身のあるものは不燃ごみとして別袋に入れ「キケン」と表示するか直接手渡しするよう啓発している。
台東区	・区民に対しては、スプレー缶・ガスライター等を別袋で「危険物」と表示のうえ排出するよう啓発を行なっている。 ・排出された別袋及び不燃ごみの中身から選別したスプレー缶等は、収集時に他の不燃ごみと分けて回収を行っている。
品川区	・区民に対しては、カセットボンベ・スプレー缶・使い捨てライター等を別袋で、中身入りの場合は「中身入」と表示して排出するよう啓発を行っている。 ・排出された別袋およびごみ袋から抜き取ったカセットボンベ・スプレー缶等は、荷箱に積み込まず運転助手席等に一時置き、収集終了後バケットに置いて事務所まで搬送する。また、一部集合住宅に別車（天蓋車）で回収を行っている。
目黒区	・ＨＰ、区報を通じてスプレー缶、ライター等の危険物の分別について周知。 ・火災ごみ収集地点周辺への再発防止ビラの配布。
大田区	スプレー缶・カセットボンベを資源の日に出してもらい、平ボで取っている。すべて使い切ってから出すように区民に啓発を行っている。 ・平成28年度から大森清掃事務所管内の一部地域で、モデル事業として実施している不燃ごみの資源化及び適正処理においては、スプレー缶を軽小型貨物車で収集し、車両火災を予防している。平成29年度からは対象地域を大森・調布清掃事務所管内全域に拡大する。平成30年度からは対象地域を全域に拡大する。
世田谷区	・区民に対して、スプレー缶・ガスライター等は使い切ってから排出するようお願いしている。 ・古い物や未使用品等で使い切ることが不可能な場合は、別袋で「スプレー缶、ガスボンベ」加えて「中身入り」等、表示のうえ不燃ごみの日に排出するようお願いしている。 ・スプレー缶やガスライター等は不燃ごみとして、プレス車ではなく軽小型ダンプ車で圧縮することなく収集を行っている。
渋谷区	・平成22年11月より、スプレー缶・カセットボンベを不燃ごみ収集から資源として回収を行っている。 ・ライターに関しては中身を使い切り、不燃ごみ収集日に別袋に入れて排出してもらうよう啓発をしている。
中野区	・スプレー缶等は区民へ、火災の原因となるので、他のごみとは別袋に入れ、中身がわかるよう表記してもらうよう案内している。
杉並区	・区民に対して、スプレー缶・カセットボンベ・ガスライターは使い切って「スプレー缶」等の表示をし、別の袋で排出するように啓発をしている。 ・不燃ごみは軽小型ダンプ車で回収し、排出された別袋及び不燃ごみの中身から選別したスプレー缶等はスプレー缶用荷箱に別積みしている。 　また、不燃ごみから資源物を分別する際にスプレー缶等も分別している。
豊島区	・スプレー缶やライター等は紙袋に入れ、その内容が分かるよう表示したうえで排出するよう啓発を行っている。 ・平ボディ車（軽小型ダンプ、新小型ダンプ）による不燃ごみの収集を行っている。

資料3－2

区名	火災防止・抑制の具体的な取組み
北区	・スプレー缶のみ別袋で出すようごみの出し方についての冊子やチラシで周知。 ・プレス車では回収しない。
荒川区	・区民に対して、スプレー缶・ガスライター等を別袋で「危険物」と表示のうえ排出してもらうよう啓発し、専用ネットで回収している。
板橋区	・区民に対しては、スプレー缶・ガスライター等は、別袋で「スプレー缶」「ガスライター」と表示のうえ排出するよう広報紙やチラシで啓発を行うと共に、収集作業中にふれあい指導をとおして直接啓発を行っている。
練馬区	・区民に対しては、スプレー缶・ガスライター等は他の不燃ごみとは別の袋で排出するよう啓発を行っている。 ・小プでの収集時には不燃ごみを全破袋し、スプレー缶を抜き取り、収取車両の後部に備え付けたネットに分けて収集している。
墨田区	・スプレー缶・ガスライター等を不燃ごみとして他のごみと別袋で「危険物」と表示して排出するように啓発指導している。 ・排出された別袋及び不燃ごみの中から選別した別スプレー缶等は、別車両（軽小型貨物車）で回収する。
江東区	・区民に対しては、スプレー缶・ガスライター等は使い切ってから出すように啓発を行っている。 ・H28.9.19より、他の不燃ごみとは別の袋で排出するように分別ルールの変更を行った。
足立区	・不燃ごみの回収にプレス車ではなく、ダンプ車を使用。 ・ホームページに車両火災の記事を載せ、火災の原因になるものを排出しないように啓発している。
葛飾区	・引火性のあるものについては、中身がない状態を確認した上で、別の袋に分別し、処分をしている。 ・引火性のあるものの適正処理について区配布物やホームページに記載し、周知をすることで火災防止・抑制につとめている。
江戸川区	・平成２８年度から巻き込まない小型排出車（新型車両）を導入したことで車両火災の防止を図っている。 また、区内２箇所に設置した選別中継所でスプレー缶等をピックアップし適正処理をしている。

平成31年度作業計画策定スケジュール

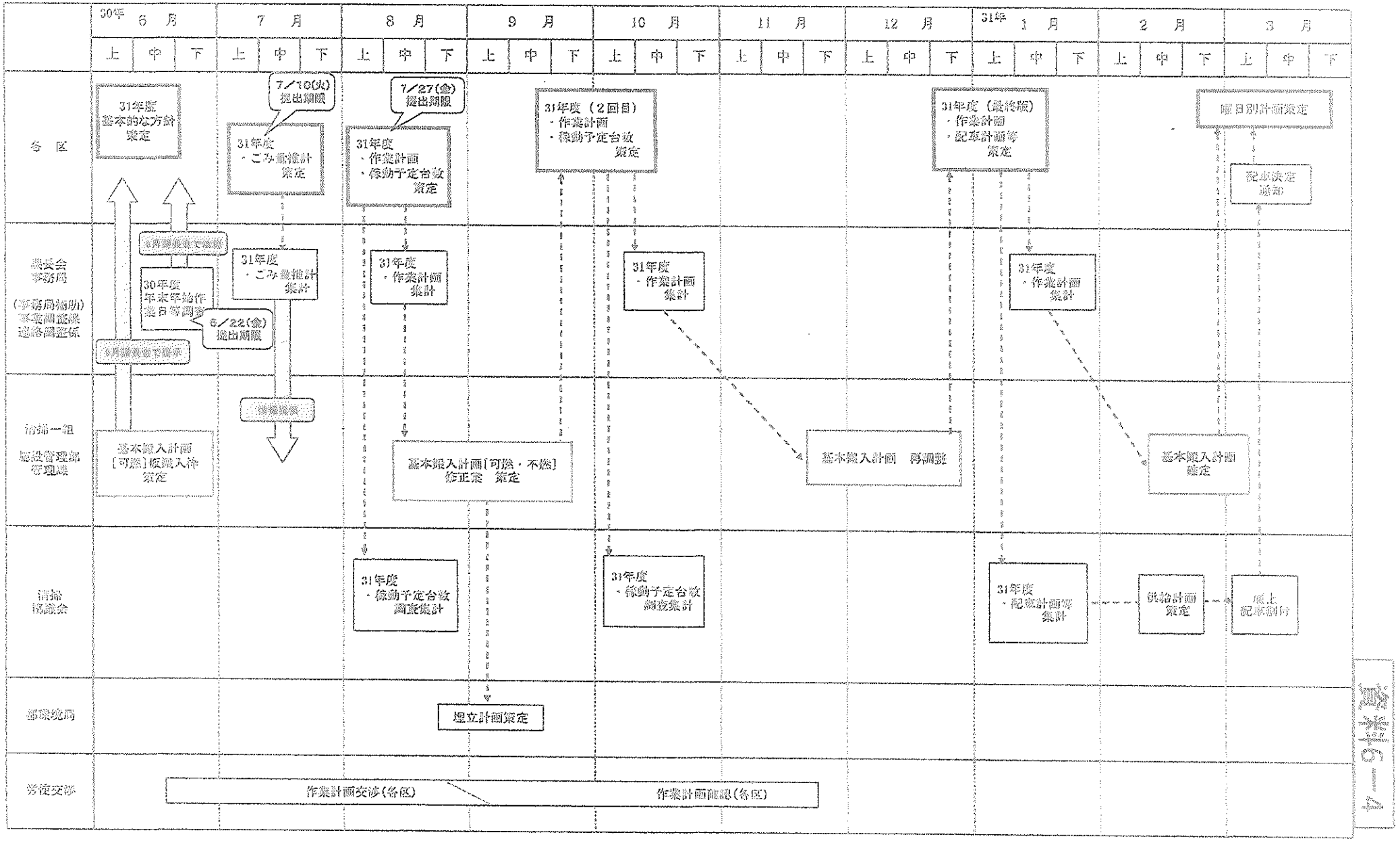

※従来のスケジュールをもとにしており、今後の状況により変わる可能性もある。

一組資料1

３０清施管第５４１号
平成３０年６月８日

各区清掃リサイクル主管課長　殿

東京二十三区清掃一部事務組合
施設管理部管理課長　加藤　徹也
（公印省略）

平成３１年度基本搬入計画に係る仮搬入枠［可燃］の提示について

標記の件について、下記の考え方に基づき別添のとおり作成いたしましたので提示いたします。

記

１　作成の前提

（１）平成３１年度における清掃工場稼働状況の見通し

有明清掃工場の延命化工事を予定しています。

（２）年度を通しての搬入計画

仮搬入枠は、年度を通じての基本計画策定を前提としています。

（３）協議条件

各清掃工場における運営協議会・地域住民との協議内容を踏まえています。

（４）計画量

仮搬入枠の中で提示する各事務所の搬入計画量は、平成３０年度基本搬入計画量を基本としています。

２　搬入清掃工場及び搬入量設定の考え方

（１）近距離搬入の原則

清掃工場所在区における自区内清掃工場への搬入や、近距離清掃工場への搬入を原則としています。搬入距離の概念には、実測距離及び時間的距離の双方が含まれます。

（２）搬入清掃工場の設定

各区の作業計画策定単位ごとに搬入清掃工場を設定し、区内に複数の清掃事務所がある場合、その枠の中で調整することとします。調整する場合には、担当まで連絡願います。

（３） 持込事業者の搬入清掃工場及び搬入量設定

持込事業者は、２３区の一般廃棄物処理事業を補完するものと考え、各区の計画量及び作業効率等を最優先としつつ、各事業者の作業性の確保・搬入時間帯等を考慮しながら、全量焼却体制の維持を前提に、各清掃工場間におけるごみ処理量の平準化に向けて調整を行い設定します。

3　各区における作業計画策定の考え方

各区が平成３１年度作業計画を作成するにあたり、搬入先別の搬入計画量の調整を必要とする場合は、今回提示した各搬入先の計画量按分比によることを原則とします。ただし、複数の清掃事務所が存在する場合は、その枠内での調整が可能です。

なお、按分比により難い場合は、提出前に下記担当へご相談ください。

4　搬入先変更への対応について

今回提示した仮搬入枠[可燃]は、各清掃工場の定期点検補修、中間点検及び突発的な故障・事故等による搬入先変更の要素については反映していません。

従って、後日提示する平成３１年度清掃工場定期点検補修及び中間点検に伴う焼却炉停止計画（案）を参考に、搬入先変更を考慮の上、作業計画の調整を行っていただくとともに、雇上経費及び超過勤務手当等の措置については特段のご配慮をお願いいたします。

5　不燃ごみ及び粗大ごみについて

（１） 不燃ごみの中防不燃ごみ処理センター及び京浜島不燃ごみ処理センターへの搬入量については、各区が策定する作業計画に基づきます。

（２） 粗大ごみの各中継所搬出及び粗大ごみ処理施設への搬入量については、各区が策定する作業計画に基づきます。

[担当]
東京二十三区清掃一部事務組合
施設管理部管理課計画調整係　鈴木
電話：6238－0714

一組資料３

平成３０年６月８日
東京二十三区清掃一部事務組合

ごみ処理の現況とごみ削減について

１　ごみ量の推移

実績ごみ量は、平成１４年度以降減少していましたが、平成２９年度は増加に転じました。また、 清掃一組の施設整備計画の前提となる、一般廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）のごみ量を初めて上回る結果となっています。

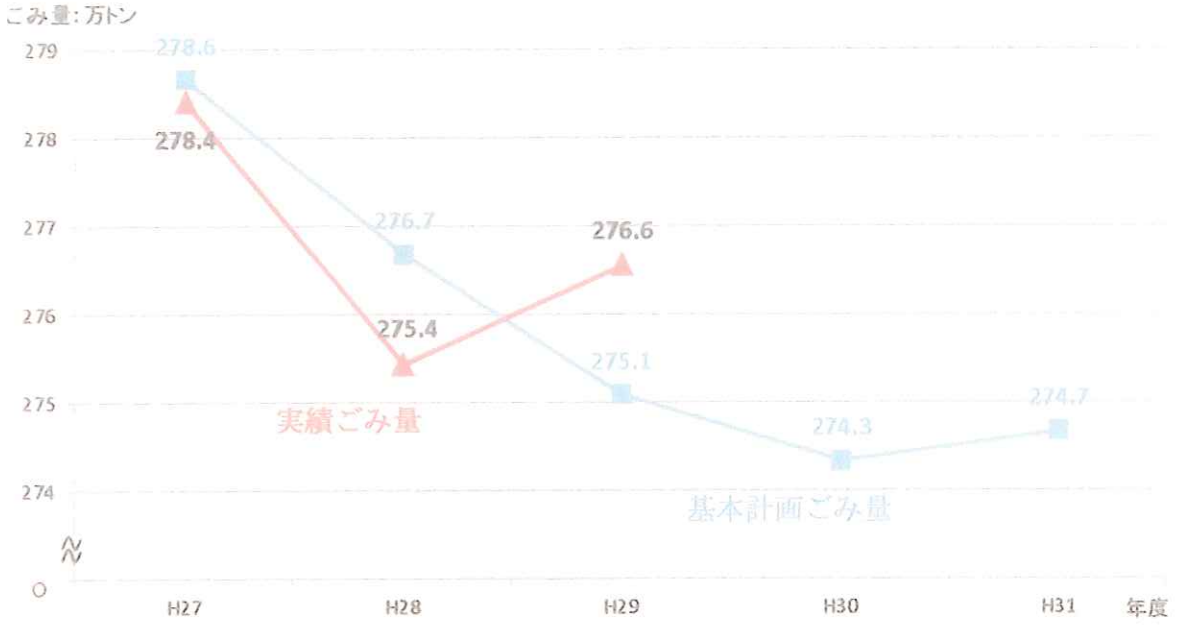

２　焼却処理量の推移

実績焼却処理量は、実績ごみ量に概ね比例しており、平成２９年度の実績焼却処理量は、ごみ量と同様に基本計画の焼却処理量を大きく上回る結果となっています。

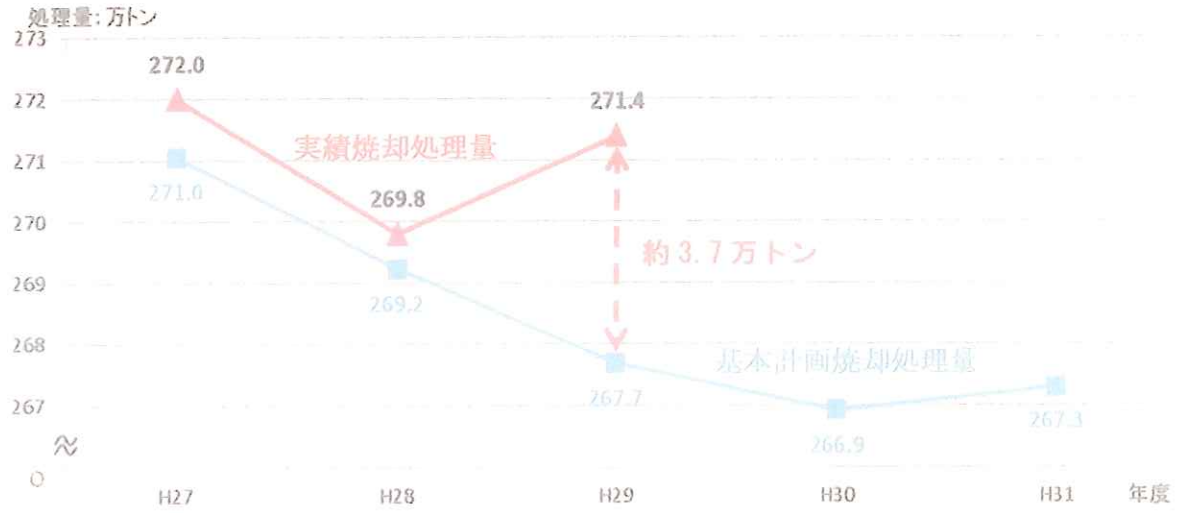

※平成 29 年度の値は、速報値です。

3　最終処分量の推移

平成２７年度からの主灰のセメント原料化の推進等により、実績最終処分量は減少しているものの、依然として基本計画の最終処分量を上回る結果となっています。

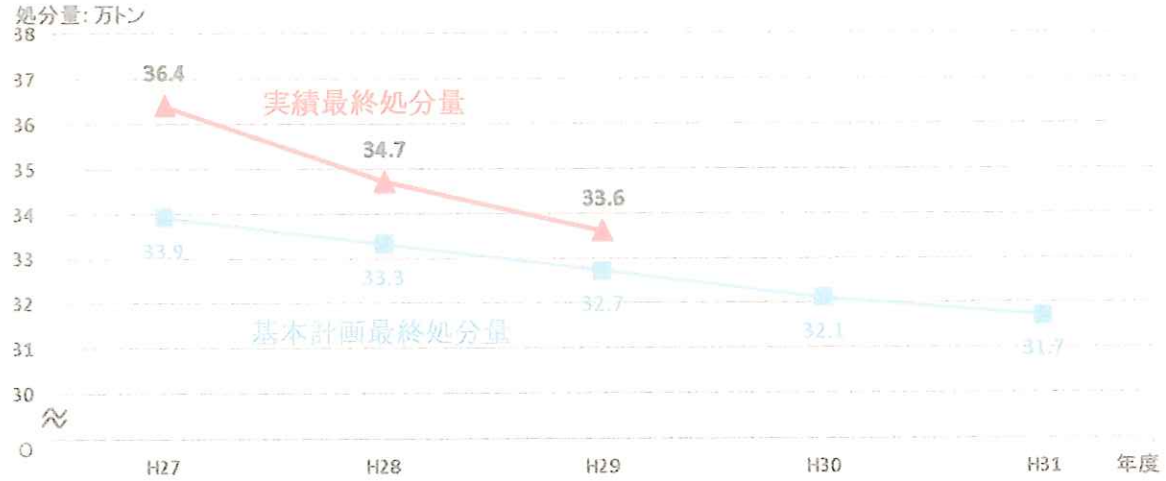

※実績最終処分量は、清掃一組の処理残さのみの値です。
※平成 29 年度の値は、速報値です。

4　清掃工場に搬入されたごみの組成

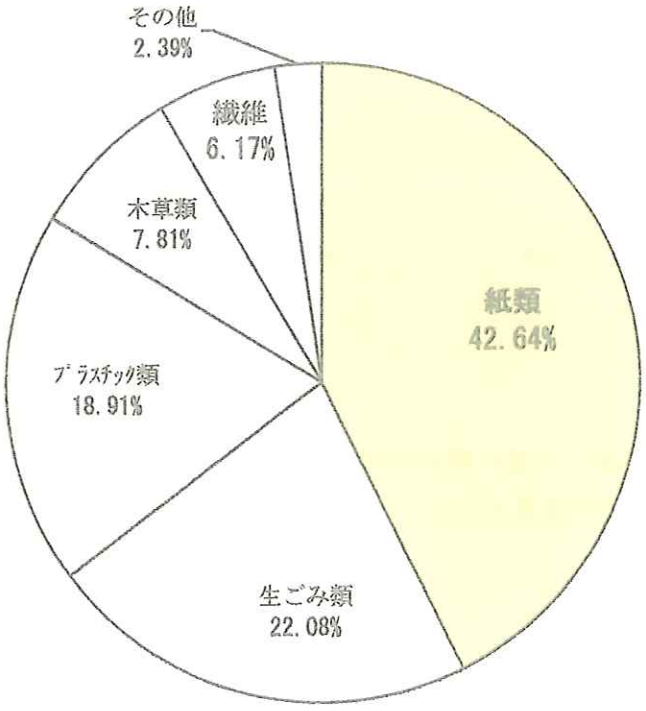

清掃工場に搬入されたごみの組成（平成 29 年度）

	紙類	生ごみ類	ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類	木草類	繊維	その他
平成 27 年度	44.21%	21.06%	18.20%	7.94%	6.02%	2.57%
平成 28 年度	44.49%	21.70%	18.01%	7.41%	6.06%	2.33%
平成 29 年度	42.64%	22.08%	18.91%	7.81%	6.17%	2.39%

清掃工場に搬入されたごみの組成一覧（平成 27～29 年度）

各種会議・集会等参加報告書

報告日２０１８年7月２５日

報告内容	自治労大都市共闘清掃部会第 29 回総会	
日　　時	２０１８年7月１４日（土）～１５日（日）	
場　　所	ヴィアーレ大阪	
参 加 者	全体	１８単組　４９名
	清掃	坂本、多田、中里、田口

件名・具体的内容

自治労大都市共闘清掃部会第２９回総会

大都市共闘清掃部会長あいさつ　松本部会長（神戸）

日本全国を取り巻く状況も厳しいですが、豪雨災害で非常にしんどい思いをされている都市がたくさんございます。西日本を中心に大きな被害が出ました。平成30年7月豪雨と名付けられました。特定非常災害に指定されましたが、これまで、地震では指定されていましたが、豪雨で指定されるのは初めてのことです。11 府県でこれまでにない広範囲で特別警報が出たという状況であります。未だに全容把握が出来ていない非常に大きな災害であります。今日現在 14 府県 203 人以上の方が亡くなっており 46 名以上の方が未だ行方不明と平成史上最悪の豪雨災害であります。今回の災害で特徴的なのが、亡くなられた方の 7 割以上が 60 歳以上の災害弱者であったことです。このことは、日常の取り組みからの課題である社会的弱者の方が被害にあわれたということで、改めて皆さんと共通の課題として持ち合わせていただけたらと思います。

この災害について、既に仲間が支援に赴いています。全都清から先日、大阪市は四国の高松市へ、神戸市は岡山県倉敷市・総社市・高梁市への支援の要請がありました。大阪市が先遣隊として行き振り分けを行いました。13 日から大阪市が本体として小型プレス車８台、小型トラック４台を倉敷市真備町へ。14 日から神戸市が小型プレス車４台、小型トラック５台、人員 33 名。先遣隊が 5 名先に現地入りしていますので、総勢 38 名で総社市に派遣をしています。名古屋市が岐阜県関市下呂市、熊本県が愛媛県大洲市、福岡・久留米が飯塚市へ。京都が週明けの 17・18・19 日に日帰りで倉敷市真備町のほうに派遣に行きます。このようにたくさんの仲間が支援に赴かれておりますが、こういった情報も大都市共闘清掃部会の仲間で共通認識として持っていただき、また、それぞれの情報を提供していただき現地の方々の一日も早い日常生活を取り戻せるような一助になるような土台を皆さんと作り上げて行きたいと思っております。

来賓あいさつ　大阪市労働組合連合会　吉田執行委員長

６月には大阪府北部を震源とする地震、７月５日深夜から７日にかけて西日本と中心とする豪雨により、非常に甚大な被害が出ております。今朝の新聞には、死者が 200 人を超え家屋損壊 3 万棟を超えたと報道がされております。大阪からは倉敷へ神戸からは総社市へ災害支援に入っていただいているところでございます。

現地で復旧作業に当たられている皆さんの炎天下による作業、十分身体に気をつけて帰還して頂きたいと思います。

こういう災害が起こると思うのですが、直営の現業現場とりわけ清掃職員が必要ではないかと思う。一番災害のときに重要なのは、段どおり力だと思います。この段どおり力は、清掃の現場で 10 年 20 年と仕事をすることによって身に付くと思っています。しかしながら、今、全国で直営の比率が 20%になっている状況であります。

東京都の区政課から、清掃職場は退職不補充というようなことが書かれた文章が出たということで、そのことも含めて総務省交渉をしてきました。総務省としては、そのようなことは言ってはいないと、現業賃金もそうですが各自治体の判断に委ねていますと、ただし、住民にきちんと説明をしていただきたいという回答でありました。総務省として退職不補充について強制をしているわけではないので、このことは、きちんと全国に持ち帰ってそれぞれの単組で交渉をお願いしたいと思います。

議　事

２０１８年度経過報告及び会計報告

第１号議案　２０１９年度運動方針

第２号議案　２０１９年度予算（案）

第３号議案　２０１９年度清掃部会役員の選出

特別報告

１．中央情勢報告

ＮＰＯ法人環境安全センター　鈴木靖文

使い捨てプラスチック容器禁止の動き

海洋中に漂うマイクロプラスチックが、海洋生物に対して大きな影響を与えている可能性があり、2018 年 6 月 8～9 日にカナダのシャルルボアで開催されたサミットで議論されました。「陸・海域でプラスチックのライフサイクルアプローチを取り、より資源効率的で持続可能なプラスチックを管理する」としたブループリントには全員が合意したものの、「プラスチック素材割合を増やす、回収率を高める、使い捨てプラを減らす」ことを謳った「Ｇ７海洋プラスチック憲章」については、日本とアメリカを除いた国・地域で承認されました。

・フランス　2020年から使い捨てのプラスチック製カップや皿を禁止。
・ケニア　2017年からプラスチック製の袋を使用、販売、国内に持ち込むことを禁止。
・イギリス　2019年から順次使い捨てのプラスチック製品の販売を禁止。
2042年までに不要なプラスチックごみをゼロにする政策方針。
・ＥＵ　期日なし。使い捨てプラスチック製品の使用を禁止。（法案提出）
＊今年１月時点の戦略では「2030年までに使い捨てのプラスチック容器・包装を域内でゼロ」にする。

２．京都市の市政改革に対する直営堅持の取り組みについて

自治労京都市職員労働組合清掃支部　幹事　内田直人

京都市は、平成18年に「信頼回復と再生のための抜本改革大綱」を制定し、平成19年4月以降「ごみ収集業務の50%の委託化の計画的実施」「技能労務職員の50%削減」「まち美化職員の新規採用凍結」「まち美化事務所の統合」などの改革を実施してきました。

収集業務の50%委託化を実現するには、単純に技能労務職員の50%削減が第一に挙げられますが、労働組合として受入れられるものではなく、新たな業務を作り出し「ごみ啓発班の創設」で人員の確保に努めたところです。

ごみ啓発班として、ごみの減量と適正排出に向け、市民との共同による排出定点での適正排出に指導等を行い、減量に繋げてきました。有料指定袋の導入もあり、時間外の立ち当番等、近隣住民の声に迅速に対応してきました。

採用凍結については、今後の廃棄物行政、災害対策等において、計画性のない行政判断としか言いようがありません。

まち美化事務所の統廃合においても、少数事務所を統合した結果、市民が資源物を持ち込みやすい事務所を統合したことにより、市民サービスの低下を招いています。

・ごみ収集業務の委託化の推進　平成18年度26.2%→平成27年度に50%委託化
・ごみ収集体制の効率化　平成18年度258班→平成26年度188班
（70班27.1%削減）
・まち美化事務所の再編　平成18年度11か所→平成26年度7か所
（平成22年4月～平成23年10月）
（目標の８か所を上回り実施）
・技能労務職員の削減　平成18年度999人→平成29年度498人
・ごみ収集経費の削減　平成18年度約94億円→平成25年度約54億円
（年間約40億円42.5%の削減）

さらに、今後のごみ収集業務の進むべき方向性を議論するため、平成25年5月に、学識経験者や市民等で構成する「京都市ごみ収集業務のあり方検討会議」を立ち上げ、6回にわたる検討会議を行い、その中で、現在、一部を午後に実施している燃やすごみの収集について、ごみ量の削減を図るとともに収集作業の改善を進めることにより、平成28年度から完全午前収集の実現もめざしていました。
7事業所での収集体制にはばらつきがあり、当局が考えていた計画では半数の事業所で午前中には終わりませんでした。

事業所ごとで班立てや地図の見直しが必要な状態ではありますが、仲間の理解と協力があり職員の高齢化が進む中での改革ではありますが、公共サービスを担う現業労働者の誇りとして改革に取り組んでいるところです。

・退任役員及び新役員あいさつ
・総会宣言（案）の提案と採択
・団結ガンバロー三唱

総　会　宣　言　(案)

昨年７月に大都市共闘清掃部会は、第２８回定期総会を開催し、廃棄物行政をめぐる情勢の認識一致や労働組合としての取り組む方針を確認し、各単組・職場から質の高い公共サービスの提供をめざした取り組みを展開してきた。

国内においては、圧倒的な議席を有する自公政権のもと、平和や人権、労働法制、私たちの生活や将来に大きくかかわる施策が改悪されており、財政面においては、金融資産の垂れ流しばかりか、物価の上昇などにより市民生活を直撃している現状にある。

１１年に発生した東日本大震災・福島第一原子力発電所事故は、尊い命や財産、生活を破壊する甚大な被害を招き、現在も復興に向けた努力や支援が積み重ねられている。また、１６年４月に発生した熊本地震では、災害廃棄物対策など、あらためて災害支援体制のあり方について考えさせられた。引き続き、長い時間と弛まぬ労力が求められている現状にあるが、一方で、この間進められてきた公共サービスの切捨て、民営化によって、保健・医療・ごみ収集などの緊急体制が構築できない自治体が多く存在することが明らかとなった。日常的な防災体制の確保の在り方や原発に依存しないクリーンエネルギー政策への転換、核廃棄物の処分問題等の課題解決に向けて、早急な対応が求められている。

今日の廃棄物行政は、より一層の充実が求められているにも関わらず、各地方自治体では、財政危機を理由にした民間活力の導入、指定管理者制度、地方独立行政法人への移行、新規採用の凍結、欠員の不補充、配置転換など、これまで以上に清掃職場・清掃職員に対する攻撃が強まっている。

私たちは、市民ニーズを的確に把握し、民間が実施しない事業や超高齢化社会に対応したふれあい収集、ごみ屋敷問題、空家のごみ問題など「暮らしを守る安心安全」の取り組み、廃棄物行政に精通した直営職員が、突然発生した災害に即時に従事できる体制の構築に向けた取り組みをさらに強化していかなければならない。

直営堅持を基本とした、日常的な職場活性化の推進、質の高い公共サービスの提供をしていく強い意志のもとに、市民のための廃棄物行政のあり方を求め、現在の家庭ごみ収集直営比率２０％を死守する取り組みを強めていかなければならない。

そのためには、来年７月の第２５回参議院議員選挙において、私たちの考えを理解し、国会の場で共に戦う仲間を送り出すことが必要不可欠である。自治労組織内候補である「岸まきこ」さんの必勝に向け、一丸となって取り組みを進める。

私たち大都市共闘清掃部会は、本日第２９回定期総会で確認された方針に基づき、自治労・大都市共闘に結集して全力で闘うことをここに宣言する。

２０１８年７月１４日
自治労大都市共闘清掃部会
第２９回定期総会

【 2019年度 役員体制 】

役職名	氏名	単組名
部会長	松本賀仁	神戸市従・環境支部
副部会長	北川滋雄	大阪市従・環境事業支部
副部会長	坂本浩明	東京清掃労働組合
副部会長	田中有人	札幌市労・清掃支部
副部会長	髙橋雄二	自治労横浜・環境事業支部
副部会長	小西正道	自治労京都市職・清掃支部
事務局長	橋本慎吾	大阪市職・環境局支部
幹事	岡澤直也	札幌市職・清掃協議会
幹事	阿部和生	札幌市労・清掃支部
幹事	遠藤正彦	仙台市職・環境支部
幹事	横山正	新潟市職・環境分会
幹事	髙橋友男	千葉市職・環境支部
幹事	多田修一郎	東京清掃労働組合
幹事	玉川雅之	川崎市職・清掃支部
幹事	松本真実	自治労横浜・環境事業支部
幹事	小泉実	相模原市職・清掃支部
幹事	横山純二	自治労名古屋・環境支部
幹事	内田直人	自治労京都市職・清掃支部
幹事	長尾久幸	大阪市従・環境事業支部
幹事	松原仁	大阪市職・環境局支部
幹事	瀬戸口正浩	神戸市従・環境支部
幹事	福谷陽一	岡山市現労・環境支部
幹事	吉田修	北九州市労連・清掃協議会
幹事	徳島健人	福岡市現労・生活環境支部
幹事	川邊昭彦	熊本市職・現業評議会清掃部会
特別幹事	小畑嘉雄	広域廃棄物研究センター

各種会議・集会等参加報告書

報告者　中里 保夫

名　称	自治労東京都本部 2018 年度 第５回単組代表委員会
日　時	2018 年７月 24 日（火）　18：30 ～　：
場　所	東京清掃ＳＫホール
参加状況および他の参加者	単組代表委員 53 名中 29 名出席（18：30 現在） 他 都本部中央執行委員

議長：伊藤 定夫（江戸川区職労）

・議事録署名人：三鷹市職労・渡辺　倉一　　東京清掃労組・中里 保夫

Ⅰ．座光寺中央執行委員長あいさつ（要旨）

自治労県本部代表者会議において、西日本豪雨災害に対するカンパ活動を行うことが決定しました。被災地の自治体県本部と連合による取組に送ります。

７月 22 日まで延長された通常国会が閉幕しました。特徴点を申し上げます。

・昨今の官僚は、安倍首相に対する忖度で行動していると言えます。なぜなら、官僚の人事を官邸が握っているからだと思っています。

・強行採決が常習化しています。何を、何時間議論しても野党の思う結果になっています。「働き方改革」で 47 本もの付帯決議がつくことは、議論が足りていない証拠です。さらに、西日本豪雨が発生している最中に「カジノ法案」を数の力で通し、人命よりもギャンブルの方が大事という姿勢を政府が見せました。このことは、政治史に残る汚点と考えています。この間の大臣や官僚による失言や暴言からは、政治的責任を感じることはできません。９月に行われる自民党の総裁選で安倍首相が再選する可能性が高いと言われています。秋の臨時国会では、「憲法改正」の発議という動きが本格化してくると思います。危機感を持った運動を進めていかなければなりません。

・本日は、自治労第 91 回定期大会に臨む態度について、提案させていただきます。今年は中間年であり、この１年の総括と次年度の大会に向けた討論が中心になります。都本部としては、産別闘争のあり方、現業統一闘争のあり方、参議院議員選挙の取組、連合東京で取り組む 2020 年に開催されるオリンピック・パラリンピックで使う金・銀・銅のメダル素材として、組合員数である 60,000 個の携帯とスマホを集めることになります。

・都本部組合費の積算に誤りがありました。対象は、公共民間および公共民間を組織化している自治体単組です。各単組に知らせるとともに、説明会を開催します。また、８月 21 日の第６回単組代表委員会で確認していただく予定です。

Ⅱ．報告事項

〈全体〉

・自治労第４回県本部代表者会議：別紙

〈組織局〉

・都本部臨時・非常勤協議会第 15 回総会：別紙
・自治労青年女性中央大交流集会：別紙

〈政治政策局〉
・調布市長選挙（7/8）結果について
　長友よしき（65 歳　無所属　現職）　当選　38,554 票
・第 19 回統一自治体選挙・各単組組織内予定候補等の推薦書類提出等の要請について：別紙

〈全労済自治労共済本部東京都支部〉
・第５回じちろう全国共済集会の開催について（9/19～20）

【質疑】
・東村山市職労 ⇒ 報告書に「役員名簿」を記載する必要はないと思う。その分、報告内容を充実させるべき。検討をお願いしたい。

【回答】
・東村山市職労 ⇒ 検討して、報告書の内容を充実させます。

Ⅲ．協議事項

〈全体〉
・自治労第 91 回定期大会に臨む態度（案）について：別紙

【質疑】
・北区職労 ⇒ オリンピック・パラリンピックのメダルについては、主催者の責任で行うもの。労働組合としては、アスリートへのカンパが必要である。
・立川市職労 ⇒ 男女平等推進闘争を後退させない発言内容にしてもらいたい。平和に関する取組発言をお願いしたい。

【回答】
・北区職労 ⇒ メダルについては、検討させていただきます。カンパについては、積極的に進めていきます。
・立川市職労 ⇒ 男女平等推進闘争を後退させない取組を進めていきます。平和の取組については、検討したいと思います。

〈企画総務局・財政局〉
・2017 年 10 月から 2018 年９月までの都本部組合費の請求の誤りについて：別紙

【質疑】
・練馬区職労 ⇒ 今回の経緯を聞きたい。
・昭島市職労 ⇒ 各単組の取組にも課題があるのではないか。計算式等の情報を示す必要があるのではないか。
・民間協 ⇒ 説明会だけではなく、各単組に足を運ぶ取組をお願いしたい。不足分の徴収方法については、柔軟な対応をお願いしたい。
・福生市職労 ⇒ 該当単組以外の単組については、次回の単組代表委員会で発言すれば良いのか。どのような責任を取るのか。

・東村山市職労 ⇒ 計算式の提示をお願いしたい。

【回答】

・練馬区職労 ⇒ 単組からの問い合わせが少なかったので、明確な経緯は分かりません。
・昭島市職労 ⇒ 各単組でもチェックできる方法を検討したいと思います。
・民間協 ⇒ 誠意を持って対応します。
・福生市職労 ⇒ 該当単組以外の単組については、次回の単組代表委員会で意見をいただきます。現段階での回答は控えさせていただきます。
・東村山市職労 ⇒ 誠意を持って説明させていただきます。

〈組織局〉

・加盟組合の解散について：別紙
・新規加盟組合について：別紙

Ⅳ．その他

【質疑】

・北区職労 ⇒ 再雇用・非正規職員に関する最高裁の判例に対する自治労としての見解を聞きたい。また、熱中症対策として、エアコンの運転延長を交渉して実現したことを報告する。（安全配慮義務違反として訴えた）
・東村山市職労 ⇒ 役員推薦委員会における各推薦理由と推薦委員を選出するプロセスを明らかにしてもらいたい。都本部規定では、「外部会計監査後の監査証明書を大会で示して承認を得る」とされているが、行っていない理由を聞きたい。キーポイントを明確にした報告書の書き方を検討してもらいたい。

【回答】

・北区職労 ⇒ 現在、整理を進めています。熱中症対策については、貴重な情報をありがとうございます。
・東村山市職労 ⇒ 役員推薦委員会については、議事録を策定していません。推薦いただいた方を確認しています。構成組織のバランスも大切だと思います。ご意向については、意見として受け止めます。都本部規定については、取り扱いを整理したいと思います。報告書については、検討させていただきます。

Ⅴ．当面の日程

<u>第６回単組代表委員会</u>

日時：８月21日（火）18時30分～　場所：ＳＫホール

第45回都本部中央委員会

日時：９月18日（火）18時30分～　場所：自治労会館６階ホール

各種会議・集会等参加報告書

報告者　石井利明

名　称	自治労2018年度第4回県本部代表者会議		
日　時	2018年7月23日（水） 13:30～17:00	場　所	自治労会館6階ホール
参加状況および他の参加者等	（代表者）座光寺、（傍聴）青木、石井		

≪川本委員長あいさつ≫

① 通常国会閉会
官僚、公務員がクローズアップ。森友・加計問題、セクハラ発言、厚労省のデータ問題、イラク日報問題、など安倍首相への忖度が横行。
法案のなし崩し的採決。国民の意識と大きくかけ離れている
マスコミ報道の偏り

② ILOで日本の公務員の労働基本権にかんして11度目の勧告。勧告を受け入れた措置を求め、連合・公務労協と連携を強化する。

≪協議事項≫

① 事前提起【大会報告】2018年度運動の総括（案）　資料省略

② 事前提起【大会報告】2018現業・公企統一闘争中間総括（案）資料省略

③ 事前提起【大会第2号議案】「非正規労働者の処遇改善と連動した組織化の推進～会計年度任用職員制度の確立にむけた統一対応～（案）」別紙参照

④ 事前提起【大会第4号議案】規約・規程の一部改正（案）について
「本部財政の抜本改革の方針」における2020年度までに10%程度の支出削減（対2016年度予算）と本部役職員10%削減を行うことが明記され、本部役員の定数「30人」の10%にあたる3人を削減することとする。また、役員の減員は、副委員長（財政担当）1、中執1、評議会担当中執1（都市交評）。それに伴い、財政担当を書記次長の任とすること、都市交評を総合組織局から総合政治政策局へ変更する。役員の減員は、副委員長および中執は2019年度の役員選挙から、評議会担当中執（都市交評）は2021年度の役員選挙で実施する。
上記の変更を行うため、規約・規程の一部改正を実施するという提案。

⑤ 自治労第91回定期大会の運営について
【議案】
第1号議案　当面の闘争方針（案）
第2号議案　「非正規労働者の処遇改善と連動した組織化の推進～会計年度任用職員制度の確立にむけた統一対応～（案）」
第3号議案　2019年度一般会計予算および特別会計予算（案）
第4号議案　規約・規程の一部改正（案）
なお、今大会は中間年大会ですが、一部中央執行委員の変更があるため、役員選挙が実施。規約改正の投票とあわせ、2日目の昼食休憩前に規約改正の一票投票、役員選挙の投票が実施予定。
【発言について】
事前エントリー制で、報告と議案で「各県各一本ずつ」

⑥ 西日本豪雨災害への対応について（口頭提案）
・組合員の被災状況
・自治労カンパを実施
カンパの交付先は、①被災組合員、被災県単組、被災県本部（広島、岡山、愛媛の3県を中心）を目的としたもの、②連合カンパ（広島、岡山、愛媛の3県）。今後、第1次集約を8月末、第2次集約を11月末目途に実施。
・災害支援ボランティアは、当面、被災県の連合地方連合会のボランティアに当該県本部・単組で対応していくとのこと。現時点で自治労本部から全県へのボランティア要請はなし。

＊　名称・日時等の項目は１２ポイント、本文は１０・５ポイントに基本として、一枚以内におさめて記入をお願いします。

<協議事項②>

Ⅲ　大会第２号議案
「非正規労働者の処遇改善と連動した組織化の推進
～会計年度任用職員制度の確立にむけた統一対応～（案）」

1.　取り組み状況と課題

（１）　非正規労働者を取り巻く状況

日本においては、1990年代以降の長期にわたる景気の低迷などを要因として雇用の非正規化が進み、現在では雇用労働者に占める、非正規職員の割合は約４割に達し、格差問題が深刻化しています。

特定の業種に限定して導入することとされた労働者派遣法は1985年の制定以降、対象業種を順次拡大する改定が繰り返され、2003年改正における製造業への適用拡大などにより、その数は爆発的に増加していきました。しかし、リーマンショックに象徴される2007年からの世界同時不況時には、期間工や派遣労働者切りなど非正規労働者が雇用の調整弁とされたことなどにより、雇用不安と格差が大きな社会問題となりこのことが民主党政権誕生の一因にも繋がりました。

民主党政権時には、はじめて日雇い派遣の禁止など規制を強化する方向での改正が行われたことや、再度の政権交代も挟みながら、正規転換を義務付ける労働契約法の改正や社会保険の適用拡大など格差解消にむけた取り組みがなども進められていますが、未だ十分な効果を発揮しているとは言えません。

公務職場においても、行革・合理化や地方財政の逼迫などを要因として、民間委託や非正規化が進み、2016年４月現在、全国の自治体で恒常的に働く臨時・非常勤等職員は約64万３千人（総務省調査）に上り、その職務は従来の補助的・臨時的業務にとどまることなく、正規職員の代替として同様の業務を行う職員が急激に増加しています。

しかし、その多くは年収200万円以下のいわゆる「官製ワーキングプア」と称される状況にあるとされており、民間同様に社会問題になっています。

（２）　公務における「同一労働・同一賃金」にむけた課題

現在日本は急速な少子高齢化と人口減少に向かいつつあります。増え続ける社会保障費と、生産力維持にむけた労働力不足に対応するためには、誰もが働き続けられる環境と格差を底上げすることにより解消し、労働力と社会保障の支え手を確保することが求められています。

本年６月に成立した働き方改革関連法においては、「同一労働・同一賃金」として雇用形態にかかわらず均衡・均等を義務付ける法改正が行われました。公務職場においては、関連法は適用が除外されているものの、この間の取り組みの一定の成果として、自治体に働く臨時・非常勤職員の任用の明確化と処遇改善にむけた、地方公務員法の改正案が2017年５月に成立しており、2020年４月から新たな一般職非常勤職員制度として、「会計年度任用職員」制度が創設されることとされ、2018年度中にも任用・賃金・休暇制度など詳細にわたり労使協議をつうじた制度構築が求められています。

制度構築に当たり特に留意すべき点として、民間事業所では雇用形態間の格差解消が法的に義務付けられることとされていることから、職務給の原則、均衡・権衡の原則、平等取扱の原則などを定めた地方公務員法の規定が、現在の雇用形態間の格差を今後も容認し続けるとは考えられないため、会計年度任用職員制度の構築に当たっては、同一自治体における常勤職員との均衡・均等、同一労働・同一賃金ガイドライン等を踏まえた制度構築が必要となります。

このことは従来の自治体の臨時・非常勤等職員の労働条件を根底から見直す必要性があることを示しており、同時に自治体間の平仄、さらには先進的な取り組み単組においても該当職員が不利益を被ることなく制度移行できるものとしなければなりません。

臨時・非常勤等職員は、いまや公共サービスの提供に欠くことの出来ない重要な担い手となっています。

自治労はこれまでも臨時・非常勤等職員の処遇改善と組織化に取り組んできましたが、取り組みに大きな温度差が生じています。会計年度任用職員制度の構築に当たっては、改めて自治労に結集するすべての自治体単組で統一闘争として展開する必要があります。

また、職場に働く臨時・非常勤等職員も、36協定の締結など労働者としての権利や労働組合や職員団体に加入・結成する権利も常勤職員と同様に有しています。特に常勤的に働く多くの職員は生業として業務に従事しています。制度構築に当たって労使協議の段階から当事者の参画は必須の課題であることも踏まえ、早期の組織化に取り組むことも求められます。

さらには、臨時・非常勤等職員を安上がりな労働力として位置付ける限り、その格差こそが正規職員の人員確保の障害になり続けることや、なにより同じ職場に働く仲間の処遇改善に取り組むことは労働組合の基本的使命であること等を念頭に、今回の法改正を契機として、処遇改善と組織化に組織の総力を挙げて取り組みを進める必要があります。

（3） 2018春闘期における会計年度任用職員制度への取り組み状況

2018春闘では、非正規労働者とともに進める処遇改善と組織化を重点課題として設定し、会計年度任用職員制度構築にむけた本格的な交渉・協議をスタートさせました。

春闘期における会計年度任用職員に関わる要求・交渉の取り組み結果は、要求書を提出した単組が約半数、労使交渉を実施した単組は約３割、書面，協定書等で交渉結果を確認した単組は約１割にとどまっています。

制度協議のスケジュールや基本姿勢の確認など取り組みを進めた単組が一定数に上る一方、春闘期に要求書の提出にも至っていない単組が約半数を占めています。組織化・制度周知に関しても、県本部単位での学習会は、ほとんどの県本部で実施されてはいるものの、単組段階では、組合員や当事者を対象にした法改正の説明会を実施した単組は依然としてわずかであり、また対象職員の組織化方針を決定し組合加入の呼びかけを行っている単組は全体の15%程度にとどまるなど、取り組みは大幅に遅れていると言わざるを得ません。

春闘期以降も継続的に協議が行われ、具体的制度設計にむけた協議が進められている単組もごく一部で見られるものの、大多数の単組が現時点では様子見あるいは取りかかれていないといった状況であり、取り組みの温度差の解消と強化が急務となっています。

いずれにしても、会計年度任用職員に関する、任用の仕組みや賃金・労働条件に関しては、2018年度中に労使交渉・協議を経て確定する必要があり、2018確定闘争における一層の取り組み強化が求められます。

（4） 「非正規労働者10万人組織化」方針と自治体の臨時・非常勤職員の組織化

自治労は、2015年８月の第88回定期大会で第４次組織強化方針を決定し、その３本柱の一つである非正規労者10万人組織化に取り組むこととしました。

組織化計画は2019年８月までの４年間を実行期間とし、第１ステージ（2015年９月～2016年３月「意識改革、体制整備と組織化計画の策定」組織化目標3,000人）、第２ステージ（～2017年12月「組織化計画の実行と共有」組織化目標20,000人）、第３ステージ（～2019年８月「組織化目標の達成」組織化目標50,000人）と取り組みを３ステージに分け、それぞれのステージごとに取り組み状況を点検し方針を補強しながら提起してきました。

特に、第３ステージの取り組み方針においては、2020年４月施行予定の改正地方公務員・地方自治法において、新たな一般職非常勤職員制度である「会計年度任用職員制度」が創設されたことから、自治体での労使協議に基づく制度構築と組織化の取り組みを連動し組織の総力を挙げて進めることとしています。

2.　産別統一闘争の推進と闘争の具体的進め方

（1）　会計年度任用職員制度構築にむけた統一闘争の設定

改正の趣旨は、常勤職員（任期の定めのない常勤職員いわゆる「正規職員」、以下同じ）を中心とする公務運営を基本として、改めて必要な人員確保をはかるとともに、現在自治体ごとに大きく異なっている、臨時・非常勤等職員の任用と労働条件について不利益を生じることなく適正化し、「官製ワーキングプア」とも揶揄される劣悪な労働条件を解消することにあります。

改正法は2020年４月の施行が予定されているものの、募集・任用の関係から、会計年度任用職員制度に関する自治体議会での条例改正は、自治体によっては2019年２・３月議会での提案も予定されていることから、会計年度任用職員制度の具体的制度合意をめざして、2018確定期において産別統一闘争として、すべての自治体単組で統一的に制度協議を進めることとします。

制度構築に当たっては、現在の劣悪な労働条件の解消にむけた統一的な底上げが必要なことから、低位平準化を避けるため、本部の示す妥結基準を基本に、妥結に当たっては県本部との事前協議を前提とします。

また確定期までの間、現在の職員の配置状況をふまえた人員確保と会計年度任用職員への移行が予定される、臨時・非常勤等職員の組織化を早急かつすべての単組で進めることとします。

（2）　会計年度任用職員制度構築にむけた具体的取り組み

① 総務省が３月27日に発出した「会計年度任用職員制度の準備状況等に関する調査」における、2017年度の臨時・非常勤職員の状況と新制度施行後の任用の移行状況や、給料・諸手当の見直しの方向性、休暇制度の検討状況等についての回答状況を点検するとともに労使協議を進めます。

県本部は、単組と回答内容の共有をはかり、各自治体の進捗状況を把握します。

② すべての自治体単組は、労働条件（給与・報酬・休暇制度等）に関する、「会計年度任用職員制度に関する自治労要求モデル（以下：要求モデル　後日提示）」、各自治体における常勤職員との均衡を踏まえた対自治体要求書を作成・提出するとともに、以下の通り取り組みを進めます。

ⅰ　地方公務員は、任期の定めのない常勤職員の任用が基本であることを前提とすることを労使で確認し、常勤職員の増員を求めるとともに、常勤職員の職務実態に近い臨時・非常勤職員の職は、常勤職員への移行を求めます。

ⅱ　任期付職員制度に関しては現在の給与決定基準の確認を行い、公務員部長通知「任期付職員の任用等について」を参考に、常勤職員について定めている給与条

例・規則の適用を基本として改善を求めます。

なお、今回通知において常勤職員との給与面での均衡とともに、複数年での任期の設定が可能であり、再度の任用についても可能であることなどを改めて明確にしていることから、現在の臨時・非常勤職員の任用と勤務条件の適正化、改善をはかる観点から、自治体ごとの制度整備の状況に応じて制度の選択を検討します。

③ 2020年４月より導入される会計年度任用職員の賃金・労働条件等の整備にむけ、すべての自治体単組は、９月●日～●日（現業公企統一闘争日程と合わせる）を基準に要求書を提出し、以下の妥結基準に基づき交渉・協議に取り組みます。

特に、人事委員会設置の自治体単組は、市町村への影響力も考慮しつつ、2018勧告・報告を念頭においた人事委員会対策を引き続き進めるとともに勧告・報告内容を点検し労使協議を進めます。

＜妥結基準＞

① 労働者性の高い臨時・非常勤等職員については、常勤職員、もしくは会計年度任用職員等に移行し、継続雇用とすること。

② 会計年度任用職員の給料については、常勤職員（任期の定めのない常勤職員いわゆる「正規職員」、以下同じ）と同一基準での運用（給料表の適用、前歴換算）とし、職務内容を踏まえて均衡・権衡させること。

③ 期末手当は、最低でも、常勤職員の支給月数（現行2.6月）を支給すること(※1)。

④ 常勤職員との均衡を基本として、通勤手当、地域手当、特地勤務手当、へき地手当、特殊勤務手当、農林業普及指導手当、災害派遣手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職特別勤務手当を支給すること(※2)。

⑤ 要件を満たす会計年度任用職員に対して退職手当を支給すること。

⑥ 常勤職員との権衡に基づき、休暇等を制度化すること。

⑦ 要件を満たす会計年度任用職員の共済、社会保険および労働保険の加入を確実に行うこと。

※１ ③の期末手当を達成済みの単組は勤勉手当の支給を求める。

※２ 常勤職員との均衡の観点から支給すべき④の手当以外にも、寒冷地手当、扶養手当、住居手当、単身赴任手当の支給を求める。

④ 自治体議会での条例改正を念頭に、会計年度任用職員の制度導入にかかる集中交渉ゾーンを次の通り設定します。すべての自治体単組は、2018現業公企統一闘争・自治体確定闘争とも連動させ断続的に交渉・協議を進め、要求モデルに示すすべて

の交渉課題について回答の積み上げをはかります。

特に妥結基準に示す内容の確認ができない場合は、単組での独自判断で妥結することなく、継続協議の取り扱いとし、県本部との協議のもと対応をはかります。

第１次集中交渉ゾーン

10月●日～●日（第２週～第３週）

第２次集中交渉ゾーン

11月●日～●日（第１週～第２週）

交渉の前進をはかるため、全単組において組合員が参加する全単組統一行動を交渉ゾーンの最終日〇月〇日、〇月〇日に配置します。具体的には、29分時間内食い込み集会を基本に、最低でも時間外職場集会やビラ配布行動等を行います。

また、本部は総務省調査や確定期に継続協議とした単組状況を点検し、２～３月議会前の１月中さらには、条例化が遅れる自治体単組においても６月議会前での決着をはかることとし、改めて統一闘争を設定します。

⑤　自治体単組は、交渉の進捗状況について、随時、県本部に報告します。

県本部は、自治体単組ごとに交渉課題の達成状況（〇×回答方式）を取りまとめ、産別ネットの専用ページから本部に報告し、他県本部と状況についての共有をはかります。

⑥　本部は、総務省に対して、引き続き法改正に関わる財政措置を求めます。県本部・単組は、自治体当局に必要額を算定し予算の確保を当局に要求するとともに、本部と連携し地方六団体を中心に関係団体に要請します。

⑦　新制度施行により、フルタイムの会計年度任用職員について、共済と公務災害補償が適用となり、退職手当の支給が可能となることを踏まえ、自治体単組は、当局に適切な運用を求めるとともに、フルタイム職員への移行を避けるための勤務時間短縮の動きに警戒し、取り組みを進めます。

⑧　県本部・自治体単組は、自治体議会対策（議員を対象とした学習会、質問のためのレク）に取り組みます。

（３）　自治体臨時・非常勤等職員の組織化の取り組み

①　統一闘争に当事者である臨時・非常勤等職員とともに労働条件について交渉・合意することをめざし、組合加入の取り組みを早急に進めます。

②　すべての自治体単組で臨時・非常勤等職員の組織化の取り組みを進めることとし、県本部は改めて加盟単組に取り組みを要請します。

③　自治体単組は、早急に臨時・非常勤等職員に、組合に加入し、一緒に雇用を守り、条例改正を通じて労働条件を整備することへの参加を呼びかけます。

そのため次の通り取り組みます。

ｉ　総務省調査等により配置状況を点検し、雇用実態を把握します。

ii　速やかに臨時・非常勤等職員を対象とする説明会を開催します。

iii　アンケートを活用し、職場の問題や意見を把握します。

iv　ＤＶＤや各種資料を活用し、法改正の内容を解説します。

v　今後の条例化にむけた組合の取り組みと必要性を説明します。

vi　単組規約を点検し、臨時・非常勤等職員が組合に加入することができるよう、早急に改正します。

④　県本部は本部が作成した取り組みの点検票（交渉課題の達成状況）を活用し、単組の取り組み（組織化）の進捗状況を把握します。

⑤　各県本部組織拡大専門員と本部組織拡大オルグによる個別対応に関する協議を引き続き進め、各単組の具体的取り組みを支援するための体制整備を進めます。

（４）　当事者運動の強化（臨時・非常勤等職員全国協議会の取り組み）

臨時・非常勤等職員協議会は、会計年度任用職員制度の導入を臨時・非常勤等職員の処遇改善と雇用安定の実現につなげるため、当事者の声を集めた要求書づくりを進めながら、主体的に交渉・協議に取り組みます。また、「非正規労働者10万人組織化」実現のため、県本部・単組と連携し、加入促進にむけた取り組みを強化・加速化します。

①　臨時・非常勤等職員単組（支部・分会）は、自治体単組と連携し、総務省調査の開示を求めるとともに、職場における職員の配置状況と雇用実態を踏まえ、任用のあり方、処遇改善、雇用の継続を求めて、労使協議・交渉を強化します。

②　法改正の周知が進んでいない実態を踏まえ、自治体単組と連携し、学習会、組合説明会等を開催し、未加入者、未組織職場の組織化に積極的に取り組みます。

③　県本部・自治体単組・臨時・非常勤等職員単組（支部・分会）は、学習会や意見交換の場を設定しながら、組織内議員や協力議員などに呼びかけ、よりよい新制度の構築にむけた議会質問や意見書採択につなげます。

④　新制度の導入および雇用継続、処遇改善にむけ、６月から９月末に実施する署名「会計年度任用職員制度に関わる要請書」に主体的に取り組むとともに、未加入者にも協力を呼びかけるなどして、署名活動を組織拡大に結び付けます。

⑤　本部は、臨時・非常勤等職員の処遇改善・雇用安定を求めて、引き続き、国会、省庁対策を強化します。また、県本部要請に応じて、臨時・非常勤等職員全国協議会幹事や本部役職員、組織拡大オルグを派遣します。

⑥　上記の取り組みを通して、臨時・非常勤等職員協議会が未設置の県本部は、その結成をめざします。

各種会議・集会等参加報告書

報告者　杉﨑

名　称	都本部臨時・非常勤協議会　第15回総会		
日　時	2018年7月1日（日） 13:00～16:30	場　所	SKホール
参加状況および他の参加者等	全体で約70名		

杉本幹事（町田市図書館嘱託員労組）司会のもと、木村奈々さん（練馬区図書館専門員労組）を議長に選出し、議事が進行されました。

冒頭、小林議長（立川市職労）が主催者を代表して「会計年度任用職員制度の今年は正念場、どのような制度を構築していくのか、なかなか難しい状況です。総会の後、学習会もあります。暑い夏の戦いとなりますが、皆で頑張っていきたいと思います。」と挨拶しました。

次に都本部を代表して野沢副中央執行委員長からは、「会計年度任用職員制度に移行するわけであるが、もろ手をあげて賛成するものにはなっておらず、問題点としては①雇用期間が一年②フルタイムとパートタイムの格差、正規職員に支給されている手当をどう組み込むか③財政面、一定の配慮が必要と言ってはいるが担保はついていない。雇用を守り、現行の労働条件を下げさせないことが大きなテーマとなっています。最大のチャンスとして都本部に結集し、自分たちのことを自分たちで作り上げていくことが重要です。」と話されました。

続いて都本部公共サービス民間労組協議会河津議長より、連帯の挨拶をいただきました。（現在、臨時・非常勤協議会は、公共サービス民間労組協議会の一員でもあります）

そして都本部現業評議会吉野議長からは、「共に働く仲間である現業職場の臨時・非常勤等職員の組織化に取り組むことを確認しています。組織化推進委員の選任も関東甲では東京から選出している、共に頑張っていきましょう。」と挨拶をいただきました。

その後、2017度経過報告、2018度活動方針（案）、2018度役員体制（案）が提案され、それぞれ全体の拍手により承認されました。

会計年度任用職員に関わる質疑や、協議会の経過報告に対するご意見もいただきました。次回以降の幹事会において今後の取り組みの参考にしていきます。

以下幹事会体制

議長	小林　正喜	（立川市職労）
副議長	谷　聖子	（八王子市臨時・非常勤職員組合）
事務局長	鈴木　ひとみ	（町田市図書館嘱託員労組）
事務局次長	宇賀神　るり子	（調布市福祉・教育ユニオン）
同	栗田　文彦	（都本部労働局次長）
幹事	橋爪　ゆり	（八王子市臨時・非常勤職員組合）
	城所　ひとみ	（府中市学童保育労働組合）
	代永　智恵子	（武蔵野市保育嘱託労働組合）
	石坂　伊代子	（青梅市学校給食配膳員労働組合）
	木村　奈々	（練馬区立図書館専門員労働組合）
	大森　みつ子	（練馬区立図書館専門員労働組合）
	廣川　ゆかり	（自治労多摩市嘱託ユニオン）
	飯海　優	（西東京市学童クラブユニオン）
	藤田　由紀奈	（西東京市学童クラブユニオン）
	松川　純子	（東久留米学童ユニオン）
	堀田　ちろる	（町田市図書館嘱託員労働組合）
	吉野　章子	（町田市図書館嘱託員労働組合）
	小笠原　隆	（自治労多摩市職員組合）
	柏谷　幸子	（日野市職員組合）
	木村　やよい	（荒川区職員労働組合）

分科会『会計年度任用職員制度』

【第1分科会　SKホール】

「今後の具体的な取り組み」

講師：青木労働局長

協議会：小林、杉本、代永

【第2分科会　石原ビル会議室】

「雇用継続のための
人事評価制度の活用」

講師：栗田労働局次長

協議会：谷、宇賀神

各種会議・集会等参加報告書

報告者　　畠山

名　称	第21回 自治労青年女性中央大交流集会		
日　時	2018年7月13日～15日	場　所	山梨県 山中湖畔周辺
参加状況および他の参加者等	全体40県1749人　都本部34名		

7月13日～15日の3日間の日程で山梨県山中湖畔周辺にて、「第21回自治労青年女性中央大交流集会」が全国の自治労青年女性組合員1,749名参加のもと、開催された。

1日目は、昼にバスで現地に到着し、開会集会が行われた。本部の重黒木本部女性部長より開会の挨拶があり、川本実行委員長（自治労本部執行委員長）より、憲法改正の動きが活発化する中、憲法改悪阻止に向けて、様々な取り組みを職場・地域から強化していかなければならない。また、強行採決された働き方改革関連法案や、準備が進められている会計年度任用職員制度についてもしっかり取り組み、労働者総体として労働条件の底上げにつなげていくこと、そして本集会で学んだことを単組・職場に持ち帰り、実践することから自治労運動を前進させていこうと挨拶があった。来賓には、山梨県本部田中執行委員長、日本教職員組合保科青年部長、日本社会主義青年同盟近藤委員長が列席、連帯の挨拶が述べられた。

基調講演には、中野麻美弁護士が登壇され、「働き方改革de格差解消！？」と題して、長時間労働の実態や賃金・男女間の格差をテーマに、働き方改革の問題点と公務労働の在り方、また、自治体職場では会計年度任用職員制度も始まることから、これらの制度が賃金抑制や長時間労働につながらないように労働組合としてしっかり取り組んでいく必要があると述べられた。特別報告では、アウシュビッツに視察に行った佐賀県本部佐賀市職労田嶋葉子さんの報告があった。文化交流では北海道地連・近畿地連・九州地連が構成詩を発表した。

2日目は、早朝の反戦平和集会から始まった。県代表4名（青年部2名・女性部2名）が朝5時に山中湖村を出発するのを都本参加者で見送り、代表者4名は北富士演習場へ向かいフィールドワークを行った。

9時から16時まで職種別分散会をおこない、職種ごとに各々の職場実態に基づいた議論が行われた。19時からは県内交流が行われ、会の中では、各人の中央交・分散会の感想が述べられた。参加者からは、「同じ職種や近い職種であっても、賃金や労働条件、様々な部分で地域によって違いがあることに驚いた」、「都内や他県の同じ境遇の方と交流することで自身の職場の良い点・悪い点を知ることができた」といった感想が多く述べられていた。

最終日は、初日から続く猛暑の中、閉会集会が行われた。

前日の分散会を受けての各報告、事前に選出された県本部からの決意表明があり、東京都本部からは東京清掃労働組合 髙木青年部長（都本部青年部副部長）による力強い決意表明がされた。

また、特別報告として、沖縄県本部女性部長の比嘉祐子さんから沖縄の現状の報告がなされた。米軍機の危険に晒されている普天間第二小学校や緑ヶ丘保育園の現状、辺野古の新基地建設闘争では、現地で連日座り込み行動が行われていることなどが報告され、沖縄への結集を呼び掛けた。

記念講演では、フォーラム平和・人権・環境/戦争させない9条壊すな総がかり行動実行委員会共同代表の福山真劫氏から、「時代の閉塞状況の中での私たちの役割―自治労の役割が重要―」と題して、改憲の流れが起こりつつある今の日本の状況において、憲法を守る、民主主義を守るために自治労は大切な役割がある。自覚をもって結集し、たたかっていく必要がある、との力強い講演を頂いた。その後、自治労組織内候補の「岸まきこ」氏より連帯の挨拶が述べられた。

最後に、「生活・職場実態から「ゆずれない要求」を掲げ、賃金闘争を全力でたたかい抜く決議」、「真の働き方改革をめざし、職場から反合理化闘争を強化する決議」、「憲法改「正」阻止・平和と民主主義の確立をめざし、職場・地域からたたかい抜く決議」の各種決議を会場全体の拍手で確認し、佐藤本部青年部長の団結ガンバローで3日間の集会を終了、帰路についた。

＊　名称・日時等の項目は１２ポイント、本文は１０・５ポイントに基本として、一枚以内におさめて記入をお願いします。

都本部発 第　　号
2018年7月25日

各単組執行委員長 様

自治労東京都本部
中央執行委員長　座光寺 成夫
（政治政策局／政治共闘）

第19回統一自治体選挙・各単組組織内予定候補等の推薦書類提出等の要請について

連日のご健闘に心から敬意を表します。

さて来年（2019年）4月には、第19回統一自治体選挙が予定されています。

議員連合加盟議員及び新規に組織内候補者等の擁立を予定している単組については、議員連合加盟議員及び予定候補者と協議の上、昨日の7月24日の単組代表委員会でご説明したとおり、8月21日の単組代表委員会で推薦決定できるよう、必要な書式を下記のとおり提出をお願いします。

最終決定は、単組定期大会になってしまう場合でも、あらかじめ支障がなければ単組執行委員長名による都本部に対する依頼をお願いします。また、連合東京へ推薦依頼をしますので、そのことをお含みおき下さい。

なお今回の単組代表委員会に間に合わない場合もあるかと思いますが、今後とも早急な推薦決定等を行っていきたいと思いますので、各単組のご協力をお願いします。

記

1. 提出期限　2018年8月21日（火）

2. 提出書類　（1）単組からの推薦依頼状（別紙、見本を参考にしてください）
（2）連合東京等推薦申請必要書類
① 協 定 書
② 推薦申請書
③ 経歴書及び写真

3. 提出先　　都本部政治政策局(中條・酒匂)

4. その他　　連合東京推薦申請必要書類については、できるだけ電子データでお送りいただけると助かります。
メール・アドレス　sakouk@jichiro-tokyo.jp

以 上

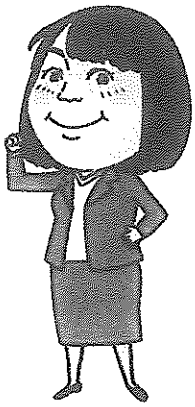

2018.7.23
企画・中執・単代

自治労第91回定期大会に臨む態度　骨子(案)

1　2019年大会に向けて、産別統一闘争を「集中と選択」でメリハリのあるたたかいに再構築すること

2018年は中間年大会です。よって、今年の大会は、2017～2018年中にたたかわれた運動を中間総括し、2019年の基本大会に向けて、各課題を改革していくための、礎となる論議が必要と考えます。とくに、産別統一闘争の改革は必要です。端的に言えば、要求書を五月雨的に出すことで、要求の力強さ、切実感、切迫感などが、見えにくいものになっています。具体的には、6月の男女平等推進闘争と人員確保闘争との時期のカブリです。加えて、現業・公企統一闘争も今年からこの時期からの取り組みとしたことから、余計、要求の過剰状態となっています。今後のことを考えますと、会計年度任用職員の「要求書」もこの時期からの取り組みが必要と考えます。そうしますと、単組・現場は、毎週のように当局に要求することとなります。現に、理事者側からは「組合さん、少しまとめていただけますか」、との声も伝わってきます。これらの改善について、本部において「集中と選択」をもって改革することを求めたいと思います。

2　都本部は、今年の現業統一闘争のたたかいを、新規採用できるかどうかの正念場のたたかいと位置付ける

本部は、現業統一闘争の取り組み方の変更を今年から行っています。それは春の段階から積極的に取り組むという方針と理解しています。都本部もその方針を受け、現業評議会とも意思一致させ、さらに、人員確保闘争ともリンクさせ、「欠員補充・新規採用」を根幹に据えて、現業・非現業一体のたたかいを進めています。しかし、総務省は、東京都とのヒヤリングの中で、名指しで「清掃職員の採用について」指摘し、その内部文書が、東京都側から出てきました。国は、表面では、「採用は自治体判断」と言いながら、東京都を通じて採用抑制の指導をしている、いわばダブルスタンダードを演じています。国が、現場の実態も知らず、机上の数合わせの行革を進める、そうした態度が明らかになった、今だからこそ、都本部は、要求・交渉によって新規採用の扉を開き、欠員の補充をしっかり行っていく決意です。西日本豪雨を例にとっても、インフラの復旧、避難所運営、そして、生活再建には、現業職員の力が必要です。東京でもいつ起こるかわからない直下型の地震が来る前に、充分な人的備えが必要だと、思っています。

3　岸まき子の必勝にむけ、都本部の推進とともに、関東甲地連での推進の中核になることを決意します

来年の第25回参議院議員選挙の自治労組織内予定候補、「岸まき子」の必勝に向けて、都本部選挙闘争本部の推進は、もちろんのこと、関東甲地連においても、人・モノ・情報をフル動員し、たたかいを進めていきます。前回、選挙本番において、選挙カー1台を関東甲地連に、任されました。そのときの責任者が私でした。選挙戦17日間という長きにわたって、関東甲を一巡しましたが、大変うまくできたことや、反対に反省すべき点がありました。私の認識では、今度の選挙で、どれだけ関東甲から、岸まき子の票を出すかが鍵となると思っています。そういう意味で、関東甲各都県本部が、本部選対、退職者会、そして後援会が一体となるたたかいが必要です。都本部は、関東甲の推進の核となることを決意するとともに、本部との連携強化、具体的な指導等をお願いしたいと思います。

4　2020東京オリンピック・パラリンピックのメダルを、携帯電話・スマホでつくる、プロジェクトに積極的に、協力参加を願いたい

東京で開かれる2020年の東京オリンピック、パラリンピックについて、都本部は連合東京が進めている、パラリンピック成功のための各種事業に取り組んでいます。例えば、パラスポーツの体験や、盛り上げるための大会の応援、今後はパラアスリートの経済的支援として、カンパも取り組む予定です。さて、東京オリンピック・パラリンピックのメダルは、携帯電話・スマホ等に入っている、レアメタルを使ってメダルをつくる予定です。題して「都市鉱山からつくる、みんなのメダルプロジェクト」となっています。オリンピック、パラリンピックの必要メダル数は、約5000個です。それを作るためには、金40キロ　銀4900キロ　銅が3000キロ必要です。すでに、各自治体で回収ボックスが設置され、取り組みが進んでいるところがあると思いますが、今一度、組合ルートでの取り組みをお願いします。都本部の携帯・スマホの目標数は、組合員数ですので、60000個となります。なかなか遠い道のりと思っています。今年いっぱいの取り組みです。具体的には、各県本部に直接、お願いしますのでどうぞよろしくお願いします。

2018年7月24日
単組代表者会議

2017年10月から2018年9月までの都本部組合費の請求の誤りについて

1．内容

都本部は、昨年（2017年）6月1日を基準日として実施した2018年度登録人員調査の結果をもとに、2017年10月から2018年9月までの組合費・闘争資金にかかる納入人員を決定しました。そして、月額組合費は1人あたり949円、闘争資金（年間）は、1人3,800円（都区職労協単組は3,550円）とし、各単組へ都本部組合費を請求しました。

しかしながら、66単組で納入人数の算定を誤り、合計で726人分少ない人数で組合費を請求していたことが、2018年7月13日に判明しました。(別紙参照)

金額は、組合費が8,267,688円、闘争資金が2,716,050円、合計で10,983,738円になります。

このことにより、単組との信頼を大きく損なう重大な事態を招いたことは、弁解の余地もなく、ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

今後、こうした事態を発生しないような業務体制の確立をお約束申し上げ、経過、原因を報告し、今後の対応についての考え方を提起します。

2．経過

① 2018年7月10日の中央執行委員会において、2019年度登録人員調査の結果を報告し、都本部の登録人員を確認しました。

② その後、同調査結果をもとに2018年10月から2019年9月までの都本部組合費にかかる納入人員について確定するため確認作業を行いました。

③ 作業後、前年の納入人員と比較したところ、年収に応じて納入率が異なる再任用職員、再雇用職員、非常勤職員、関連労職員、また、民間協単組の納入人員が、前年より大きく増える単組があることがわかり、7月13日に書記長へ報告がありました。

④ その原因を調査したところ、年収に応じて組合費の納入率が異なる区分で2017年10月から2018年9月までの組合費にかかる納入人員の算定が誤っていたことがわかりました。

⑤ 誤りの内容は、

・4つの年収区分（150万円未満、150万円以上300万円未満、300万円以上450

万円未満、450 万円以上）ごとに人数を集計する際、入力ミスにより、該当しない区分に誤って人数を入力した。

・年収区分ごとの人数を合算するために設定したエクセル上の計算式の不具合（エクセル上で入力したデータの値を合算するため、別の列に飛ばして集計する仕組みが、間違った場所（セル）にデータが飛んでしまっていた）により、誤った人数を集計した。

こうして人数集計を誤り、年収区分ごとの納入率（20%（150 万円未満）、40%（150 万円以上 300 万円未満）、60%（300 万円以上 450 万円未満）、90%（450 万円以上））を乗じため、誤った納入人員を算定してしまいました。

3　原因

① 登録人員は、各単組からの報告の内容を組織局で集計し、中央執行委員会で確認します。中央執行委員会での確認後、確認した登録人員をもとに、各単組の納入人員を算定し、その結果を財政局に提出し、単組ごとの組合費を算定します。

② 今回の事態を生じさせた最大の原因は、算定した納入人員に誤りがないかのチェックを怠ったことです。

③ また、年収区分を確認するため、当該単組と連絡を取り合うことも多く、短期間で仕上げるには業務体制も不十分と言わざるを得ませんでした。

④ さらに、役員の関与も少なかったことから、担当者への負担が重くなり、焦りが生じ、余裕のない状態が増す中で業務を行っている実態も訴えられ、役員の対応の責任が問われるものと判断しています。

⑤ 組合費の通知を送付した以降、各単組からの問い合わせも少なく、また、組合員数の減少が続いているため納入人員も減少して当然との先入観から、都本部として再検証することなく、今に至ってしまいました。

4．再発防止について

①　確認体制の強化と責任の明確化

登録人員調査集計、登録人員の確定、納入人員の確定、組合費の確定の 4 つの段階に分け、担当役員を明確にし、すべての段階で書記長が関与し、業務を進めます。

登録人員調査の集計…　副委員長（組織局担当）および専従中執（組織局）により、集計の進行管理を行う。

登録人員の確定　…　書記次長の確認を必ず経て、中央執行委員会へ提案し、

確認を得る。

納入人員の確定　…　組織局から書記次長の業務に改め、確定する。その後、財政局へ提出する。

組合費の確定　…　各単組への通知前に書記次長が最終確認を行う。

② チェック機能の強化

役員は、業務の進行管理を適切に行い、単組提出の登録人員調査票と集計内容の突合、年収区分による登録人員の確認などを徹底します。

③ 集計表（エクセル）の修正

計算式の不具合を早急に対応し、上記①に記載の 4 つの段階に沿って業務を円滑に進めるため登録人員調査集約表（エクセル）について見直します。

5．誤りの対応について

① 今回の誤りは、都本部の落度により生じたものであります。そのことを十分念頭におきながら、誤差分の納入をご協力としてお願いし、当該単組のご意見をうかがっていきます。

② そのため、影響のあったすべての単組を対象にして説明会を開催し、お詫びを申し上げるとともに、経過・原因の説明と上記①の対応について各単組からご意見をいただき、協議させていただきたいと考えています。

＜説明会開催予定＞

8 月 3 日（金）18:30～　場所　SK ホール

8 月 4 日（土）14:00～　場所　SK ホール

8 月 4 日（土）18:00～　場所　SK ホール

③ 上記説明会のほか、単組への直接のお詫び・説明など、当該単組の要望へ対応してまいります。

④ 各単組からのご意見を踏まえ、改めて全体の対応について、8 月の単組代表委員会にて提起します。

おわりに

組合費の請求という、決して誤りがあってはならない部分でこうした事態を招き、各単組との信頼関係を損ねたことに対し、改めて深くお詫び申し上げます。

今後、再発防止を徹底し、二度とこうした事態を招かぬよう緊張感をもって対応していきます。

以　上

	年収に応じて納入率が異なる区分 (再任用、再雇用、非常勤職員、公共民間)	① 正しい納入人員	② 誤って算出した納入人員	③ 誤差 (①-②)
1	自治労東京都庁職員労働組合	740	690	50
2	中央区職員労働組合	47	44	3
3	港区職員労働組合	93	73	20
4	千代田区職員労働組合	32	30	2
5	荒川区職員労働組合	109	83	26
6	東京交通労働組合	172	159	13
7	立川市職員労働組合	102	70	32
8	武蔵野市職員労働組合	19	18	1
9	昭島市職員労働組合	21	16	5
10	調布市職員労働組合	36	28	8
11	東村山市職員労働組合	127	81	46
12	狛江市職員組合	7	5	2
13	日野市職員組合	92	66	26
14	青梅市学童保育労働組合	30	16	14
15	自治労八王子市公共サービス職員労働組合	65	42	23
16	三鷹市シルバー人材センター職員労働組合	4	2	2
17	三鷹市社会福祉協議会労働組合	37	28	9
18	渋谷区サービス公社労働組合	48	31	17
19	自治労八王子市臨時・非常勤職員組合	98	78	20
20	自治労・公共サービス清掃労働組合	74	48	26
21	町田市社会福祉協議会職員労働組合	4	3	1
22	江戸東京博物館労働組合	5	3	2
23	府中市学童保育労働組合	27	17	10
24	台東区社会福祉事業団労働組合	9	6	3
25	小金井市非常勤職員組合	13	7	6
26	江戸川区医師会職員労働組合	28	22	6
27	浴風会労働組合	25	19	6
28	みなとユニオン	34	24	10
29	自治労武蔵野市保育嘱託労働組合	2	1	1
30	青梅市学校給食配膳員労働組合	4	2	2
31	自治労町田市役所ユニオン	7	3	4
32	黎明会労働組合	172	108	64
33	自治労環境サービス労働組合	6	3	3
34	自治労調布市社会福祉協議会労働組合	24	17	7
	小計	2,313	1,843	470

	年収に応じて納入率が異なる区分 (再任用、再雇用、非常勤職員、公共民間)	① 正しい納入人員	② 誤って算出した納入人員	③ 誤差 (①-②)
35	練馬区立図書館専門員労働組合	22	11	11
36	練馬区社会福祉事業団労働組合	79	50	29
37	自治労調布市福祉・教育ユニオン	9	6	3
38	練馬区非常勤職員労働組合	11	6	5
39	自治労昭島市社会福祉協議会職員労働組合	7	4	3
40	自治労多摩市嘱託ユニオン	14	8	6
41	町田市社会福祉協議会学童ユニオン	17	12	5
42	立川市社会福祉協議会職員労働組合	25	15	10
43	多摩療護園労働組合	44	30	14
44	自治労西東京市学童クラブユニオン	10	5	5
45	自治労東久留米学童ユニオン	10	5	5
46	日本クリーン労働組合	16	9	7
47	昭島市社会福祉事業団労働組合	10	6	4
48	千代田区社会福祉協議会職員労働組合	18	13	5
49	調布市文化・コミュニティ労働組合	24	15	9
50	国分寺市嘱託職員労働組合	30	21	9
51	自治労東京かたばみ会職員組合	103	67	36
52	自治労町田市図書館嘱託員労働組合	40	28	12
53	品川総合福祉センター労働組合	6	3	3
54	東京都農業共済組合職員労働組合	4	3	1
55	武蔵野給食・食育振興財団職員労働組合	23	15	8
56	日本モーターボート競走会労働組合東京都支部	23	20	3
57	調布ゆうあい福祉公社職員労働組合	17	15	2
58	東京予防医学協会労働組合	85	72	13
59	東久留米市図書館専門員ユニオン	6	3	3
60	練馬区資源環境推進員労働組合	77	49	28
61	東京ハローワーク非正規職員労働組合	11	9	2
62	新の会職員組合	4	3	1
63	東京都保健医療公社職員労働組合	19	16	3
64	地域福祉ユニオン東京	24	22	2
65	自治労環衛サービス労働組合	20	14	6
66	小金井市社会福祉協議会労働組合	9	6	3
	小計	817	561	256
合計		3,130	2,404	726

２０１８年6月２９日

自治労東京都本部
　中央執行委員長　座光寺　成夫　様

自治労荒川区警備職員労働組合
委員長　　早　坂　　義　　印

荒川区警備職員労働組合解散届

私どもは２００６年５月２３日に荒川区警備職員労働組合を結成、自治労東京都本部に加盟し、以来１２年間、組合員の雇用確保及び賃金、労働条件の改善のために活動してきましたが、下記の理由により、大会及び組合員投票をもって解散を決定しましたので、報告します。

１　解散の理由　　組合員減少及び役員が不在になったことによる。

２　解散の決定　　別紙議事録のとおり、２０１８年５月１５日に、第１３回臨時大会を開催、組合員５名全員の無記名投票を経て、解散を決定した。

以　上

加 盟 申 込 書（県本部経由）

〈様式第1〉

組　合　名	(フリガナ) シャカイフクシホウジン　セイコウカイ　ショクインロウドウクミアイ （略　称）　生光会労組 社会福祉法人　生光会職員労働組合
代 表 者 名	(フリガナ) ハギワラ　アキコ 萩原　晶子
所　在　地	〒133-0001　（電話）　03-5664-2960 東京都江戸川区篠崎町4-5-9　（FAX）　03-5664-2962 養護老人ホーム長安寮内
組 織 人 員	13　人　/　18　人（組合員対象人数）
組 織 区 分	1. 都道府県　2. 県都・政令市　3. 市　4. 町・村　5. 一部事務組合 6. 臨職・非常勤　7. 公社・事業団　8. 社協　9. 国保　10. 市町村共済 11. 書記労・直属　12. 全国一般　(13.) その他民間事業所 ※ 該当の組織区分に○をして下さい。
組合結成年月日	2018年　6月　22日
加盟決定年月日	（ (大会)・臨時大会・中央委員会 ） 2018年　6月　22日
県本部加盟承認年月日	2018年　7月　10日

2018年　7月　4日

組 合 名　社会福祉法人　生光会職員労働組合

代表者名　萩原　晶子

全日本自治団体労働組合

中央執行委員長　殿

(記入注意事項)

1. 組　合　名……組合で定めた正式な名称を記入してください。
   組合名は、機械上の制限により、漢字かな交じり全角文字で34文字までとします。
   カタカナは半角文字も使用できますが、カタカナの濁音拗音等は2文字分（全角で1文分）となります。
   また、略称も合わせて記入して下さい。略称は漢字かなまじり全角文字で10字までとします。
   カタカナは半角文字も使用できます（濁音拗音は前述同様です）。
2. 代 表 者 名……委員長または組合長名を記入して下さい。
3. 所　在　地……組合事務所の所在地を、建物名・階数・室番号まで詳細に記入して下さい。
   電話・FAX番号も、市外局番から必ず記入して下さい。
4. 組 織 人 員……当該組合に加入している組合員数を記入して下さい。
5. 組 織 区 分……凡例に従って、該当する組織区分に○をつけて下さい。
   区分の判断に迷う場合は、県本部を通じて本部・組織局へお問い合せの上、記入して下さい。
6. 申請に際して…県本部執行委員長名による申請文書を、必ず添付して下さい。

各種会議・集会等参加報告書

報告者　中里 保夫

名　称	東京地公労 第31回定期総会
日　時	2018年7月31日（火）　16：00 ～ 17：15
場　所	田町交通ビル 5階
参加状況	代議員92名中78名出席（16：20現在） 東京清掃：中里・田口

司会：渡邉副議長（全水道東水労・委員長）
議長：片桐書記次長（東京教組）
　　寺島執行委員（都高教）

【1】主催者あいさつ

座光寺議長（自治労東京・委員長）　※ 要旨

大阪北部、西日本豪雨、台風12号など、これまでの記憶にない災害が続いています。今後も続くかも知れません。このような厳しい生活状況の中で、「カジノ法案（ギャンブル法案）」が成立しました。本来、国土交通大臣は災害処理の陣頭を仕切るべきですが、この法案に時間を費やしたことから、国民生活を置き去りにした対応だったと思っています。今国会を振り返ると、官僚の不祥事・不始末が露呈した国会だったと思います。森友・加計学園問題、防衛省のデータ隠ぺい、厚労省のデータ不備、財務省のセクハラ、文科省の裏口入学や過剰接待、金融庁の野田総務大臣への情報流出などが発生しているにもかかわらず、責任がある大臣は誰一人辞めていません。なぜなら、最も責任を取らなければならない安倍首相が居直っているからだと思います。PFI法の改正が参議院では可決しましたが、衆議院では先送りになりました。この改正の特徴は、上下水道事業をターゲットにしたことです。委託化への道筋として条例をつくれば推進できることになります。秋の臨時国会でも、この法案の成立を目指すと思うので、産別や議員との連携が重要になります。

・東京都における昨年の賃金確定闘争

東京都における賃金確定は、東京都内の市町村にも影響を与えます。都側が回答指定日に回答できなかった、退職手当の見直しとセット解決を要求してきた、という厳しい闘いになりました。しかしその中でも、2018年度に向けた課題も見えてきました。今後は、東京都人事委員会への要請を皮切りに、職場における闘う方針と機運を醸成していきたいと考えています。

・国家公務員の定年延長

人事院勧告の動向が注目されます。段階的に65歳へ引き上げられる一方、人件費抑制のために60歳以上の減額や役職定年の導入など、生涯賃金に大きく影響する課題です。国の動向は、地方公務委員に影響を与えます。高齢期職員の処遇改善を目指し、東京都人事委員会への行動を強化する必要があると考えています。

・憲法改悪発議の阻止、戦争をさせない 1000 人委員会への結集

９月の自民党総裁選で安倍再選が決まれば、一連の森友・加計問題が一掃されたとして憲法９条の改正に向け取組が大きく進むと思います。あらゆる懐柔策に騙されない対策が必要です。

・オスプレイの横田基地配備を撤回させる闘い

今年の４月、計画を前倒して５機のオスプレイが横田基地に配備されました。周辺住民は、不安と爆音に悩まされています。東京地公労は、６月 17 日の「オスプレイの横田基地に反対する集会」に参加しました。1900 人の仲間が多摩川中央公園に結集するとともに、集会終了後はデモ行進を行いました。沖縄平和運動センターの山城議長も参加しました。

・お詫びと決意

連合の春闘交流集会と日程が重なり、今年度の組織集会が実施できませんでした。次年度は、心新たに組織集会を開催したいと思います。

【2】来賓あいさつ　加藤副事務局長（公務労協）　※ 要旨

・人事院勧告の情勢

７月 26 日に日比谷野外音楽堂で中央行動を実施するとともに、給与局長交渉とデモ行進を行いました。

現時点における給与局長交渉では、格差の集計中との回答が示されているのみです。公務員連絡会としては、明日８月１日に第２回の給与局長交渉を行い、具体的な数字を引き出す予定です。民間における今年の賃上げ状況を見ると、当然５年連続の公務員賃金の引き上げは当たり前だと考えています。また、定年の引き上げが大きな課題となっています。政府からの要請を受けた人事院が検討を行っていますが、今回の人事院勧告で何らかの形が出てくると思います。併せて、公務員人事管理に関する報告では、改正労働基準法を踏まえて公務員の長時間労働の是正に関して言及されると思います。すべての課題の背景には、財政があります。「骨太方針 2018」が出て、経済財政再生計画という新たな計画が出されました。今後、歳入・歳出改革が行われることになりますが、今回は「公務員の人件費」という文言が何処にも入っていません。だから安心というわけではありません。安全と安心の維持、良質な公共サービスの構築に向けた取組を進めていかなければならないと考えています。

【3】2017 年度一般経過報告　国谷事務局長（全水道東水労・都労連書記次長）

・幹事会　・組織財政プロジョクト会議　・東京都人事委員会要請行動
・秋季年末闘争の取組　・2018 春季闘争の取組　・第 89 回中央メーデー
・連合東京公務部門連絡会「2018 春闘交流学習会」

【4】2017 年度会計決算報告　武捨会計（東京教組・書記長）

【5】2017 年度会計決算監査報告　古林会計監査（自治労東京・書記次長）

【6】2018 年度活動方針（案）　国谷事務局長（全水道東水労・都労連書記次長）

・闘いの課題

(1) 骨太方針 2018・「公的サービスの産業化」を許さず、公務労働、公共事業を守り抜こう！

(2) ヘイトクライムを許さず、あらゆる差別を根絶しよう！

(3) 高度プルフェッショナル制度導入・労働法制改悪糾弾！長時間労働・低賃金・残業代ゼロを許さず、脱貧困社会を目指そう！

(4) 憲法違反の戦争法廃止、憲法改悪発議を阻止しよう！

(5) オスプレイの横田基地配備糾弾！軍事基地強化・辺野古新基地建設を阻止しよう！

(6) 被災者と連帯し、補償打ち切り・帰還強制反対、被災地復興、脱原発社会を実現しよう！

(7) 主権、命の安全、生活の安全を脅かし、国内産業衰退を招く TPP11 承認糾弾！関連法の制定を阻止しよう！

(8) 政治を私物化し、日本国憲法と民主主義を脅かす安倍政権を打倒しよう！

(9)「2020 改革プラン」反対！小池知事による密室政治、トップダウンの都政運営を許さないぞ！

① 臨時・非常勤・任期付職員の処遇改善を勝ち取ろう！

② 定年引き上げ、再任用制度など高齢期職員の処遇改善を勝ち取ろう！

③ 島しょ職員の処遇改善、地域手当の本給繰入を勝ち取ろう！

④ セクシャルハラスメント、マタニティハラスメント、パワーハラスメントなど、すべてのハラスメントを職場から一掃しよう！

⑤ 都庁版「働き方改革」反対！真のワークライフバランスを実現させよう！

⑥ 2018 年賃金確定闘争で闘おう！

⑦ 東京地公労の運動を強化・発展させよう！

【7】2018 年度予算（案）　武捨会計（東京教組・書記長）

【8】2018 年度役員体制（案）　小島副議長（都高教・委員長）　※ 別紙

【9】総会宣言（案）　外山副議長（東京教組・委員長）　※ 別紙

【10】新・旧役員あいさつ

【11】団結がんばろう

２０１８年7月３１日

東京地公労２０１８年度役員体制（案）

議　　長	座光寺　成　夫	自治労東京・委員長
副 議 長	宮　崎　昌　治	東　交・委員長
副 議 長	渡　邉　　洋	全水道東水労・委員長
副 議 長	外　山　理　佳	東京教組・委員長
副 議 長	小　嶋　広　行	都高教・委員長
副 議 長	石　井　利　明	自治労東京・書記長
事務局長	中　川　　崇	全水道東水労・都労連書記次長
事務局次長	野　沢　　徹	自治労東京・副委員長
事務局次長	巴　　辰　也	自治労都庁職・委員長
事務局次長	大　竹　卓　弥	東交・書記次長
会　　計	武　捨　健一郎	東京教組・書記長
幹　　事	青　木　正　男	自治労東京・副委員長
幹　　事	福　田　　智	東　交・書記長
幹　　事	久　保　　聡	全水道東水労・書記次長
幹　　事	小　田　正　道	東京教組・副委員長
幹　　事	富　崎　豊　和	都高教・書記長
会計監査	山　崎　克　治	全水道東水労・副委員長
会計監査	古　林　明　郎	自治労東京・書記次長
会計監査	佐　藤　弘　行	東　交・副委員長
事務局員	大久保　忠　昭	自治労東京・書記

Ⅶ. 総　会　宣　言　(案)

7月5日より西日本を襲った豪雨は、広島、岡山を始め、西日本各地に死者224人、不明者は12人(7/22現在)を超える甚大な被害をもたらしている。亡くなられた皆さんのご冥福をお祈りすると共に、被災された皆さんに心よりお見舞い申し上げます。

近隣の自治体をはじめ全国から救援に駆け付け、東京都においても、愛媛県大洲、岡山県倉敷に対する人的支援を行うとともに、カンパ活動にも取り組んでいくこととなった。東京地公労としても、各産別・単組において、全力で復旧・復興支援に取り組んでいくことをまず冒頭宣言する。

本日、私たち東京地公労は第31回定期総会を開催し、この１年間の運動の総括と今年度の活動方針を確立した。

安倍政権は発足以降、特定秘密保護法の制定と国家安全保障会議(2013年)の創設、憲法違反の集団的自衛権行使容認の「戦争法」(2015年)、言論を封殺する「共謀罪」(2017年)などの悪法を「成立」させる中で、情報と権力の一極集中と市民監視の強化、軍事力強化と戦争のできる国家体制づくり強めてきた。

また、日本政府はアメリカから大量の武器購入を行い、企業へは大量の株式購入による下支えをはじめ、原発輸出への債務保証、高度プロフェッショナル制度導入をはじめとした労働法制改悪やTPP発効など様々な優遇措置を用意する一方、福島第一原発事故被災者に対しては補償の打ち切りと帰還の強制、沖縄には辺野古新基地建設をはじめとした軍事基地機能の強化を行ってきた。既に破綻しているアベノミクスによるゆがんだ経済政策は、出口の見えない危機的な状況になっており、年金や生活保護など、社会的セーフティネットは次々に脆弱にされ、貧富の差はますます拡大している。更に、数々の労働法制の改悪は、生きるための労働が労働者自身の命を奪いかねないものにされている。

国会内においても西日本豪雨に際して、一刻も早い災害対策本部の設置と具体的な対応が求められる中にあって、政府与党は人命よりギャンブルを優先し、IR法案の審議入りを強行した。安倍政権が災害時にすら国民の命と生活を第一に考えていないことが明白となった。

一方で、都政の現場においては「自律改革」と称して、「生産性」向上を目的化した「2020改革プラン」が各局にトップダウンで強制され、その実現が迫られている。言うまでもなく「プラン」は、安倍政権の「骨太方針」と連動した企業のための地方自治業務の民間開放、市場化に他ならない。密室政治の批判を受ける中で特別顧問は廃止したものの、新たに「都政改革アドバイザリー会議設置要綱」が明らかにされ、外部有識者からの幅広い意見や助言を求めるとしている。都民を置き去りにした密室政治による都政の市場化を断じて許すことはできない。

2018年賃金確定闘争は、８月の人事院勧告を前に重要な局面に入っている。私たちは、勧告後できるだけすみやかに人事委員会に対し要請を行い、給料表と一時金の大幅引き上げ改定、地域手当の本給繰り入れ、臨時・非常勤職員の処遇改善、高齢期職員の処遇改善など、諸要求の実現に向けて具体的な取り組みを進めていく。

私たち東京地公労は、立憲主義を破壊し、平和を脅かす安倍政権の即時退陣を求めると共に、小池都知事によるトップダウン都政と対決し、開かれた都政、地方自治の実現と安心して暮らせる社会の実現を目指し全力で闘い抜いていく。

同時に、東京地公労は、平和と民主主義の確立、そして憲法改悪阻止に向けた新たな闘いに起ち上がり、組織の総力を挙げて取り組んでいく。併せて、公共サービスの確立、格差社会の是正、労働法制の改悪阻止、労働基本権確立に向け、より団結を固め運動を進めていく。

以上宣言する。

２０１８年７月３１日
東京地方公務員関係労働組合
第３１回定期総会

各種会議・集会等参加報告書

報告内容		自治労第７回現業組織集会
日　　時		２０１８年7月２２日（土）１３：３０～２４日（月）１２：００
場　　所		青森県青森市リンクステーション青森、他
参加者	全　　体	４７都道府県本部７２４名
	東京清掃	染、坂本、多田、田口、倉貫、渡辺、西村、坂部、萩原、水落

【１日目　全体会】

主催者挨拶　　現業評議会議長　吉田　隆一

総務省の平成 29 年地方公共団体定員管理調査における職種別職員の増減状況は、現業職員は昨年に比べ約４％（7459 人）減の 116,242 人。平均年齢も 50.1 歳となっており、民間では考えられない状況となっている。

こうした状況の中、2018 現業公企統一闘争から人員確保の取り組み強化と通年闘争とすることで、すべての単組、組合員の結集による闘争の推進を目的に第１次、第２次闘争で取り組むとしてきた。その中間的な結果として、来年度の新規採用の確認あるいは採用再開に向けた前進回答を得たという単組が全国で 53 単組と一定の成果が得られたものと考えている。反面、要求書の提出の取り組みもできていない単組もある。自治労産別闘争としては不十分と考えている。

この間の自然災害でも明らかなように、財政難を理由とした、行き過ぎた人員減により、行政としての災害対応が立ち行かない現実がある。私たちはこうした現実を共有し、自らの自治体における災害対策を含めた公共サービスの現状を把握し、問題点を洗い出し、10 月 19 日を統一基準日とした現業公企統一闘争に向け取り組みの強化を図っていかなければならない。

自治労本部あいさつ　自治労本部副中央執行委員長　仙谷　尚彦

この間の大規模災害により被災をされた方々にお見舞いを申し上げると共に、復興に向け尽力している多くの職場の仲間に敬意を表します。

国会の状況について、実質幕を閉じた状況となっているが、１月も会期を延ばし、我われが望まない法案をいくつも通した。

まず一つは、国民の誰もが望まない高度プロフェッショナル制度を含む働き方改革法案、更には、誰も望まないカジノを導入するＩＲ関連法案、更に自民党のためだけに改正をした参議院選挙制度の改革法案など、まったく国民や私たちの意思を無視した国会運営となっている。このような安倍政権の暴走は一日も早く止めなければならない。これは、選挙でしかなし得ない。来年の参議院選挙で自民党の議席を減らし、立憲民主党を中心とする野党の議席を伸ばすことしか

政局を変えることはできない。
とりわけ、「岸まきこ」さんについては組織の総力を上げて取り組む。
つづいて骨太方針について、今年も6月15日に2018骨太方針が閣議決定された。方針においては、引き続き歳出の削減に取組む事、具体にはTPP、PFIの活用による民間委託の推進、さらには「見える化」による行財政改革の推進、そしてトップランナー方式の導入による窓口委託などをうたっている。
現在現業局で委託状況の調査を行っている。調査結果をもとに直営化に向け検討を行っていく。
臨時非常勤職員の課題について、2020年度から会計年度任用職員制度に変わる。この切替にあたって自治体の条例改正を来年行わなければならない。それまでに私たちは労使交渉において制度の内容の徹底をしていかなければならない。

開催県本部あいさつ　自治労青森県本部執行委員長　掛村　正則

来賓あいさつ　青森副市長　前多　正博

参議院議員候補　岸　まきこ

基調提起　自治労本部現業局長　小迫　敏宏
2017年4月1日現在、地方公務員数は2,742,596人で5,333人増加し、23年ぶりに増加に転じた。一方で現業職員については減員となっている。
ラスパイレス指数は、99.2となっており0.1ポイントの下降で、とりわけ現業労働者では前年比4,671円の減額となっており、現業職員の賃金抑制が強行に押し進められている。
自治労現評の昨年の現業職員新規採用調査では、全国で479人の新規採用があった。このことは各自治体の判断で新規採用に向けて動き出したということを表している。しかし、全国的に見ると新規採用者数は退職者の約10%にとどまっており、これには幾つかの要因があると考えている。
1つには、長年にわたる合理化により単組における人員確保に「あきらめ感」「無力感」が先行し、人員要求すら行わない単組が出てきていること。
近年、全国で多発する大規模災害を見ても明らかなように、地域住民の生命・財産を守る機能という、最も基本的かつ重要な役割すら十分に果たしえない状況に自治体現場が陥っている。また、行政支援を行おうという自治体においても、現場力に余力がなく、被災者である地域住民が必要とする支援を十分に受けることが出来ない。このことは、地方自治の確立そのものを放棄していることに他ならない。
次の課題として省庁・国会対策の強化が揚げられる。本年、東京都本部と共に行った総務省に対す取組み等強化していく必要がある。
最後に、地域住民から必要とされる職場を確立する取組の強化が重要。
現在の自治労にとって、次代の役員育成は重要な課題。次代の担い手を育成するには、伝えよ

うとすることに終始するのではなく、一緒に考え、一緒に成長することを意識することが大切。

賃金抑制に対する取組みとしては、地方公営企業法第38条第3項で求められているのは同一または類似の職種との均衡であり、技能労務職員全体ではないということ。同第2項をもとに、現業・公企職員が行っている業務の重要性や責任度合いを認識させ、現業・公企職員のみを対象とした賃金削減を行わないように強く求めていく必要がある。

全国の地方自治体で働く臨時・非常勤職員は、推定64.7万人と言われている。全国の自治体職場で働く3人に1人が臨時・非常勤職員と言われている。

当局がなぜ非正規かを進めるかを考える必要がある。「安い賃金で、いつでも首が切れる」と当局は考えている。であれば、我われがこうしたことの出来ない仕組みを作り、であれば正規で行えばよいというシステムをつくっていかなければならない。

自治労の調査では月一回の労働安全衛生委員会が行われていない職場が非常に多い。連合から見てもありえない状況。働く者の労働安全衛生を守ることは、当局の責任であり、我々もそこにしっかりと関与していくという姿勢が大事。

私たち自治体職場で働く者にとって、政治は無関心であっても無関係ではいられない。だからこそ、2019年4月に予定されている統一自治体選挙をはじめ、同年7月に予定されている第25回参議院議員選挙では、私たち自身の課題解決に向けた取り組みを強化、そして自治労の政策を実現させるために、各級選挙において組織内・推薦候補、そして「岸まきこ」の必勝に向けて取組みを強化していく。

課題提起

①「中皮腫発症にかかる公務災害認定闘争のこれまでの経過」

庫県本部明石市職労　吉田　秀夫

23年前に起こった阪神淡路大震災の時に復旧業務に係っての話となります。

まず復旧、まず復興という思いで業務にあたると、目の前にあるリスクに気がつかない。しっかりとリスクを認識した安全対策をもってあたるべきと考えている。

2012年6月11日に悪性腹膜中皮腫の確定診断を受け、2013年10月15日に死去した組合員の公務災害を求めるための裁判闘争に取り組んでいる。

本人が診断を受けて直ぐに、連絡を貰って以降、前職や過去の居住暦について調べ、アスベストに暴露する可能性は、業務として遂行してきた災害が暦の収集しか考えられないことに至った。アスベスト暴露は公務によるものとして、2012年8月16日地方公務員災害補償基金兵庫県支部に公務災害認定請求を行った。明石市も災害瓦礫の収集中に暴露した可能性があると見解を述べた。しかし、県知事は定例記者会見の中で「当時環境基準を越えていたような実例は少なかった」と発言した。

この発言は、災害直後から粉じんが舞う中、必至に作業をしてきた我々にとって、到底受け入れられるものではなかった。

その後、認定請求の結果を待たずして、組合員は亡くなり、その半年後に基金は公務外の災害としての認定をする旨を通知した。遺族が基金支部の決定を不服として審査請求を行うも、基金支部で棄却された。再審査請求についても同様。

その後、奥さんは「夫が亡くなった原因を明らかにしたい」と神戸地裁に対し提訴。

阪神淡路大震災に従事した者の労災認定については 94.6%であるのに対し、地方公務員損害補償基金では 42.4%と労災保険の半分の割合となっている。

本来、労働者の救済機関である補償基金が公務災害を認定させない機関になっている。このことは重大な問題。

この後、警察官が中皮腫で亡くなり、公務災害認定がされた。

多くの災害の現場で、最前線で頑張っているのは自治体の現業労働者。こうした中には石綿粉じんを吸引した方も多くいるのではないでしょうか。中皮腫は潜伏期間の非常に長い病気。

亡くなる際、モルヒネで意識が朦朧とする中、最後に「たのむ」と言って亡くなった組合員の思いをしっかりと受け止め、今後も闘争を強化していく。

今回の裁判闘争は、中皮腫を発症した場合の保証や救済のあり方、また基金の災害補償に対するあり方を根本から問いただすもの。復旧・復興業務に自分たちの健康を顧みず市民のために精一杯取り組んできた事実、これすらも否定するような基金の姿勢は許せない。絶対に負けるわけにはいかない。

皆さんのご支援とご協力をお願いする。

②現業職場の労働災害実態報告

清掃職場　　清掃部会長　　高橋　雄二
学校給食職場　　学校給食部会長　寺西由記江
学校用務職場　　学校用務部会長　赤池　智範

各職種から、職場の状況や気をつけている点、工夫などが話された。

とりわけ、地方公務員災害補償基金が 2016 年に発表した業務報告書では、公務上の公務災害と認定した件数は、25,358 件で前年度に比べ、525 件（2.1%）増加している。一方、清掃職場における公務災害認定件数は 1,062 件で前年に比べ 27 件減少している。

しかし、その裏には退職不補充による総人数の減少や認定されづらい現状等があることを忘れてはならない。

パネルディスカッション　「官製ワーキングプアを許さない」

コーディネーター　小迫　敏宏　自治労本部現業局長
パネリスト　　藤吉　千鶴　岐阜県本部岐阜市学校調理嘱託員労働組合
平間　英基　自治労本部公共民間評議会幹事
鬼木　　誠　自治労本部総合公共民間局長
豊福るみ子　自治労本部組織対策局長

自治労の 2017 調査結果では、この間 81 万自治労といわれてきたが、78 万 9 千人ということで、80 万人を切る結果となった。年間 1 万人の組合員が減少してきている。労働組合として、自治労の組織として危機的な状況にある。

この要因として、退職者に対して新規採用が抑制されているということもあるが、その新規採用者に対する組合加入対策が図られていないということ。また、正規職員から臨時非常勤職員に置き換わっている中、非正規職員を組織化できていないということも理由として想定される。

現在、自治体の中で非正規職員を組織化しているところは 1/5 程度。自治体組織が小さくなるほど、非正規職員の割合は増えているが、組織化率は下がっている。

自治労に加盟している自治体組織の中で、非正規職員の割合は 31%だが、組織率で言うと 4.7%という状況。この間、組合員数は変わっていないが、職員は 3 万人くらい増えている。

岐阜市では正規職員と嘱託職員が一丸となり闘いを進める中で、賃金の削減を跳ね返した。

正規、非正規のどちらかの賃金を上げるためにはもう一方の賃金を下げるというように、自治体当局の攻撃の中で、本来協力すべき労働者同士が敵対するように誘導されているのではないか。

共闘していくには、まずは共通の職場の課題、例えば安全衛生のような正規・非正規を問わない課題から共に取組む事から始めて行くことが良いと思う。

自治体労働者は委託等、外部に出してしまうと無頓着になる。本来、委託の理由は効果的・効率的と言う理由であるが、一旦外部に出してしまうと効果的がはずれ、効率のみを目指してしまう。組合として指摘する必要がある。

退職不補充により正規職員が削減されると、非正規の業務にも大きな影響を及ぼす。賃金、処遇は違うが協力しなければ良質なサービスは出来ない。

非正規が不足する正規の職を受け継いでいるケースも多く、こうした非正規の賃金が低賃金であるということを放っておいたとすれば、いずれ正規もこの賃金でよいですねと言われた際、何と答えるのか。そこまで見据えて考える必要がある。

今回の制度改正が自分たちのことだということを分かっていない非正規職員が非常に多い。このことを伝え共に取り組んでいくことが重要。やってあげる、やってもらうということではなく、一緒にやっていくことが大事。

【2 日目　分科会】

第 1 分科会　「共に働く臨時・非常勤等職員を仲間に」　　報告　多田

場所　「ラ・プラス青い森」　2 階　カメリア

司会　松本　孝則（自治労本部現業評議会常任幹事・千葉県本部流山市職員組合）

本部代表あいさつ

高橋　達朗（自治労本部現業評議会副議長・山形県本部自治労山形県職員連合労働組合）

グローバル化が進行する中で、資本側は「いつでもクビを切れる労働者」をつくりだしてきた。自治体も同様に財政が厳しくなる中で、非正規労働者が増加してきた。2020 年度から会計年度任用職員制度始まる。昨日のパネルディスカッションでも議論された課題で、自治労全体の課題である。重い課題だが臆することなく、現在の非正規職員、2020 年以降の会計年度任用職員の課題に向き合い、取り組みを進めていかなければならない。

【講演】

「臨時・非常勤職員の組織化と課題」

京都市学校給食職員労働組合　橋本委員長

現状センター化はされておらず、全校自校方式で行われている。直営 149 校、民間委託 10 校、調理員 455 名。

新規採用が凍結された際、委託を阻止し非正規職員を採用するか、委託を進めるかで議論がされ、非正規職員による退職者分の補充を行うこととなった。

しかし、同一労働である非正規職員の処遇は低く抑えられ、組合役員として働く仲間を差別して良いのか、組合は何のためにあるのか疑問を感じた。非正規職員の扱いはこのままで良いのか？何ができるのか？動かなければ何も始まらないのでは？等様々な議論があった。まずは組織化することの目的と理由を考え、誰のために組織化を進めるのかを話し合い、組合としての方針を打ち出すこととなった。

組織化に向けては、①勤務条件・賃金をはじめ職場環境を把握する。②組合員に組織化を理解してもらう。③組合費の設定は先を見据えて検討。④非正規職員へのオルグの仕方。⑤必ず継続する。以上のことを組合で議論し取り組みを進めた。

労働条件・賃金が異なる中で、正規職員の無理解をいかに克服していくか、組織化はしたが要求実現が難しい実態の中で、非正規職員にどう理解を得るか。組合とは組合に入っている職員だけ守れば良いのか等の問題意識を持つことが必要であり、合わせて正規職員・非正規職員双方の意識改革も必要。

【事例報告】

４県本部からそれぞれ組織化の事例や、組織化できなかった事例、組織化によって勝ちとった事例、今後の取り組み等の報告がされた。

【会計年度任用職員について】

自治労本部公共民間局　北川組織拡大オルグ

法改正に伴って会計年度任用職員が 2020 年に導入される。現在公務現場の非常勤職員は「法の谷間」的な存在と言われている。一方、臨時非常勤職員がいなければ自治体現場が回らなくなっている。これまで曖昧であった任用根拠が整理されてきた。

会計年度任用職員の賃金はフルタイム職員で手当も含め給料が支給される。パートタイム職員は報酬と費用弁償・期末手当が支給される。会計年度任用職員の賃金決定は正規職員と同様であり、「均衡の原則」が適用されるため、１年更新ではあるが、経験年数が蓄積され、賃金が決定される。

任用期間については１年であるが、選考で採用され、再度の任用・継続雇用が可能である。

現業職場で働く職員は賃金労働条件について、事務職などと取扱いが違う場合がある。

臨時・非常勤職員は同じ職場で働くため、正規職員も関心を払わなければならない。臨時・非常勤職員の労働条件は、正規職員の労働条件にも影響が出てくる。当事者の意見を聞きながら、どのように運動をつくっていくか、どう育てるか大きな課題である。

【模擬オルグ】

組合用語を使わない・出来ないことを無理に出来るとは言わない・話すことより聞くこと等幾つかのポイントをもとに模擬オルグを行った。

【まとめ】

高橋　現業評議会副議長

会計年度任用職員の課題は誰かがやるのではなく、みんなでやり、やりきれなくても継続してやらなければならない。

自治体職場で臨時・非常勤職員の課題わかるのは現業職員である。現業職員は差別されてきた歴史があり、今も賃金面での差別が存在する。今、較差が生じている臨時・非常勤職員に対してどう向き合うか、隣で働く臨時・非常勤職員の組織化は真剣に取り組まなければならない。それは公共サービスを守ることでもある。

第２分科会　「現業労働者の組織強化に向けて」
～現業労働者の闘いの歴史を学び次世代へ繋ぐ～　　報告者：坂部貴之

場所　「ウェディングプラザアラスカ　サファイア」
第２分科会は、40 県本部 97 単組 130 名の参加で開催をしてきました。

➢ **【講演】　自治労本部現業評議会　吉田隆一　議長**

『現業運動の歴史を踏まえ今後の現業組織強化を行うには！』

戦後の現業労働者の闘いとして、1945 年の労働組合法公布の歴史から事細かに現在に至るまでの闘いの歴史をふまえた講演となりました。組織強化として一番の必要性としてはやはり新規採用の再開が一番の活力になること。すぐに結果がでる取り組みではないかもしれないが、粘り強く運動を進めていくことが必要になる。

➢ **【事例報告】（３単組）**

県職：青森県現業労働組合事務局長　千葉　象睦
「任用替え提案に反対の取り組み」

- 市職：徳島県三好市職員労働組合連合会書記次長　宮内大志
  「29 分時間内ストなど、現業運動の取り組みについて」
- 市職：自治労岡山市現業労働組合書記長　福谷陽一
  「競合組織に対しての取り組み」

3 単組からの事例報告で、主に印象に残っているのが自治労岡山市現業労働組合からの報告でありました。「競合組織に対しての取り組み」：と題し、サブタイトルに「行政職ＶＳ現業職」とありました。

※事例報告の冒頭に岡山市における「西日本豪雨災害」の被害状況と支援状況の報告を受けました。

➢ **【パネルディスカッション】**

「どのように組織強化を行い現業運動に繋げていくか」

コーディネーター：小迫　敏宏　自治労本部現業局長
パネラー　　：前段の事例報告をした３名の方々。

どこの単組でも新規採用の課題が多く取り出されている中、その解決に向けて取り組んでいることを皮切りに、2060年には労働者が今の半分になり、65歳以上が三人に一人となっていくのが今の日本の現実であり、人口もどんどん減少していくこととなる。このような世の中で考えなければならないのが、中山間地域での公共サービスをどのように確立していくのかが大事になってくる。次世代の育成や、今後の役員の育成などの観点からもこれに付随して討論してきました。人口減少により、この先労働者が仕事を選ぶ時代が来ることとなり、だからこそ直営の必要性を訴えていかなくてはならない。非常にわかりやすい内容と議論により有意義なパネルディスカッションとなりました。

➢　**【グループワーク】**

「現業評議会の組織強化をするには！」

グループワークでは、7名の方々と単組での課題や組織強化への取り組みなどを洗い出しながら、解決方法への導き出しを話し合ってきました。清掃からの参加者、学校給食、用務員などの方々がいて、様々な課題があることに再度気づかされました。組織強化に向けて諦め感や無力感を組織の中から脱却していき、前進していかなくいけないことを参加者で確認してきました。グループワーク自体が「ブレインストーミング」の手法で進めていったので非常に和やかな雰囲気でおこなうことができました。

♦第３分科会報告（渡辺）　※参加４１県本部１２０単組１６５名（うち女性４７名）

テーマ「再任用制度、定年延長」

～高齢期の充実した働き方に向けて組織として果たすべきこと～

＜開催趣旨＞

・定年延長の時代が来ると言っても、現業職種のほとんどが「加齢による業務遂行困難職種」であることや「役職定年や新規採用の確保、賃金水準をどのようにしていくか」など踏まえ、交渉や協議によって明確にしていくべき事柄が多いのが事実である。

・いまだ再任用制度が確立していない自治体も多く、高齢期の安心した生活のためには「雇用と年金の接続」が組織の重要課題であるのに、住民の理解、取組み、制度そのものに差があるのはどうしてか。また、高齢期の働き方やライフスタイルも視野に入れながら、組織として果たすべき課題と方向性を見出すことを目的として第３分科会が開催された。

▲今組織集会随一の大盛況となった第３分科会

再任用制度の取組み事例報告①【石川県】　石川県現業評議会書記長　羽場　徹さん

・無年金期間が生じるため、雇用と年金の接続を円滑に行うためにも、格付けの改善や希望

者に対するフルタイム再任用を行うなど、収入を維持する対策を講じるよう要求してきた。
・協議の結果、来年度から６５歳年度までフルタイム再任用を認める一方で、退職手当が引下げとなってしまった。定年延長が導入されれば、総人件費が増えることが見込まれるため、しっかりと単組で準備を行い協議に臨んでいく必要がある。

再任用制度の取組み事例報告②【横浜市】

横浜市従労組現業部長　森泉　万里さん

・定年延長が見えてきている状況だが、自治労横浜では組合員の意向が最大限尊重され、６０歳を超えて働く意欲・モチベーションを維持していくためにも、安心して働ける高齢雇用制度としてフルタイム再任用制度の課題の解決、さらには定年延長の実現を目指して取り組んでいく。
・また、高齢層職員が働きやすい職場環境とするためにも、新規採用の取組みの強化、特に現業の採用については単組の最重点課題と位置付けて引き続き取組みを強化する。

「再任用制度等、アンケート集約・データ解説」

自治労本部現評副議長　松本　由紀夫さん

・まずは、再任用制度が確立されているか、一般行政職と職務給の格差はあるか、職務内容は軽減されているか、福利厚生面は充実しているかなど、職場実態調査から制度運用を知ることが重要である。
・「雇用と年金の接続」のための再任用制度であるはずが、制度そのものを持たない自治体や、職種それぞれに働き方の違いがあるのは何故か、正しく理解せねばならない。
・加齢による業務遂行困難職種という認識が欠如している。「フルタイム勤務なら定年前と同様に働きなさい！処遇に差がないので定年前と同様に働きなさい！」など、“働かせ方改革”になっていないか？職場で検証する必要がある。
・「定年延長」移行への不安はある。高齢期の安心した生活が送れるよう、各単組で議論し、職場・職種にあった制度・運用にしていかなければならない。

「高齢期の充実した働き方に組織として果たすべきこと」

元自治労本部現業局長　福士　博美さん

・現業統一闘争は単組の実情にあった闘いを進めることが重要である。現業労働者の権利は、与えられるものではなく“自らの力で闘い取るものである”と再認識することだ。
・高齢期、特に再任用の賃金を決めるとき、正規職員時代の前歴換算を考えてみてはどうだ？高齢者の優遇措置を！！
・２０１１年の人事院の意見申し出で、再任用の義務化と段階的定年延長のどちらが公務に

おいて適しているかを比較検討し、「公務においては定年延長以外にない」と実現を求めている。

・２０１７年６月に「骨太の方針」を閣議決定し、公務員の定年の引上げについて具体的な検討を進めるとし、２０１８年２月には、「公務員の定年の引上げに関する関係閣僚会議で了承され、人事院に対して定年引上げに関する検討を要請しているが、これは何だ！！８月の人事院勧告には注視しなくてはならない。

講演「再任用制度の現状と定年延長および賃金課題について」

自治労本部総合労働局長　森本　正宏さん

・賃金などの処遇の改善、時間や場所などの制約の克服、キャリヤの構築など、働く側からの「働き方改革」を実現しなくてはならない。

・労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現するために、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態に係らない、公正な待遇の確保等のための措置を講ずる必要がある。

・地公法改正により会計年度任用職員が一般職の地方公務員として明確に整理された。新地公法第２４条の適用となるが、給料や報酬の制度・水準を定める際には、職務給の原則・均衡の原則等に基づき、従事する職務の内容や責任の程度、また、在勤する地域や地域の民間企業において同一または類似の職種がある場合には、労働者の給与水準の状況等に十分留意しつつ、地域の実情などを踏まえ適切に給与決定することが必要である。このことは、いわゆる働き方改革における「同一労働・同一賃金」の考え方と整合している。

・平均寿命の伸長や少子高齢化の進展、複雑高度化する行政課題への的確な対応が基本認識として、定年を段階的に６５歳へ引き上げることの根拠になっている。しかし、民間企業における高齢者雇用の状況、組織活力の維持の必要性、総人件費の増加の抑制の要請等を踏まえ、国民の理解を得ることが必要だと検討会では言っている。

・「意見の申し出」では、公的年金の支給開始年齢の引上げに合わせて、平成２５年度から平成３７年度にむけて、定年を段階的に６５歳まで引き上げることが適当とし、その際の賃金は６０歳前の７０％水準に設定し、能力・実績主義に基づく人事管理の徹底や組織活力を維持すると言っている。しかし、労働者側からすると、年金の一部支給がない状態で、定年前の７０％の賃金だと生活が成り立たない。もちろんこれは国家公務員への改正だが、他にも影響の出ることが予測されるため、再度の検討が必要不可欠である。

第３分科会に参加した感想

・「闘わないで自らを守ることができるのか」という労働組合の基本認識や森本総合労働局長の講演であった「６０歳以降も働いて年金を支える側に立つ」という考え方について改めて考えさせられた第３分科会でした。

第４分科会　「労働安全衛生活動を始めてみませんか？」

～労働安全衛生は、体も心も職場も守る！～　　報告　田口康乗

場　所　「ラ・プラス青い森」　２階・メープル

参加者　７７単組９８名（内、女性４３名）

【開催趣旨】

私たちの働く現業現場には、擦り傷などの小さな怪我から命に関わる重大な事故まで起こりうる要因が潜んでいます。また、様々な理由・原因からメンタルヘルス不調を引き起こすなど、安心・安全かつ健康的に働くことが難しい環境になっています。これらの不安要素を少しでも取り除き、改善していくことが労働安全衛生活動です。

【講演】

「現業職場の労働安全衛生について」

一般社団法人　全国労働安全衛生研究会　山田　厚

＊現業で働く者が認識したい安全衛生の基本とは

１．労働時間と心身の疲労回復は１日単位が日本です

政府が今進めている働き方改革は、残業規制とか長時間労働の是正というように、月単位とか年間平均などが基本と思い込まされてはいないか。これは正しくはありません。月単位とか年単位で労働時間の規制を考えていたら、これは極めて労働者にとって不十分であるし心身の健康を害してしまうことに繋がってしまうからです。長時間労働の是正で大切なことは、月単位とか年単位の規制ではなく１日単位なのです。

人間にとって、心身の健康を取り戻すには１日単位です。これは、人間の生態リズムがあるからです。したがって１日単位で働き・休み、疲労を回復するリズムが崩れると、必ず蓄積疲労となります。そして、心身の健康不調・過労性の職業病となります。

その一方で、企業活動は１年単位です。企業の会計サイクルも月単位をベースにした上半期・下半期とした１年単位であることから、１日単位を崩したいのです。

しかし、１日単位の労働時間規制にしないと必ず蓄積疲労となり、心身の過労から病気を招いてしまいます。つまり、１日の疲れは、１日で回復しなければならないのです。

２．長時間労働だけでなく作業密度も問題にしていかねば

「現業職場は、長時間労働じゃないから楽だ」「時間で帰れるからいい」と思われたことはありませんか。自分自身もなんとなくそんな気がしていませんか。この認識は正しくはありません。過酷な仕事とは、長時間労働だけではなく、作業密度・作業速度の強まりもあるからです。作業量は増えても人は増えないで時間に追われる作業が続いています。つまり、作業時間の密度が過密になり、作業の速度が速まっているのです。このことによって当然心身の緊張度＝疲労度が強まります。

・仕事の内容が細かく深くなってはいませんか。以前はなく追加された仕事はありませんか。

・人は増やさないで様々な業務だけ増えていませんか。

・時速 40 キロの運行速度が 50 キロに速めないと同じ仕事が回らない。

これらのことは、実質の労働時間の延長と同じです。しかも、残業時間のように表面化しない

ままに固定化しさらに密度が増すこともあります。

始業時間前の準備、休憩時間中や終業時間後の片付けに食い込み、サービス残業になっていることもあります。始業前に30分、休憩時間中に10分、就業後に20分＝これですぐに1時間の残業と同じです。

現業職場での労働では、残業時間（長時間労働）だけが問題ではありません。それと共に、むしろ強められている労働密度・速度を問題にするべきです。そして、労働密度・速度は固定化され、さらに強まりやすいのです。しかも、始業時間前の準備時間や片付け時間も延長していることもあります。

3．中高年の労働機能は若者より後退して当然ですが

40歳過ぎても50歳代になっても「若いもん」と同じ働き方をしていませんか。本人の意思とは関係なく確実にはじまっている労働機能の低下が忘れられていませんか。若い人と比べ中高年齢者の労働能力は著しく低下しています。当然なことを忘れてはなりません。

新規採用が抑制・停止され、職場に若い人がいなくなって昔で言う「若い者の仕事」を50歳代の中高年者が継続して行っていることに危険性があります。

また、年金支給開始年齢引上げと一体で「生涯現役社会」とされ再任用などで高齢労働者が職場で広がっています。しかし、それに伴う労働条件が整備できていないだけに、安全衛生上の危険性も強まっているのです。

中高年齢者の労働機能とは別に、業務における知識と経験は大切であり、これは若い人に継承していくべきですが、それが今の現業職場ではなかなか機能していません。

4．心身は一体、メンタル不調は腰痛や上肢障害にもなる

過労性は万病のもとです。それぞれの病気や不調を、それぞれ別のものと考えていませんか。身体症状とメンタルヘルスを分けて考えていませんか。これは常識的な考えですが、間違っています。蓄積疲労＝過労は「万病の基」です。過労性の心身の不調と病気は、非常に多く風邪からはじまり典型的な職業病は、「腰痛」「上肢障害」「眼精疲労」「メンタルヘルス不調」「免疫力が低下することによる感染症やガン」などがあります。

＊夜間の仕事が多い人は、男性は前立腺がん、女性は乳がんが発症するとされています。WHOの国際がん研究機関は2007年に夜勤・交代制勤務を発がん性の要因と規定しています。

これらをバラバラにしていては、不十分な対処となります。過労によって発症した病気やメンタル不調は、それぞれ連動して併発・合併症に全身症状となります。そして、心身一体で不調になるのです。

その典型は、メンタルヘルス不調と腰痛・上肢障害（頚肩腕）の関連です。国際的には認識され、ようやく日本でも認められましたが、職場では理解されていないのが実態です。

メンタルヘルス不調から腰痛・上肢障害に連動します。腰痛と上肢障害・メンタルヘルス不調も併発している場合がほとんどです。つまり、重いうつ病などのメンタル不調から腰痛・上皮障害にもなるのです。また、腰痛・上肢障害が重くなると、うつ病・メンタル不調にもなります。さらに、腰痛の症状が重いと、上肢障害にもなるのです。

メンタルヘルス不調・ストレスの強まりは、腰痛や上肢障害を招きやすくなります。現業職場の場合は特に、職場の減耗不補充・委託化による先行き不安、非正規職員の増加による疲労、メ

ンタルヘルス不調、ストレスからもこの連動した病気の可能性が強まります。

例えば、自分の職場（自分の仕事に）慣れない非正規職員に仕事を教えるという業務の追加。非正規職員の仕事に気を配るという業務の追加。賃金や仕事が比較されることによるストレス。正規職員だからがんばって当然の雰囲気。これらのことが、腰痛・上肢障害・メンタルヘルス不調に連動していきます。

5.「個人の注意徹底」では安全や再発防止にならない

事故・ケガが起こるとたいていの場合「本人の不注意・ミスによるもの」とされていませんか。これでは、「個人の注意」「心がけ」で本当の安全と再発防止にはなりません。

事故とケガは、まず「本人の不注意・ミス・手抜き」と見えるのが普通です。しかも、たいていの場合は、当該の「その労働者の責任」もあるからです。そこで、今後の再発防止は、個人の責任からの「手順を守ろう」「しっかり注意しよう」「安全を心がけよう」となります。この対策では、当局の事業者責任もなく、予算もかかりません。しかし、労働災害防止、再発防止には実質的に役に立たないのです。

では、注意とはどのようなことでしょうか。

しっかり注意するとは、一つのことに集中することで周りは散漫になるのです。

当局は、労働者に「安全のためにこれも注意しろ、あれも注意しろ」と強調してきますが、それでは不十分です。人間の注意はあれもこれも同時に対応できないからです。人間の脳と心理による注意とは、意識を一つのことに集中することであり、そうなるとほかの事は散漫になるのです。

注意の徹底とは、より心身のエネルギーをかけるので疲れやすく持続できない

どの仕事も仕事をするなら通常の注意をしています。それ以上に徹底して注意するとなるとさらに過重な心身のエネルギーを使うことになります。このこと自体が労働強化で疲れやすくなるのです。疲れやすくなると、注意力が持続できません。また、注意力は一つに集中するので周りが散漫になり何かあっても気付かない状態になります。そのことで、かえって「うっかり」「ぼんやり」のミスや不安全行動が発生しやすくなるのです。

注意力は持続できません。そのため、注意が必要な職場では、より休憩や休息が必要となり、短時間の労働としなければならないのです。また、様々な注意には、当然人手が必要となります。

必要以上に注意が求められる職場とは、もともと危険な職場ということです。

労働者は、仕事をするに当たって絶えず通常の注意はしています。災害に遭うのは自分自身だし、自分の財産である労働力を傷つけることになるからです。だから労働者は、事故やケガを起したくないし、注意もしているのです。

ところで、必要以上に「注意」が求められる職場とはどのような職場でしょうか。注意が必要以上に求められる職場とは、そもそも以前から「危ない」職場であり、過去にも「危ない」ことや事故があった職場であり、これからもその危険性が存在している職場なのです。

労働安全衛生法では、安全衛生を守るための主語はほとんど事業者です。主語が「事業者は」とはじまる条文は、その責任の主体は『事業者』となります。

公務・労働災害補償は「不注意やミス」があっても労働者の救済を原則とします。

労働災害補償法も、その補償では「本人の不注意やミス」があろうとなかろうと、業務であれば補償することを原則としています。「本人の不注意やミス」は、本来補償の認定に関係なく業務（公務）による災害であれば労災補償を行い救済するべきだからです。

「故意の犯罪」「重大な過失」で補償額が支給制限される場合もあります。この場合でも、一般的な交通違反程度では支給制限になりません。また、支給制限されても、治療や介護に必要な補償は制限されません。遺族補償や葬祭補償を受ける遺族には直接責任がないため補償されるのです。

【各職場・現場での取り組み報告】

●清　　掃：深町総一郎（福岡県本部大牟田市職員労働組合・県本部現評事務局長）

行橋市職労は、労働安全衛生委員会を通じて新規採用も求めています。労使交渉や団体交渉で新規採用を求める一方、労働安全衛生委員会の中でも人員の必要性を積極的に訴えてきました。これだけの業務を行うにはこれだけの人員が必要。住民のニーズが多種多様化する中で業務を拡大しました。そうしたらこれだけの人員が必要です。新たな業務ということで、住民ニーズに基づいて、高齢者や障害者や社会的弱者の方の玄関先までごみを取りに行くふれあい収集を実践する中で人が必要です、と労働安全衛生委員会の中で議論しています。

（2015 年度 3 名新規採用、2018 年 1 名の新規採用予定）

●学校給食：塩見　洋子（大阪市学校給食調理員労働組合）

2011 年 9 月 14 日に、バターを溶かすためになべにバターを入れ火にかけその場を離れてしまった。一度、状況を確認したが、まだバターが溶け切っていなかったため、他の作業を引き続き行った。その後、焦げた匂いがしたので確認に行ったところ吹きこぼれたバターがコンロの火に引火して火が出た。

本来は、湯銭で溶かすこととなっているのですが、量も多く時間がかかってしまうので火にかけて溶かしてしまった。また、加熱中はその場を離れないとなっているので、調理員の過失といわざるを得ません。

このような事故を二度と起してはならないため、大阪市学校給食調理員公務災害調査研究会で取り上げました。

●用務員：森友信太郎（福岡市役所現業職員労働組合）

1986 年 11 月 6 日、若久小学校の用務員室に放置してあったニス缶があり、当時は焼却業務や炉外焼却を行っていたので、用務員がニス缶をやわらかくして処理しようと炉外焼却を行っていたところ、内容物が飛び散り近くで遊んでいた児童にやけどを負わす事故が起こった。

このような事故の再発を防止し、また学校用務の業務にかかる労働災害の原因を究明するためにも福岡市教育委員会安全衛生委員会の内部に小委員会を設置してきました。

【グループワーク】

グループワークでは、メンタルヘルス不調に関する状況報告を行い、その対応や復帰後の対応を議論し、また、公務災害の事例を報告し、その事故に対する防止策や改善策について議論してきました。

メンタル不調では、収集の乗る車が変わってメンタル疾患になり職場を辞めてしまったり、上

司や部下から色々言われ、板ばさみになってしまいアルコールに逃げてしまってメンタル疾患になってしまったと、各単組でもメンタル疾患になってしまう組合員が何名かいることが分かり、原因も似たようなことが多かった。
公務災害については、工場のピット転落事故がどこの単組からも報告がなされ、重大事故にはならなかったものの、当局と安全管理対策の協議をしていると報告がありました。
今回の分科会で、公務・労働災害は自分の不注意だけではなく、なぜそういう行動をしなくてはいけなかったのか、当局の責任もしっかり追求していく中で、公務・労働災害をなくしていけるように、今回まなんだことを各々が各単組に持ち帰り、頑張りましょうと締めくくられました。

第５分科会　「私たちの職ってなに？　自治体に現業職員がいなかったら」

報告　西村好勝　水落康治
場　所　「アップルパレス青森」３階・ねぶたの間
参加者　２９県本部５６単組７１名

Ⅰ開催趣旨

業務委託・退職者不補充が進み中、意識改革と職の確立に向けて、災害時等を含めた自治体での役割を考え、更なる職の活性化を目指す！

Ⅱ講演

「現業職場の必然性を探る！　人員の確保が組織強化につながる」
講師：藤本　初雄（大阪市従業員労働組合副中央執行委員長）

はじめに

現業職場を守るには、地域と密接に関りを持つことが大切である。そうしなければ、新規採用につながることなく、自分だけを守るための運動になってしまう。総務省からの圧力はあるが、採用は各自治体が判断する。そのため、市民・住民に認められることが採用につながる。なかには、労働運動を進めると組合員から執行部へ批判の声が挙がることもある。しかし、それらは職員の努力を住民に認められればいい話である。一例として、道路で轢かれた小動物引き取りに先についての話である。大阪市は小動物の生死によって引き取り先が異なる。生きていれば保健所扱い、死んでいれば環境事業センターとなる。しかし住民はそれ理解していないことが多い。以前は連絡を受けた２所の職員のいずれかが現場に向かい。引き取り先が異なる場合は、通報した住民に所の電話番号を教え改めて連絡するよう伝えていたが、時間的にも住民サービス的にも非効率であったため、職員提案で連絡先を一本化し改善した。まだまだ現場の仕事にはそうした非効率的なことが多い。住民から縦割り行政と比喩される理由である。それらを一つひとつ検証し改善する必要がある。最近は、外国からの住民が増えている。外国人住民に容器包装リサイクル等を理解してもらうことは困難である。しかしその課題に対することが現場で働く現業職の拡大につながる可能性がある。

相変わらず公務員に対する世間は厳しい

現業職の歴史を振り返ると、1960 から 1980 年台は台風による災害が多く発生した。その瓦礫処理に人が必要であった。そのため大阪市は処理に必要な臨時職員を採用した。その多くは

炭鉱で働いた2世の九州出身の方。東日本出身の方は東京都での採用が多かった。その後、非正規から正規職員への採用の闘いとなった。正規職員を勝ち取るも、公務員へのバッシングも表面化した。公務員の批判は経済動向と密接な関係である。経済が落ち込むとその度合いは増す。天下り等の問題も表面化し、1990年に「公務員制度改革」が施行した。2000年代には「働き方制度改革」、2010年代に「働き方制度改革」につながっていく。

時代の流れと公務労働（現業業務の返還 1960年代）

自治労に目を向けると、1962年第10回山口県大会で「清掃事業改善闘争として（産別闘争）」が確認され、住民のための清掃事業確立。清掃労働者の賃金・労働条件の改善し経済的・社会的地位の向上を図った。その後1967年自治省の合理化通知（清掃事業の下請け民営化・給食のセンター化、学校警備員の配置による用務員削減、運転手の定員不補充等の指示・指導）を受けて自治労は「第1次現業統一闘争がスタート」し、合理化指導の撤回と阻止、差別賃金の撤廃を中心に中央・地方で一体的な闘いを展開する。劣悪な労働条件の改善が自治労の考えた意義である。しかし要求書等を出さなかった単組は民営化された経緯があった。

時代の流れと公務労働（現業業務の返還 1970年代）

都市への急激な人口増加に伴い交通災害や大気汚染が激化した。環境汚染、公害問題が表面化した。一方、人々の私的消費生活領域の「豊かさ」は実現できたが、社会的生活手段（住宅・交通・医療・。教育・福祉）の豊かさはもたらされなかった。そのため「第2期清掃改善闘争へ」廃棄物の爆発的に増大させた生産のあり方に対して廃棄物処理等いう観点から再検討となった。

時代の流れと公務労働（現業業務の返還 1980年代）

1979年10月の総選挙で自民党が大敗。しかし、1980年6月の衆参同時選挙で大勝した。その安定多数で「政治生命」をかけるとして行政改革に着手する。1981年3月「第2臨調行政改革」増税なき財政再建として、公共部門への民間活力の導入3公社5現業の民営化を断行する。そのため自治労として1981年第40回新潟大会で「現業統一闘争」を再提起した。現業差別賃金撤廃等の五つの方針を柱に、11月11日に2時間ストライキを頂点にして闘い、「現業職場の直営堅持」「事前協議制の確立」を統一目標に掲げた。一方、自治省は第2臨調で示した地方行革を押し進めるための「民間委託マニュアル」作成し、徹底的に民間委託の導入を各自治体に指示した。

時代の流れと公務労働（現業業務の返還 1990年代）

自治労は「現業統一闘争」を経て10年間の総括のもと、1991年から第2次現業統一闘争として位置付け「守勢」から「攻めの闘いとして」直営を堅持し、住民にこたえる公共サービスの確立と職場・労働環境の改善を図る」とした。併せて、単純労働規定からの脱却、技術革新による高度化、また、市民要望・要求に対する責任の増加を掲げた。現業職であっても単純労務だけでは国民感情は許さない。また差別をなくす観点から職と職場の在り方を議論する時代となった。

時代の流れと公務労働（現業業務の返還 2000年代）

小泉政権の補足、市場原理万能主義「構造」改革の推進。公務員制度改革、給与構造改革、人事評価制度の導入しキャリア、ノンキャリア、現業の図式を明確化し現業の賃金を削減し

た。その制度手法は80年・90年代と変わりはない。

2018年現業統一闘争のあり方について

2月から3月期に職場点検・職場討論の実施し、次年度の人員配置の状況を把握し、政策要求をまとめる。その後、政策に必要な人員確保に向けた準備を行い、4月に人員確保や政策実現に向けた要求書を確認・提出し要求に対する交渉を実施する。

「働き方改革へ」！！

私たち現業労働者自らが、情報の発信、業務の公開など透明性をもって市民に訴える。また、公務としての自覚と「公共サービス」を守ることを第一義に考えること。
地域を熟知しているという強みを打ち出し、市民への理解を得る。それを実現するためには、議会への理解、市民理解を求める取り組みを実施し、技術・技能を持った職員の確保と採用につなげていきましょう。

「職の確立に向けて」

講師：田中　克典（山口県本部副中央執行委員長）

山口市の概要

人口19万5千人、職員数1,700人、組合員数1,224人（現評162人〔清掃75人、学校55人、保育18人、清掃工場13人〕）

山口市を取り巻く環境（清掃）

山口市も小泉政権時の制度改革の余波を受けた。清掃工場は2010年の市町村合併前は一組として運営されていた。合併後、運営は市となった。その際、問題化されていたことは、ごみの削減対策であった。夏季の定期点検時にはバンカーにごみが溢れる状態で、その原因は主に事業系ごみの持込であった。早急な対応が必要であったため組合側から家庭・事業家ごみ削減を図る住民指導等の政策提言を行った。また、し尿処理場の委託提案の際は、委託する年数を5年間とし、その間の直営職員は収集指導業務とした。その後直営職員数も減り、現在、し尿処理場は委託、収集現場においても可燃ごみ収集が直営となっている。可燃の直営を選択した理由は、可燃ごみは資源化できるものが多く含まれ、ごみの削減には指導業務が必要と判断したためである。

山口市を取り巻く環境（給食）

給食職の全国的な民間化推進事業の影響もあり、山口市は2008年に定員適正化計画を打ち出し、現業職の新規採用を打ち切った。その後、中学校２校調理等が委託されたが、署名等の労働運動の結果定数削減化計画の凍結を勝ち取った。当時の運動を振りかえると市民説明会も１８回行い、その際、説得力のある説明をするため改めて自分たちの業務を振り返り、直営の必要性を訴えた。

評議会の取り組み

住民理解の更なる活動として、定期的に給食説明会、親子クッキングを行える「食と環境のフェスティバル」を開催している。また、地域の祭事の際には、実際に給食で出しているものを調理して提供している。清掃は自治会が行っている清掃活動に参加して住民の声を聞くことを心がけ情報交換を行っている。

災害時の取り組み

山口市はこの１０年で大きな災害は２回発生した。2009 年と 2013 年の両豪雨災害。その際、給食は避難所の炊き出しを行った。避難者も支給されたパン等よりも安全な給食調理を提供したことで非常に感謝された。清掃は被災地に指導班は入り。臨時の集積所を設置した。

新たな業務（働き方の整理～直営の利点を生かして）

直営の有利性を生かし、様ざまな業務を複合化して当局から委託するのを躊躇させる必要がある。ごみの減量化に向けた指導業務、災害時の対応、環境学習出前講座、食育指導、三期休業研修などを行う。

採用再開に向けて

山口市職は以上の様ざまな運動を展開して現業職採用の再開まで 9 年かかった。2015 年には清掃 1 名、調理員 3 名。2016 年には調理員 3 名、2017 年は清掃 2 名、調理員 1 名。2018 年は調理員 4 名。今後も新規採用は行うと約束しているが、これから 10 年先の退職者数に対応する採用の協議を現在行っている。講演は以上として自治体現場力による質の高い公共サービスを共に目指しましょう。

グループワーク「災害時、自分たちは何をすべきか？」

ブレインストーミング形式により、各自災害対応について自由にアイデアを出し、分散会で出たアイデアを災害前、災害後の対応を分類し、各自でまとめとしての案を協議した。わたしが参加した第 6 分散会では、災害時においては収集車に防災無線、AED、応急措置ができる救急箱等や発電機積載して簡易防災ステーションの役割が有効ではないかとの意見が挙がりました。また災害マニュアルが作成していない自治体がほとんどで、組合がマニュアルの必要性を訴えても当局が聞き入れてくれないとのことでした。まとめとして災害時において直営職員の必要性を住民に理解を得るため平常時から災害時の対策に向けた取り組みを労使で進める必要があると感じました。

第６分科会　　「力あつめ、次の飛躍へ」　　報告　萩原崇氏

～自治労産別闘争としての現業・公企統一闘争ならびに政治闘争の推進に向けて～

場所「青森県労働福祉会館」　４階　大会議室

分科会基調提起　自治労本部現業評議会　寺野副議長

・現業統一闘争については産別闘争を強化し、組合員が結集できる取り組みを進めていく必要。各単組の特徴的な取り組みや成果を集約し、今後のスケジュールを組み立てていく。

・労使交渉で妥結していても、条例化に向けた議会でひっくり返される可能性は大いにある。実現するために代弁者を送り込むことが必要。組合員意識調査では「自民党に入れた」という若者も多く、一方で「政治離れ」が進んでいる。政治闘争をどう取り組んでいくべきか全体で意思統一していきたい。

【講演①】　「現業・公企統一闘争の推進に向けて」　小追現業局長

・１９５０年代、清掃労働者はほとんどが日雇いという中、非常に差別的な扱いを受けていた。

現地（現場）まではバスで移動、現地で車と合流し、帰りも事務所まではバスで移動。清掃労働者が乗り込んだバスは異臭を避けるために乗客が降りていくこともあった。
給食調理員についてはＰＴＡに雇われていた。それが取り組みのおかげで非正規自治体職員へと変わり、正規職員となった。
先輩方が血と汗と涙を流しながらこのような状況を変えていなければ、今の世の中は無い。

・第二臨調以降は徹底した合理かが推し進められた。１９８１年には現業統一闘争で山場当日に５１６単組がストに突入、９６４単組４２万人が闘いに結集した。
１９９０年代後半には協約締結権を持つ公企と統一闘争を展開した。
・本部に入ってから感じたのは、会議の中で現業の課題が出ても何の意見も出ない。本気で取り組む気があるのか？と感じた。本気の姿勢を見せることを始め、特に人員確保に対しては全ての単組が現業の人員確保を取り組むように訴えた。
・現業・公企統一闘争の強化には、現業・公企労働者が有する労働協約締結権を行使した取り組みの強化、「質の高い公共サービスの確立」をめざす人員確保などが課題となる。
２０６０年には労働者は半分に、２人に１人が６５歳以上となる。集積所や分別収集が維持できるのだろうか。
現状では日々の作業でいっぱいいっぱいであるが、何ならできるのかを探していかなければならない。
・２０１８現業・公企統一闘争５月期の取り組み状況については、２８県本部が取り組み、要求書提出が１８４単組、８５単組が交渉を行い、５３単組で前進回答を受けている。
５月も１０月もやらないというとだけは許されない。これまではチェックされてなかったからやらない単組はやらないままとなる。５月にやらなかった単組を把握し、本部・県本部から取り組みを呼びかける。
・各単組で取り組んでいる中で本部は総務省交渉を徹底的に取り組んだ。総務省と東京都の関係については江崎議員と連携して追及した。調べた結果、総務省は言ってないということだった。お互い良い様に使っている。
・災害時の関係では国が推し進めてきた職員削減で力が発揮できない。「自治体職員は何をやっているんだ」と叩かれたりするが、これは職員のせいなのか？委託が進んだせいである。また、超少子高齢化が進む中、委託先で働く人がいるのだろうか。
・５０年後、１００年後に同じサービスをしてあげられるように今私たちが闘わなければならない。闘えば、地域住民の安心・幸せにつながる！！

【講演②】　「現業労働者の権利活用について」　小迫現業局長

・法律上の大前提に「権利は行使しなければ放棄となる」ということを忘れてはならない。
・民間と公務員の違いは「雇用」ではなく「任用」であること。労使対等の概念がないため、身分などの保障が必要となる。
・労働組合と職員団体の違い。労働組合には労働三法の適用などの権利が付与されているが、職員団体は様々な法律の適用除外により労働組合の機能が果たせない。そのための人事院勧告制度であるが、今や第三者的な立場に立っていない勧告となっている。
・公企・現業職員の権利として労働協約締結義務・履行義務があるため、条例改定も含めた話と

なる。しかし非現業職員については書面による協定は努力義務であり、誠意と責任で履行となる。

労働協約に基づいて議会で議決を求めなければならないが、否決の可能性がないわけではない。そのためにも組織内議員を送り込むことが必要である。

・団体交渉権の関係で言えば、組合側のメンバーを決めること、権限を有する当局の出席、誠実な対応などに対して義務がある。そして交渉によって合意された事項については協約化する当局の義務があるが、主張しなければ権利放棄となるため、気をつけなければならない。

※講演後の質問・意見で染委員長より、この間の総務省や東京都とのやりとりについて補足説明がありました。

【講演③】「政治闘争に背をむけてはたたかえない」　自治労福岡県本部　高田副執行委員長

・政治闘争については組合員に必要性が伝わっていない。戦争反対などの平和運動についても若手組合員から「何で労働組合がやるんですか？」と聞かれる。

・自治労運動の４本の柱に①働くものとしての暮らしと権利を守る②やりがいのある仕事ができるように話し合ったり、考える場を提供する（自治研活動）③働く者の声を社会全体に反映させたり、影響力を持つ（政治闘争）④助け合いの組織としての自主的な福祉事業や組合員へのサービス事業、がある。①・②・④は良く取り組まれているが、これだけでは幸せな状況が作れない。また、私たちを取り囲むさまざまなもので「政治的」でないものはない。

・組織内議員を抱える重さがある。仲間に安定した職を辞めさせ、政治の世界に飛び込ませるため、候補者本人だけでなく、支える組合や組合員にも大きな覚悟が必要である。

・選挙運動については法の条文に明記しておらず、過去の裁判判例に基づいて判断される。選挙運動とは「特定の選挙で、特定の候補者の当選を目的として、直接または間接的に投票を得さしめる行為」である。３つとも入っていたら「選挙運動」であるが、どれか１つでも入っていなければ違う。

・選挙運動ができる時期については、告示日から投票日前日となっているが、告示期間以外の期間に行う選挙運動は「事前運動」と呼ばれ、公職選挙法で一切禁止されている。選挙運動を行わなければ事前運動とはならないため、しっかりと把握しておけば大丈夫である。

・インターネットを活用した政治活動も行われている。ネットを活用した選挙運動の規制緩和がされ、ＳＮＳなどで行える範囲が広がった。ＳＮＳのみで行えることが多く、Ｗｅｂ記事を印刷などして組合員に配布するなどの行為はできない。政党・政治家・候補者などに「友達申請」してフォローするなどがある。

・具体的な事例を１つ。「大学時代の後輩と飲みに行き、そこで投票を依頼した。勘定は先輩の自分がすべて支払った。」これは公選法でいう「買収行為」にあたる。選挙期間中は割り勘を心掛けるしかない。

・選挙はゴールではなくスタートです。選挙が近づいてから取り組んでも結果にはつながらない。「やってはいけない」ことはあっても「やらなくていい」ことはない。選挙の前にではなく日常活動の中で考え、議論し、行動していこう。

パネルディスカッション

「質の高い地域公共サービスの実現に向けて～政治闘争への理解を深めよう～」

コーディネーター　自治労本部　吉田現業評議会議長

パネラー　伊藤横浜市議会議員　竹内三好市議会議員　高田福岡県本部副執行委員長

※議員は組織内議員

●吉田：地域政策にどう関わっていくか。質の高い公共サービスを提供するために、災害対策も含めて住民に理解してもらわなければならない。

竹内：徳島でも豪雨災害がある。建設業者がやめていっている中で災害があり、復興が進まない。地域に限界がきている中、自治体に求められることが多くなっている。また学校給食や保育所を充実させる政策はあっても具体的には進まない。

高田：コスト論ありきの議論ばかりだが、なぜ正規（直営）でなければダメなのかをしっかり考えて訴えなければならない。

●吉田：民間委託や民営化のメリット・デメリットについて。安定的に行えるかどうかが第一条件ではないか。

伊藤：採用について身内ではない議員から発言してもらい、採用につながった。組織内ではなくても連携はできる。

竹内：保守系は「どこが委託できるのか」と質問する。市当局は「○○をやります」と。明確な理由もメリットもないと思う。

指定管理だと議会でチェックしづらい。委託などのほうが見えやすい。指定管理料が増えていることを質問すると「すみません」といった回答しかない。指定管理になってしまうとコスト論から離れてしまう。これは数年たった時のデメリットである。

●吉田：規制緩和で格差が広がった。会計年度任用職員の課題も含め、臨時・非常勤のことについてはどうか。

高田：臨時・非常勤の組織化を進めるとき、直営堅持の旗を降ろすのかという議論があった。分母に非正規が入ってくるのであれば組織化は必要。労働条件も組合がやらなければダメだろと思う。

竹内：会計年度任用職員については担当レベルでもまだ認識が深まっていない。議会で質問が出ていたが、十分に答えられる状況ではない。

●吉田：当選が目的になってしまっている。組織内議員とどう関わって現状を変えていけばいいか。

伊藤：収集体験をやらせてもらった。車の中で組合員と被服のことや庁舎の不具合などについて話した。議会の中だけではなく、当局に対して直接質問をして改善を図った。

●吉田：若者の政治離れが言われているが、自民党が良くて投票しているわけではないと思う。

高田：政治に触れる機会が少ないと思う。新聞にしても重要法案が取り上げられない。ネットニュースも。組合役員は説明しきれてないということもある。理論武装してオルグの時に政治についてもやったほうがいい。

●吉田：来年の統一地方選挙、参院選をどう取り組めばいいか。

高田：（前回の選挙）８０万いるのに１８万しか入らないのは組織の力量。自治労がなめられ

ている。しっかりと取り組まなければならない。
来年を見据えて連携をスムーズにするためにいろいろと企画をしている。

最後に分科会のまとめとして寺野現評副議長より「災害ごみの処理を進めるにあたって人員や機材が足りない状況である。これは東日本大震災後に整理されていないことが出ている。人員確保が最重要課題となる。統一闘争の成果を秋につなげて強化していきたい。」「選挙を取り組んだ後、「自治労はまともなことを言っているのがわかった」と言ってもらえた。岸まきこさんの取り組みもしっかりとやっていく。」というまとめがありました。

【３日目　全体会】

私の被爆体験

青森県原爆被害者の会　副会長　田中正司（青森県在住、当時 18 歳、現在 91 歳）

昭和 20 年（1945 年）４月、将来は船舶無線通信士になろうと東京の官立無線電信講習所に在学中の私は、学業半ばのうちに政府の命令で広島の船舶通信隊（暁 16710 部隊）に入隊した。

当時は、太平洋戦争も敗色濃厚で、アメリカ軍の攻撃により南海等で多くの日本船舶は沈められ輸送船なども犠牲となり、そのため通信従事者も不足となり私たち通信士の卵が卒業するまで待っていられない状態となった。学生の身分はそのままで、予備校学生という名前で召集させられてしまった。

８月５日夕方から本体のある比治山に横穴式の防空壕堀り作業を命じられ、徹夜で６日の朝まで懸命の作業を行った。この作業のおかげで、６日は教練は休みということになり、兵舎に戻って仮眠をとることにした。

今にして思うと、防空壕堀りをしていなかったら ６ 日の朝には営庭で点呼や教練を受けていて８時 15 分の原爆投下の直撃を受けていたと思います。

このようにして睡眠をとっていた私は、ものすごい衝撃を受けて目を覚まし、身体は寝ていたところから 10m程離れたところに飛ばされていました。一面は暗く埃が舞い誰がどこにいるのか自分自身は一体どうなっているのか顔や手足から血が流れ茫然自失の状態が続いた。やっとのおもいで身体を起してみると、手足は大丈夫のようであるがガラスの破片があちこちに突き刺さり痛くてしょうがない。

疎開した営舎には、沢山の被爆した兵が運ばれ横にさせられた。惨憺たる状況で、全身を火傷によって皮膚のやけただれた人、うわごとを発する人、これらの人々の救護に追われました。

広島の暑い夏の中、営庭に積まれた木材に重油をかけそこに死体が積み重ねられ火葬が続いたが、その煙の中から出る臭いは何とも形容しがたい。

青森に復員してしばらくの頃、原爆の映画ヒロシマを見たときには画面からこの臭いを思い出した程でした。

あのピカドンを乗り越えた運気、私を守ってくれた目に見えない力、私を支えてくれた人々のおかげを思い、また犠牲になられた方々の霊を弔いながら、今後も残された人生を大事に生きて行きたいと考えています。

理由はどうであれ原爆の非人間性、被爆者の苦しみの大きさ、本当に日本の多くのそして世界の多くの人々に核兵器の恐ろしさを知ってもらいたい。人類初の原爆を経験したが、もう二度と原爆は落としてもらいたくない。人類が開発したもので人類を地球上から駆逐することになることを全世界の人々が考えて欲しい。

核兵器の廃絶を強く訴えたい。

核兵器廃絶国際キャンペーン（ＩＣＡＮ）国際運営委員
ＮＧＯピースボード共同代表　川崎　哲

ＩＣＡＮ（核兵器廃絶国際キャンペーン）は、核兵器を禁止し廃絶するために活動する世界のＮＧＯ（非政府組織）の連合体です。スイスのジュネーブに国際事務局があり、2017 年 10 月現在、101 か国から 468 団体が参加しています。

ＩＣＡＮは、核戦争防止国際医師会議（ＩＰＰＮＷ）を母体に 2007 年オーストラリアで発足しました。2011 年にジュネーブに国際事務所を設置して以来、核兵器の非人道性を訴える諸国政府と協力して核兵器を国際法で禁止するキャンペーンを世界的に展開してきました。

ＩＣＡＮの執行部は、世界の 10 団体からなる国際運営グループです。国際運営グループが活動方針を決め、国際事務局を監督して世界中の取り組みを牽引します。同グループにはＩＰＰＮＷのほか、婦人国際平和自由連盟、英アクロニム研究所、オランダのＰＡＸなどのほか、日本からはピースポートが参加をしています。ピースポートを代表して川崎哲が国際運営委員を務めています。

川崎哲は、日本出身で唯一の国際運営委員であり、2010 年～2012 年にはＩＣＡＮの副代表、2010 年～2014 年にはティルマン・ラフＩＰＰＮＷ共同議長、レベッカ・ジョンソン・アクロニム研究所所長と共にＩＣＡＮの共同代表を務めました。2014 年 7 月以降、ＩＣＡＮの国際運営グループは、固定の代表を設けず 10 団体が持ち回りで幹事を務める形になりました。

2017 年に核兵器禁止条約が国連で成立し、同年のノーベル平和賞はＩＣＡＮに授与されることとなりました。

ピースポートは、ｉｃａｎの 10 国際運営団体の一つであり、私たちが力を入れているのは、ヒバクシャ地球一周証言の航海という通称おりずるプロジェクトと名称をつけておりますが、広島や長崎の被爆者の方々に船に乗って頂いて、地球一周の航海の中で原爆の証言をしてもらう。11 年わたって活動し 170 名以上の被爆者の方々乗って頂き世界を回っています。

昨年の 3 月から 7 月にかけて、核兵器禁止条約交渉会議がコスタリカを議長に行われてきました。コスタリカの議長が、是非とも日本の被爆者に来てもらいたいとＮＧＯに言ってきたので、日本の被爆者や核実験の被害者が発言をしてきました。

なぜＮＧＯにコスタリカの議長は言ってきたのか、それは日本政府が参加を拒否したからです。なので、被爆者の派遣等の援助は当然ありません。日本政府が参加を拒否したのは、北朝鮮の核は禁止するべきだが、アメリカの核は禁止するべきではない。という立場だから核兵器を全面的に禁止することには賛成できない。しかし、そうした立場を世界で唯一の被爆国である日本がとることについて、国際的には日本のそういう態度はよく知られていたので、またかというよ

うなあきらめの見方があった。そうした中で、ＩＣＡＮの若いメンバーが大きな折づるを折って日本の座席に置いた。

ノルウェーは核兵器禁止条約に反対だが、ノルウェーの総理大臣から意見交換をしましょうといわれ意見交換をしてきた。その後、国会議長とも意見交換をしてきた。国会議長は、ノルウェーは反対だけれどもこれは非常に重要な問題なので議論しましょうといわれた。そして、国会の場でＮＡＴＯと禁止条約の関係に関する調査が始まる。

多く議論する、議論する文化は大切だと感じて年末に日本に帰ってきた。今年の流行語大賞が「忖度」であった。ここが日本とノルウェーの違いであり日本が抱えている最大の問題である。政府がこの条約は意味がないから入らないといえば、周りはいいのかな、話さなくていいのかとなってしまう。これをどうやってそれぞれの現場で変えていき、唯一の戦争被爆国の日本が本当にこの条約に入らなくていいのか、国民的な議論にしていけるか、それが本当に私たち一人ひとりの課題であると思っています。

以　上

会議等参加報告書

報告　2018年8月3日

報告内容	第23回　東京23区とことん討論会
日　　時	2018年　7月24日（火）
場　　所	中央区月島社会教育会館
参 加 者	東京清掃：坂本・田口・渡辺（一）・遠藤・内山・坂部

➢ **開会挨拶**　中丸正　　第23回東京とことん討論会実行委員長
矢田美英　中央区長
宮田博之　東京都環境局資源循環推進部埋立調整担当課長

➢ **基調講演**

「海・川のプラスチック汚染のプロジェクト今、現状と対策」

原田　禎夫　大阪商業大学准教授

京都府亀岡市出身。大阪商業大学で河川環境保全を研究しているのと同時に、ＮＰＯ法人プロジェクト保津川にも参加しており、京都・保津川を中心に川、海のプラスチック汚染問題に取り組んでいる。冒頭で9月15日に世界一斉にお掃除しよう！という活動が開催をされる。人口の5%がポイ捨てをする人たちの中で、5%ごみを拾う人たちを作ろうよ。という取り組みであり、日本の人口でいえば約600万人に及ぶ。東京でも各地で開催されるため、ぜひ参加をしていただきたい。

海ごみとは、ほとんどの物が陸や川を通じて流れ着いたものが多いのが現実である。その多くがプラスチック製品になる。今、全世界でこのプラスチック汚染が大きな課題・問題となり、この課題に取り組んでいる地域が出てきている。以前まではプラスチック製品が使われていたものが、今は紙製品に変わってきておりすべてが土に変わることができるのである。ハワイなどではすでにレジ袋は禁止されており、近々では完全に禁止となる。プラスチックの持ち帰り製品もプラ容器から紙へと変わってきている。日本でもコーヒーショップなどのストローが紙製になってきてはいるものの、取り組み状況としては遅れているのが現実である。

プラスチック汚染は、海外から流れ着いた物はあるものの決してそればかりではないのである。その現状により多くの生き物が命を落としているのが深刻な問題でもある。ある島の海鳥を研究した結果、海鳥の死骸を解剖してみると、多くのプラスチッ

ク製品が見つかったのである。一昔前は誤飲という調査結果が出ていたが、さらに研究を進めると、決して誤飲だけではなく、流れ着いたプラスチックにプランクトンや微生物などが付着し、えさの匂いに感じて意識的に飲み込んでしまっているのではないかという研究結果が今出ている。このような事態になることは以前から発信してきてはいたが、まじめに向き合ってこなかったツケが今起きてしまっているのである。

日本の河川をみても、ごみが流れ着き荒れている部分と荒れていない部分はあるが、それは誰かが掃除をしているからなのである。ごみを拾うということは本当に大切なことであり、それを行わなければ海にたどり着いてしまうのである。ぜひ一人ひとりが考えて何かに取り組んでもらいたい。

汚染されているものすべてがポイ捨てではない。環境汚染については、故意かどうかなのかはどうでもいいことなのである。問題はプラスチックに限らず、人間が使った一定割合の物は環境中に流出するのだということを前提に、社会の仕組みや対策を考えていかなくてはならいのである。モラルが高い低いも大事になるが、それだけではないのである。流れついたごみはもう回収するしかないのだから。ある特定だけの地域だけが取り組んでいても意味がない。すべての人間が加害者であり被害者であるのだから、パートナーシップを重要視していき、社会の仕組みにまで発展させていくことが大事。誰かを非難するのではなく、自然の恵みを最大限に生かせる社会を、みんなで考え取り組んでいきたいと思う。

※その他、参考事例

・エストニアにおけるデポジット制度

・サーキュラーエコノミー（直訳：循環型経済）へのビジネスや取り組み

➢ **分科会**

<u>第３分科会　「あとがない！最終処分場」～焼却ごみの削減で埋立て量ゼロに～</u>

宮田博之　東京都環境局資源循環推進部埋立調整担当課長
木下博文　八王子市資源循環部ごみ減量対策課長
井上一　　豊島区環境清掃部ごみ減量推進課長・
　　特別区清掃リサイクル主管課長会会長
石井操　　中央区中央清掃事務所長
佐々木正　東京二十三区清掃一部事務組合総務部企画室長

各担当部署の方々から、それぞれの現状報告を受けたのちに参加者との意見交換をおこなう分科会の流れとなった。

主な現状報告として、八王子資源循環部ごみ減量対策課の木下課長からの取り組み内容を以下に記載。

●「八王子市におけるごみ減量の取り組み～循環型都市の実現に向けて～」

八王子市は東京都日の出町にある二ツ塚処分場を最終処分場として利用していた。（東京たま広域資源循環組合参加市町として（25 市・1 町））

今後のごみ減量の必要性を考え循環型社会の構築として、1・環境負荷の低減　2・最終処分場の延命化を中心に市として取り組みをおこなった。ごみ減量の方策として、

①ごみの有料化…平成 16 年 10 月より可燃ごみ・不燃ごみの排出時に指定収集袋での使用する制度を導入。標準世帯で月額 500 円程度の負担となる料金設定をおこないごみ減量と資源化の動機づけとし、歳入に関しては、新たに必要となる資源化拡充策等の経費に充当した。

②戸別訪問の実施…排出者責任の明確化をするため、集積所収集から戸別収集とし、排出者の特定や分別の意識を働かせる取り組みを行った。

③資源物回収品目の拡大…紙類（新聞紙・段ボール・雑誌・雑紙）・びん・缶・ペットボトル・有害ごみ・容プラを始め計 10 種類を無料で回収することにより、資源物を出しやすい環境づくりに力を入れる取り組みを行った。（平成 22 年度に現行が確立）

このような取り組みを行うことにより市民の方々の意識や協力度合いも強くなり、ごみの収集量（可燃＋不燃）は右肩下がりとなり、資源物回収量は右肩上がりとなってきた。その他、エコセメント化事業として平成 18 年 7 月からエコセメント化施設の稼働開始をすることにより、焼却灰などを主原料として作られる環境と調和した廃棄物資源利用により、八王子市では不燃ごみのみを埋立処分するまでになり、平成 19 年度の埋立て処分量は 17 年度比の 83%減にまで結果を出すことができた。

それ以降の取り組みとして、

1）啓発活動…①食品ロスの削減②ダンボールコンポスト③小学生ポスター
④イベント出展⑤現場職員による指導や啓発

2）仕組みづくり… ①集合住宅優良評価制度（現在 132 か所を認定）
②エコショップ認定制度（現在 104 店舗を認定）

3）事業者との連携…①八王子市リユースショップ紹介リーフレットの作成と配布
②食べきり協力店（現在 200 店舗）
③リネットジャパン㈱によるパソコンの無料回収
※リネットジャパン㈱：小型家電リサイクル法認定事業者

4）施設の工夫…平成 27 年 4 月より、不燃物処理センターにて手選別ラインを導入⇒より細かい選別が可能になり、埋め立て処分量が大幅に減少。（平成 30 年～不燃残渣を資源化）

このような行政と市民との協働により、<u>平成 30 年からは埋め立て処分量ゼロの実現を達成することができた。</u>

今後の取り組みとしては、

①リデュースの取り組みを推進⇒食品ロスの取り組みをさらに拡充

②よりきめ細やかな啓発・情報提供⇒分別や減量に取り組めていない市民をターゲットにした啓発

③新たな資源化の検討・なまごみ・剪定枝・靴、かばんなど
⇒現在は可燃ごみとして焼却

市民・事業者との協働により、ごみ減量・資源化の推進を図る。

以　上

会議等参加報告書

報告　　２０１８年　８月　４日

報告内容	都本部現評第３回幹事会・拡大幹事会
日　　時	２０１８年7月３１日（火）１８：３０～
場　　所	SKプラザ地下　A会議室
参 加 者	染、坂本、多田、倉貫、渡辺歩　　１５単組　　２８名

件名・具体的内容

島崎現評副議長挨拶

7月21日から23日まで青森市で第7回現評組織集会が全国から724名の仲間が結集し開催されました。本日は拡大幹事会ということで臨時非常勤等職員等の組織化の取り組みに向けての議題もあります。また第2次現業統一闘争への方針（案）も示されております。みなさんに議論をいただき、単組においても現業統一闘争に向けて積極的な取り組みを行い、現業採用に向けて全体の意思統一を行っていきたいと思いますのでよろしくお願いします。

Ⅰ経過報告

１．都本部現評第２回 幹事会

５月２９日(火)１８：３０～２０：３０　三労会館　　１２単組　１９名

２．2018年度都本部現評常任幹事会

第6回　6月１２日（火）　１８：３０～　三労会館

第7回　7月１０日（火）　１８：３０～　SKホール

３．関東甲地連現業会関係会議報告

関東甲地連現業評議会第１回拡大幹事会

６月１０日(土)１３：３０～自治労会館

４．自治労本部現業評議会関係会議報告

①2018年度第3回一般現業部会幹事会5月11日(金)11：00～自治労会館

②現業臨時・非常勤等職員組織化推進委員会5月16日（水）10：00～自治労会館

③組織集会現地下見行動5月22日（火）13：00～青森市内

④2018年度自治労第3回保育部会幹事会5月27日（日）11：00～自治労会館会議室

⑤2019年度政府予算要求中央行動（厚労省）6月7日（木）14：00～厚労省内

⑥第2回現業組織集会運営委員会6月9日（土）13：00～10日（日）12：00自治労本部会議室

⑦2019年度政府予算要求中央行動（環境省）6月13日（水）13：30～環境省内

５　職種部会・ブロック・単組報告

（１）職種部会

①清掃部会

第５回幹事会報告　　６月１９日（火）１８:３０～　都本部会議室

②学校（給食･用務合同）部会

第６回幹事会報告　　５月２３日（火）１７:３０～　タワーホール舟堀

学校用務部会全体会議　　６月１５日(金)１７：００～　小金井第一小学校会議室

第７回幹事会予定　　６月１９日（火）１７:３０～　三労会館会議室

学校給食部会施設県が機械　６月２６日(火)１０：００～　府中市立学校給食センター

③保育現業部会

（２）都本部・ブロック・単組・支部

①都本部臨時非常勤競技会第１５回総会　７月１日(日)　１３：００～　ＳＫホール

②市町職連絡会組織集会７月７日（土）１３時～　三労会館

Ⅱ　協議事項

１．2018 都本部現業セミナー

2018 年 9 月 8 日（土）13：30　～　17：00　SK ホール

・開始時刻　13 時 00 分受付　　13 時 30 分開始

講演：90 分程度

内容　講演『現業職の創造する価値』　藤井誠一郎　氏（大東文化大准教授）

東京清掃新宿支部にて職場体験など実施。宮城自治研でも分科会で講演をするなど、自治労とも関係が深い。

・パネルディスカッション：60 分程度

コーディネーター【笹川事務局長】

パネラー⇔ 藤井氏 清掃【 倉貫 】【　　】【　　】

・現業統一闘争方針案提起：30 分程度

※講師打ち合わせ日時：8 月 7 日（火）　東京清掃労組会議室　18：30～

参加要請　常任幹事・幹事・各職種部会役員、各単組現業組合員3名以上

２．臨時・非常勤職員組織化学習会

現業臨時・非常勤等職員組織化推進委員の笹川氏より講演

３．現業統一闘争前段の総括

第一次交渉ゾーンの総括並びに第2次交渉ゾーンの方針について提起、今後協議をしていき具体化していく。

４．給与実態調査等に係る総務省指摘事項について

Ⅲ　今後の日程

上部団体関係

（１）自治労本部現評

現業評議会 2019 年度第 1 回全国幹事会　8 月 18 日(土)　11：00～　日本教育会館

（２）関東甲地連現評

関東甲地連現評第 2 回幹事会　9 月 2 日(日)

関東甲地連現評第 2 回拡大幹事会　11 月 3 日(土)～4 日(日)　栃木県宇都宮市

関東甲地連現業活動者集会　2019 年 1 月 26 日(土)～27 日(日)　千葉県鴨川市

（３）都本部・単組・支部・ブロック

都本部中央委員会　9 月 18 日（火）　18：30　自治労会館

都本部現業統一闘争総決起集会　10 月 2 日（火）18：30　中野サンプラザ

2018 都本部組織集会　10 月 13 日(土)　10：00　日本教育会館

立憲民主党
The Constitutional Democratic Party of Japan

立憲民主党参議院比例第13総支部長

「岸 まきこ」とともに 自治労の政策要求を 実現しよう!

自治労は、2017年8月に新潟で開催した第90回定期大会で、自治労の政策実現の先頭に立ってもらうため、「岸 まきこ」さん（特別中央執行委員）の擁立を決定しました。

あなたも「岸 まきこ」後援会の輪に加わって、ともに声をあげて行きましょう。

「岸 まきこ後援会」会員募集中！

「岸 まきこ」はこんな人

生まれも育ちも北海道

1976年 北海道岩見沢市（旧栗沢町）で農家の3人兄妹の末っ子として生まれる。

学生時代はソフトボール一色！

1991年 北海道栗沢中学校卒業、岩見沢緑陵高校入学。ソフトボール部で1番・キャッチャーのポジション。副主将も務める。

入職とともに自治労に

1994年 旧栗沢町役場入職（現岩見沢市）。同時に自治労組合員に。
2004年 自治労北海道空知地方本部女性部長に。職場で感じていた女性人事への疑問がきっかけ。
2007年 自治労北海道空知地方本部書記次長
2008年 同　書記長
2010年 同　副執行委員長
2011年 同　書記長。財政破綻した夕張市の職員や市民の姿を見て、自治体の役割とは何かを考えさせられた。
2013年 自治労中央本部法対労安局長
2015年 同　組織対策局長
町村評議会、大都市共闘の事務局長。また、厚労省「過労死等防止対策推進協議会」委員として、公務員の過労死問題を提起。全般的な組織対策や、「男女がともに担う自治労運動」等を担当。

第90回定期大会で、自治労特別中央執行委員に

2017年
2018年 立憲民主党参議院比例第13総支部長

■自治労は「岸まきこ後援会」の自治労支部として入会申し込み書をとりまとめています。

連絡先：岸 まきこ後援会
東京都千代田区六番町1 自治労会館　TEL/FAX 03-3230-2088

岸 まきこ 公式サイト
http://kishimakiko.com/
岸 まきこ 検索

組織内討議資料

自治労

県本部

岸 まきこ　後援会　入会申込書

「岸 まきこ」を応援します。［自治労組合員用］

フリガナ
お名前　　年齢　　歳

〒

ご住所

お電話番号　（　　）　　－

E-mail　　@

ご職業　　お勤め先（単組名・役職）

郵送でのレターを（希望する・希望しない）／E-mailでのレターを（希望する・希望しない）

※この申込書に記載の情報は「岸 まきこ」の政治活動以外の目的では使用しません。

送付先／

東京清掃労働組合 御中

前略

いつも変わらない貴労組の御支援に
心より御礼申し上げます。

私たち、事故欠裁判闘争原告団は、最高裁
での上告棄却決定（7月10日）を踏まえ
今後の組合内での闘い、活動の進め方を
現在検討中ではありますが、とりあえず
支える会は今月中に開いて新たな段
階に踏み込んでいく決意で準備を進めて
いきます。

新運転組合員二千二百人の労働
条件、権利改善に向け、今後さらに組合員を
前進させていく所存です。今後とも御指
導、御支援をよろしくお願い致します。

二〇一八年八月三日

原告団一同。

東京清掃労働組合・組合費免除について

規約第２章第３節第１４条の４において、「組合に対し、組合費ならびに機関の決定にもとづく臨時徴収金および資金を納入すること。但し、無給休職等の事態が生じた場合、組合は中央委員会の承認により、これを免除することができる」と明記されています。

この規約に基づき手続きを進めることになります。

① 支部において組合員の勤務状況を確認する。

② 病気休暇の限度日数　９０日間

病気休職の限度日数　３年間（同一疾病は累積される）

③ １年に達するまでの支給 ⇒

８０／１００（給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び寒冷地手当）

○ 支部からの組合費免除申請提出　（医師の診断結果により期間を決定）

２年～３年の２年間 ⇒ 無給

④ 組合費の控除が不能になる ⇒ 本部書記局確認

⑤ 組合費の免除開始

※ 別紙資料参照

資料

病気休暇・病気休職の期間等

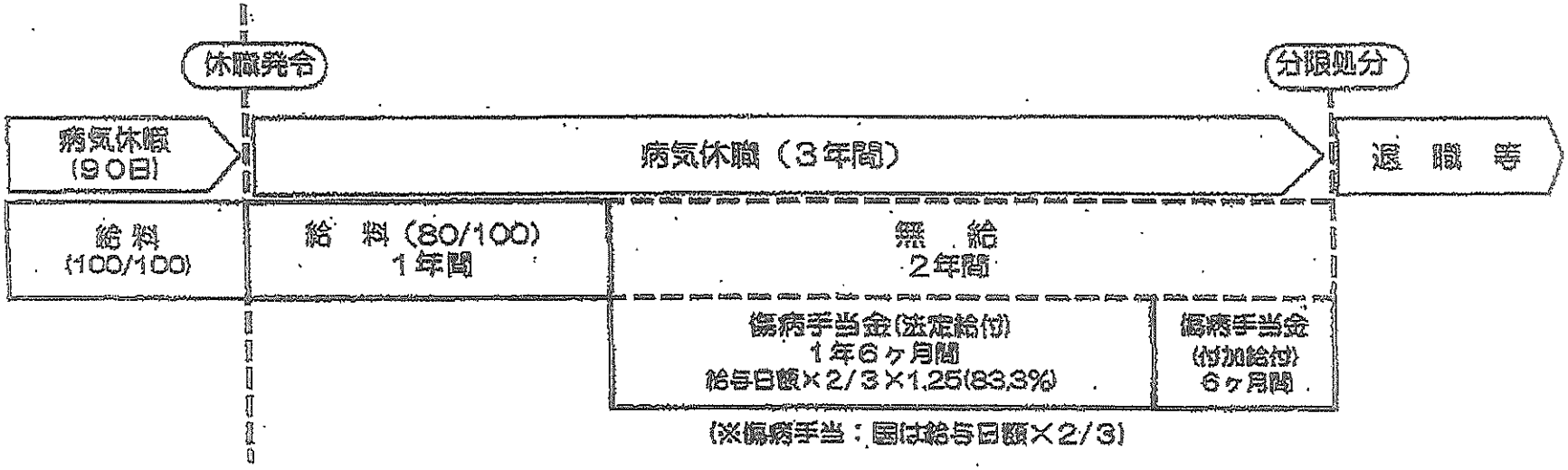

２０１７冬季カンパ集約と振分けについて

2018年7月17日　　組織・共闘局

１．集約金額

		備考
17冬季統一カンパ	453,882	
繰越金	7,872	
利息	2	
合 計	461,756	

２．カンパの振分けと納入額

カンパ先		備考
自治労都本部国際連帯カンパ	100,000	
辺野古支援カンパ	100,000	
新運転・事故防ピンハネ裁判	50,000	
JAL不当解雇を支える会	50,000	
FAユナイテッド分会	50,000	
DPI	30,000	
日本ユニセフ協会	30,000	
メトロコマース裁判弁護団	50,000	4月19日
振込手数料	664	
繰越金	1,092	
合 計	461,756	

第４３回組織集会分散会集約

組織共闘局

２０１８年7月１７日

はじめに

５月２７日から２８日、わが組合の第４３回組織集会を開催した。第８８回定期大会で確認した「組織財政方針にむけた視点」に沿い、事前におこなったアンケートを基に、分散会で討論した。各分散会の報告を受け、明らかになった課題、今後議論していく課題も含めて、組織共闘局として特徴的な部分を分析し、整理することで今後の総括議論に繋げていきたい。

１．機関会議について

時間内組合活動が制限され、多くの支部で機関会議を時間外に開催せざるを得なくなっている。そのため支部執行委員会の開催頻度も、「月に１回」が圧倒的に多くなっている。一方で週休日のやりくりや昼休み時間の活用や「打ち合わせ」時間をもうけたり、工夫しながら時間内で執行部の「意思統一」をはかっている支部もあるが、時間の制限もあり、充分な議論ができず、中途半端に終わる傾向もあるとの報告もされている。また時間内組合活動の制限もさることながら、別の要因として、以前に比べ「ふれあい」等の業務の多様化・増加により、時間内で組合役員が集まりづらくなっており、時間外に対応せざるを得なくなっている。また工場支部では、勤務時間が不規則なため、より機関会議を開催しにくくなっている。

２．役員の担い手不足について

組合役員の担い手不足が多くの支部で指摘されている。新規採用の有無にかかわらず、大きな課題であるが、とりわけ新規採用のない支部においては深刻である。役員が固定化し、支部運動が停滞している。地連のレクレーションなどを活用して活性化の努力はしているが、役員の高齢化が進み、年々深刻化している。また新規採用がある支部でも濃淡はあるが、役員不足は否めない。新規採用がされていなかった「空白の期間」や退職不補充、採用数の抑制により、年齢構成のいびつな状態が続いている。組合役員を担う若い組合員が出てくる一方で、中堅の役員が少ない状況も顕在化してきている。また役員が毎年技能長に昇任し、役員の補充が困難になってきたとの報告もされた。また工場支部では、役員の異動により、担い手不足が支部活動の停滞を招いているとの報告がされている。

３．集会等の日常活動について

多くの支部で報告集会は就業時前やミーティング前の頭上報告、日刊機関紙の配布、資料の回覧等工夫をしながら、対応している。

本部指令に基づく各種集会への参加は、順番制で行っている一部の支部を除いて、概ね執行部が中心に対応しており、それに伴い集会参加者が固定化して行く傾向にあるとの報告が多くの支部であった。財政的な視点から、運動の必要性は認めるが、支部の財政が厳しくなっているとの意見や本当に必要なもの（清掃独自？）に絞った方がいいのではないかという意見も出された。

学習会に関しては、必要性が多くの支部から出された。また「本部が見えない」との指摘がある一方、「身近に感じてきた」との意見も出された。

４．総論的に

労働組合活動の時間的制限に伴い、時間外の会議が多くなり、個人に負荷がかかることで、組合員が役員を担うことに躊躇し、役員が不足し、交渉や本部方針の共有化、議論が不充分になり、支部の運動が停滞し、さらにより役員個人に負荷が増していくという、「負のスパイラル」に陥ることとなる。これを如何に克服していくかが、最大の課題である。

一方で、各支部において、報告集会等は、様々な手法で取り組まれており、組合員に周知はされている。

運動の基本に戻って、本部指令の取組みだけでなく、支部独自の課題を設定し、支部全体で粘り強く取組みを進め、さらに取組みを通じて、新たな役員の育成や組合全体で、負担を分かち合う方法を模索し、組織を活性化していく必要がある。

５．その他の課題

今回の「組織財政方針」で大きく変更されたのが、中央執行委員と地連の役割である。「中央執行員の任務を各区・一組交渉に集中する」ことで、専門部・行動班に配置しないこととなったが、本部業務から離れたことにより、「本部役員としての意識が薄れてきたのではないか」、「常任執行委員と区担当中執の壁を感じる」との意見も出されている。また地連については、「地連役員の行動班配置は負担が大きい」、「学習会については地連を活用したほうがいいのではないか」「地連の役割の見直しをしたほうがいいのではないか」等の意見が出されている。

第８５回定期大会以降の体制について、評価できる点、課題を率直に出していく必要がある。３年近くが経過し、「常駐者（専従役員）の役割」「常任執行員の位置づけと役割」「中執の位置づけと役割」、「地連の位置づけと役割」、「書記の位置づけと役割」について、構造上の問題であるのかも含め検証していく必要がある。いずれにせよ、組織として効率的に課題を共有し、全体で取り組める組織を構築いていかなければならない。

組織財政方針の総括にむけて

中央執行委員会での議論の進め方
20180719

地連別に中執をわけに議論する

第１・第２地連	担当常任	多田	倉貫	森田
第三地連	担当常任	坂本	江森	西村
第四地連	担当常任	中里	坂部	
第五地連	担当常任	田口	渡辺	

議論する内容は「組織財政方針の総括にむけた視点」の以下の部分ついて議論する。

機関会議について

【中央執行委員会】

① 方針では隔週の開催となっているものの、２週間分を議論していると長時間になってしまうので週１回の開催に変更したことで以前より情報等の伝達は円滑になっているが、十分な議論と共有化がはかられているか。

② 出席者の減少傾向が見られ、中には殆ど出席できていない中央執行委員もいる。中央執行委員を支えている各支部（総支部）の体制に課題はないか。

③ それぞれが抱えている課題や問題点を端的に報告し、解決にむけた十分な議論を行って

役員体制と任務について

【中央執行委員】

① 中央執行委員は、各区・一組交渉の窓口を担っている役員としたが実情はどうか。

② 各区・一組交渉を中心とした取組はできているか。

③ 以前より担当区常任中央執行委員との連携がはかられているが、交渉および支部（総支部）の状況等を把握して課題や問題点の解決にむけた対策を講じているか。

④ 交渉の進捗状況を含めた情報等を支部（総支部）内の組合員に周知できているか。

⑤ 区内の全般的な調整をはかる取組はできているか。できていない場合、その原因はどこ
にあると考えるか。

⑥ 各種議員との連携による政治（議会）対策はできているか。いるか。また、各区・一組の取組や交渉に活かしているか。

朝鮮半島問題をめぐる運動の課題
９・４講演と討論の集いへの協力要請

壊憲ＮＯ！　９６条改悪反対連絡会議　共同代表
内田雅敏（弁護士）
二瓶久勝（元国鉄闘争共闘会議議長）
山口正紀（ジャーナリスト）

みなさまの日々のご活動に、こころから敬意を表します。

さて、アメリカ合衆国と朝鮮民主主義人民共和国（朝鮮と略す）とのトップ会談が６月 12 日に開かれ、世界が驚愕しました。ドナルド・トランプ米大統領と金正恩朝鮮国務委員長は「米朝首脳共同声明」で、歴史的な合意文章を確認しました。米国は朝鮮に対し「安全の保障」、朝鮮は「朝鮮半島の完全な非核化」を約束しました。そして「新しい米朝関係を構築することを約束」しました。この米朝の６・12 共同声明は、朝鮮半島の平和に向けた米朝交渉の基礎を築き、世界各国は今後の交渉と具体的な展開を熱望しています。

また、これに先立つ４月 27 日、南北首脳は板門店で会談し「板門店宣言」に署名しました。南北共通の目標として、朝鮮半島の「完全な非核化」の実現を明記し、年内に休戦状態にある朝鮮戦争の終戦宣言をすると表明しました。また、南北首脳会談の定例化や文大統領の平壌訪問を確認しました。このように朝鮮半島は 1953 年以来、長く続いた戦争状態と民族間の対立を克服する機運が高まっています。

このような朝鮮半島をめぐる歴史的な政治情勢に対し、安倍政権は「拉致問題の解決」を第一の課題とし「制裁と圧力」のみに固執し、独自の朝鮮との交渉はおろか、「北朝鮮脅威」を未だ煽り続けています。最近では秋田県と山口県への地上配備迎撃システム「イージス・アショア」の配備で、７月１日、菅官房長官は「数百発のミサイルが日本を射程内に置いている」と煽りました。安倍内閣は朝鮮半島問題を軍事力強化と９条改憲に利用するだけです。同時に、安倍政権や自公与党、マスコミを挙げて、朝鮮脅威と敵視意識が、労働者・市民に意識的に刷り込まれてきました。これまで、「Ｊアラート」による住民を動員したミサイル空襲防護演習など「朝鮮脅威」の扇動。また、朝鮮や中国に関する歴史教科書の改ざん、ヘイトスピーチなどの民族排外主義の横行など数え上げればきりがありません。こうした中、朝鮮問題は社会運動への「トゲ」となり突き刺さり、朝鮮の自主的平和統一を願う声や、朝鮮学校への差別に抗する動きを阻害してきました。

いま、私たちは朝鮮半島情勢の画期的転換期をむかえています。だからこそ、朝鮮問題が安倍内閣に利用され、日本社会と労働者・市民の運動発展の「トゲ」となっている現状を、一歩でも変えるために奮闘しましょう。それは、安倍政権の壊憲攻撃を阻止する闘いにまっすぐつながっています。

みなさまの９・４労働者集会への結集を、こころから呼びかけます。

【集会案内】

日時：９月４日（火）　１８時開場、１８時半開会
場所：文京区民センター２Ａ会議室（文京区本郷4−15−14　最寄駅：地下鉄三田線「春日駅」、丸の内線・大江戸線「後楽園駅」）
内容：浅井基文さんの講演「和平にむかう朝鮮半島と日本のわたしたちの課題」
　　講師との質疑応答・討論ほか
主催：壊憲ＮＯ！　９６条改悪反対連絡会議

連絡先：壊憲ＮＯ！　９６条改悪反対連絡会議
〒113−0033　東京都文京区本郷３−29−10　飯島ビル２Ｆ
☎０３（５８０２）３８０９

9・4講演と討論の集い

壊憲NO！96条改悪反対連絡会議

朝鮮半島問題をめぐる運動の課題

「北朝鮮脅威」論・日本社会に刺さった“トゲ”をどう克服するか

2018 9.4（火）

開場18時　開会18時半
文京区民センター2A会議室
資料代＝800円

日本のわたしたちは
この朝鮮半島の和平の動きに
どう応えていくのか

南北朝鮮のひとびとは
和平にむけて大きく動きはじめた

ソウルと板門店間の距離は52km
平壌と板門店間の距離は147km
ソウルと平壌間の距離は約193km
平壌とワシントンD.C.間の距離は約11,000km
平壌と東京間の距離は約1,290km
東京と福岡間の距離は約880km
※いずれも直線距離

講演

「和平にむかう朝鮮半島と日本のわたしたちの課題」

浅井基文（元外務省職員・国際問題研究者）

1963年、東京大学法学部を経て外務省に入省。中国語研修（台湾及び米国ハーバード大学）、アジア局中国課、条約局条約課、在オーストラリア大使館、在ソ連大使館、調査部分析課を経て、条約局国際協定課長、在中国大使館参事官、アジア局中国課長、イギリス国際戦略研究所研究員などを歴任。1988年に東京大学教養学部教授に就任。1990年に日本大学法学部教授。1992年に明治学院大学国際学部教授を務める。2005年月、広島市立大学広島平和研究所所長に就任（2011年3月31日退職）。

主催　壊憲NO！96条改悪反対連絡会議
共同代表　内田雅敏（弁護士、戦争をさせない1000人委員会事務局長）／二瓶久勝（元国鉄闘争共闘会議議長）／山口正紀（ジャーナリスト）
連絡先　☎：03-5802-3809　E-mail：kaiken_no@yahoo.co.

■アメリカ合衆国と朝鮮民主主義人民共和国（朝鮮と略す）とのトップ会談が６月12日に開かれ、世界が驚愕しました。ドナルド・トランプ米大統領と金正恩朝鮮国務委員長は「米朝首脳共同声明」で、歴史的な合意文章を確認しました。米国は朝鮮に対し「安全の保障」、朝鮮は「朝鮮半島の完全な非核化」を約束しました。そして「新しい米朝関係を構築することを約束」しました。この米朝の６・12共同声明は、朝鮮半島の平和に向けた米朝交渉の基礎を築き、世界各国は今後の交渉と具体的な展開を熱望しています。

■この歴史的な米朝会談を醸成したのは、文在寅韓国大統領の朝鮮半島の自主的平和統一を求める熱意、文大統領を誕生させた、「ローソク革命」の韓国労働者・市民ら、民衆です。

南北首脳は 2018 年4 月27日に板門店で会談し「板門店宣言」に署名しました。南北共通の目標として、朝鮮半島の「完全な非核化」の実現を明記し、年内に休戦状態にある朝鮮戦争の終戦宣言をすると表明しました。また、南北首脳会談の定例化や文大統領の平壌訪問を確認しました。このように朝鮮半島は 1953 年以来、長く続いた戦争状態と民族間の対立を克服する機運が高まっています。

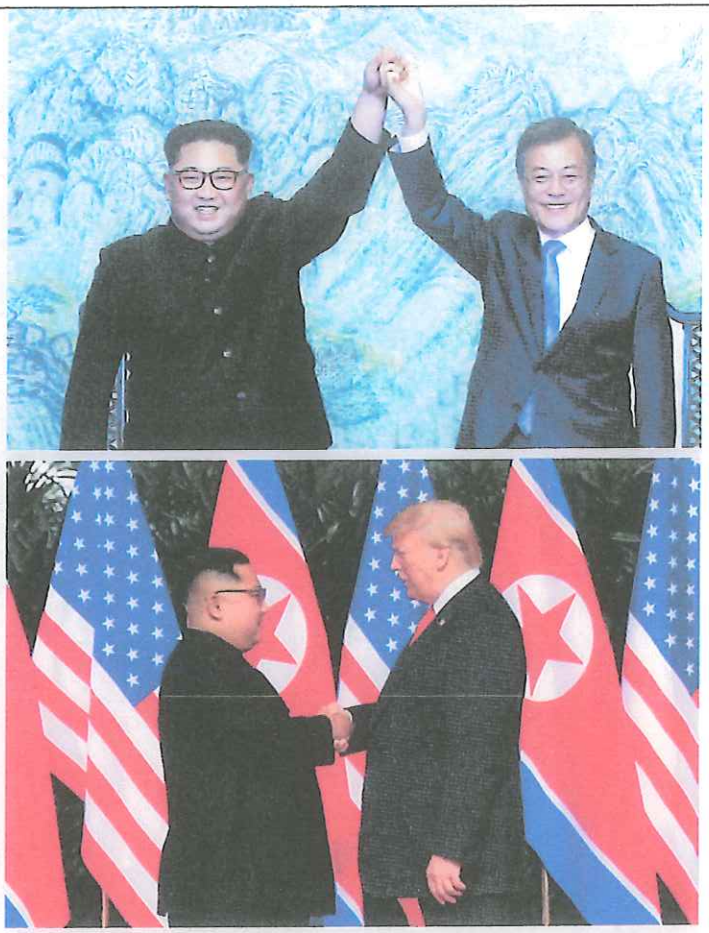

㊤4・27 南北首脳会談（板門店） ㊦6・12 米朝首脳会談（シンガポール）

■このような朝鮮半島をめぐる歴史的な政治情勢に対し、安倍政権は「拉致問題の解決」を第一の課題とし「制裁と圧力」のみに固執し、独自の朝鮮との交渉はおろか、「北朝鮮脅威」を未だ煽り続けています。最近では秋田県と山口県への地上配備迎撃システム「イージス・アショア」の配備で、７月１日、菅官房長官は「数百発のミサイルが日本を射程内に置いている」と煽りました。安倍内閣は朝鮮半島問題を軍事力強化と９条改憲に利用するだけです。同時に、安倍政権や自公与党、マスコミを挙げて、朝鮮脅威と敵視意識が、労働者・市民に意識的に刷り込まれてきました。これまで、「Ｊアラート」による住民を動員したミサイル空襲防護演習など「朝鮮脅威」の扇動。また、朝鮮や中国に関する歴史教科書の改ざん、ヘイトスピーチなどの民族排外主義の横行など数え上げればきりがありません。こうした中、朝鮮問題は社会運動への「トゲ」となり突き刺さり、朝鮮の自主的平和統一を願う声や、朝鮮学校への差別に抗する動きを阻害してきました。

■いま、私たちは朝鮮半島情勢の画期的転換期をむかえています。だからこそ、朝鮮問題が安倍内閣に利用され、日本社会と労働者・市民の運動発展の「トゲ」となっている現状を、一歩でも変えるために奮闘しましょう。それは、安倍政権の壊憲攻撃を阻止する闘いにまっすぐつながっています。９・４講演と討論集会に集まろう！

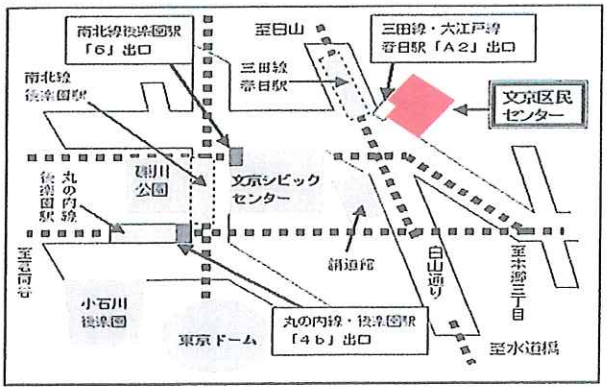

■会場案内

文京区民センター　文京区本郷４−15−14
☎03（3814）6731

●都営三田線・大江戸線 「春日駅 A2 出口」徒歩２分
●東京メトロ丸ノ内線 「後楽園駅 4b 出口」徒歩５分
●東京メトロ南北線 「後楽園駅６番出口」徒歩５分
●JR「水道橋駅東口」徒歩 15 分

年月日	2018年7月19日　木曜日	闘争指令	第 53 号	
時間	18 時 30 分 ～　時　分	動員数	各支部　1 名	各地連　名
場所	憲政会館前	行動班	2 班	班

（行動名）

安倍9条改憲NO!安倍政権退陣！ 7.19国会正面前行動

地連	支部	受付数	確認数	旗	腕章
第一地連	千代田				
	中央		1		
	中央（工）				
	港				
	港（工）				
	新宿				
	一組本庁				
	小計	0	1		
第二地連	北				
	北（工）				
	荒川				
	台東		1		
	文京				
	小計	0	1		
第三地連	品川				
	品川（工）				
	目黒		1		
	大田 大森				
	大田 調布				
	大田 蒲田				
	大田 多摩川（自）				
	大田（工）				
	多摩川（工）				
	渋谷				
	渋谷（工）				
	世田谷 世田谷		1		
	世田谷 玉川				
	世田谷 砧				
	千歳（工）				
	世田谷（工）				
	小計	0	2		

地連	支部	受付数	確認数	旗	腕章
第四地連	中野				
	豊島				
	豊島（工）				
	練馬 練馬				
	練馬 石神井				
	練馬（工）				
	光が丘（工）				
	杉並				
	杉並（工）				
	板橋 板橋東				
	板橋 板橋西				
	板橋（工）				
	小計	0	0		
第五地連	足立				
	足立（工）				
	葛飾				
	葛飾（工）				
	江戸川				
	江戸川（工）				
	江東				
	江東（工）				
	有明（工）				
	墨田		1		
	墨田（工）				
	小計	0	1		
	枝川				
	退職者会		5		
	小計	0	5		
合計		受付数 0	確認数（A） 10		

本部執行委員	染		1班		2班		3班		4班		5班				特別執行委員	
			西村		江森	○	倉貫		森田		渡辺歩				金澤	
			坂本		中里		田口		多田		坂部				桐田	
			笠原		金子		久保		嶋根		星野					
			塚原		原田		鈴木		山口		岩井					
	張替		藤波		坂巻		飯山		中村廣		鈴川		渡辺一		恵良	
	遠藤		須山		高橋		小林		渡部		西大條		林		中村	
	栗澤		萩原		山本		水落		金子達		木村		長妻		金子信	
青年部	髙木		飯田		小坂		髙野		伊藤							
女性部											本部参加数（B） 1		集会参加数（A＋B） 11			
事務局	森谷		北山		金子		前田									

2018.4.1改訂

年月日	2018年7月26日　木曜日	闘争指令	第 54 号	
時間	13 時 30 分 ～　時　分	動員数	各支部　1 名	各地連　名
場所		行動班	4 班	5 班

（行動名）

2018人勧期7.26中央行動

地連	支部	受付数	確認数	旗	腕章
第一地連	千代田				
	中央				
	中央（工）				
	港				
	港（工）				
	新宿				
	一組本庁				
	小計	0	0		
第二地連	北				
	北（工）				
	荒川				
	台東		1		
	文京				
	小計	0	1		
第三地連	品川				
	品川（工）				
	目黒				
	大田 大森				
	大田 調布				
	大田 蒲田				
	大田 多摩川（自）				
	大田（工）				
	多摩川（工）				
	渋谷				
	渋谷（工）				
	世田谷 世田谷				
	世田谷 玉川				
	世田谷 砧				
	千歳（工）				
	世田谷（工）				
	小計	0	0		

地連	支部	受付数	確認数	旗	腕章
第四地連	中野				
	豊島				
	豊島（工）				
	練馬 練馬				
	練馬 石神井				
	練馬（工）				
	光が丘（工）				
	杉並				
	杉並（工）				
	板橋 板橋東				
	板橋 板橋西				
	板橋（工）				
	小計	0	0		
第五地連	足立				
	足立（工）				
	葛飾				
	葛飾（工）				
	江戸川				
	江戸川（工）				
	江東				
	江東（工）				
	有明（工）				
	墨田				
	墨田（工）				
	小計	0	0		
	枝川				
	退職者会				
	小計	0	0		
合計		受付数 0		確認数（A） 1	

本部執行委員	染		1班		2班		3班		4班		5班				特別執行委員	
			西村		江森		倉貫		森田		渡辺歩				金澤	
			坂本		中里		田口		多田	○	坂部				桐田	
			笠原		金子		久保		嶋根	○	星野					
			塚原		原田		鈴木		山口		岩井					
	張替		藤波		坂巻		飯山		中村廣		鈴川		渡辺一		恵良	
	遠藤		須山		高橋		小林		渡部		西大條		林		中村	
	栗澤		萩原		山本		水落		金子達		木村		長妻		金子信	
青年部	高木		飯田		小坂		髙野		伊藤							
女性部											本部参加数（B） 2		集会参加数（A＋B） 3			
事務局	森谷		北山		金子		前田									

2018.4.1改訂

年　月　日	2018年7月6日	闘争指令	第 55 号
時　　間	時間外		
場　　所	各支部		

（行動名）

2018年度給与改定（第2回）団体交渉職場報告集会

地連	支部			地連	支部		
第一地連	千代田			第四地連	中野		
	中央				豊島		○
	中央（工）		○		豊島（工）		
	港		○		練馬	練馬	
	港（工）					石神井	○
	新宿					練馬（事）	
	一組本庁				練馬（工）		
					杉並		
					杉並（工）		○
	小計		2		板橋	板橋東	○
第二地連	北					板橋西	
	北（工）				板橋（工）		○
	荒川		○				
	台東		○				
	文京						
	小計		2		小計		5
第三地連	品川		○	第五地連	足立		
	品川（工）				足立（工）		
	目黒		○		葛飾		
	目黒（工）				葛飾（工）		
	大田	大森			江戸川		
		調布	○			小岩	○
		蒲田				葛西	○
		多摩川（自）	○		江戸川（工）		
	大田（工）				江東		
	多摩川（工）				江東（工）		○
	渋谷				有明（工）		
	渋谷（工）				墨田		
	世田谷	世田谷	○		墨田（工）		○
		玉川			枝川		
		砧					
	千歳（工）						
	世田谷（工）				小計		4
				合計			18
	小計		5				

支部職場集会報告書

闘争指令	第	55	号	年 月 日	2018年7月6日
（指令名）					
2018給与改定（第2回）団体交渉時間外職場報告集会					

地連	支部	実施日時	1. 実施方法、報告内容、特徴的な事項	2. 当局の動向	3. その他
第一地連	千代田				
	中央				
	中央（工）	7月9日	速報を回覧形式による報告	特になし	
	港	7月10日7:34～7:39	集会方式により速報をもとに報告を行い、組合掲示板に掲示。	特になし	
	港（工）				
	新宿				
	一組本庁				
第二地連	北				
	北（工）				
	荒川	7月10日12:20～12:30	速報をもとに報告集会を実施。	特になし	
	台東				
	文京	7月7日12:15～12:25	集会方式による頭上報告	特になし	
第三地連	品川	7月7日7:30～7:40	速報を組合員に配布して意思統一。A勤出勤者は、作業終了後報告。		
	品川（工）				
	目黒	7月13日7:30～7:40	朝のミーティング前に速報を用いて頭上報告。速報を掲示板に掲示。	特になし	
	大田 大森				
	大田 調布	7月7日7:30～7:40	速報をもとに頭上報告	特になし	
	大田 蒲田				
	大田 多摩川（自）	7月16日16:25～16:30	支部機関紙にて掲載周知、個別質問形式にて説明。	特になし	
	大田（工）				
	多摩川（工）				
	渋谷				
	渋谷（工）				
	世田谷 世田谷	7月18日7:35～7:40	速報をもとに頭上報告、、掲示板に掲示。	特になし	
	世田谷 玉川				
	世田谷 砧				

	千歳（工）					
	世田谷（工）					
第四地連	中野					
	豊島	7月9日7:00～7:10	速報をもとに頭上報告。	特になし	特になし	
	豊島（工）					
	練馬	練馬				
		石神井	7月13日7:30～7:40	速報をもとに頭上報告。	特になし	特になし
	練馬（工）					
	杉並					
	杉並（工）	7月10日8:10～8:20	速報を配布し、要点を報告。	特になし		
	板橋	板橋東	7月9日15:45～16:00	機関会議(支部委員会)にて速報の内容について報告。一般組合員への報告は、統一交渉の動きを見てあらためて行なう。	特になし	
		板橋西				
	板橋（工）	7月7日	各係支部委員に資料を配布し全組合員に周知。	特になし		
第五地連	足立					
	足立（工）					
	葛飾					
	葛飾（工）					
	江戸川	小岩	7月13日7:30～7:35	速報をもとに頭上報告。	特になし	
		葛西	7月7日7:40～7:50	全体集会方式により速報をもとに報告。	特になし	
	江戸川（工）					
	江東					
	江東（工）	7月12日12:00～13:00	支部機関会議にて報告、支部機関紙及び速報を配布にて周知	特になし		
	有明（工）					
	墨田					
	墨田（工）	7月9日	速報を全組合員にメールで送付し、報告集会とした。	特になし		

平成 30年 7月 4日

作業事故・作業上のトラブル等報告書

種別　(1 作業事故)　2 作業上のトラブル　3 その他(　　)

○で囲んで下さい

東京都環境衛生事業協同組合
中野区支部
支部長 佐々木 和幸

選択項目は該当するものを○で囲んで下さい

			該当会社	東喜運輸 株式会社					
配車先	中野区　中野区清掃事務所		作業種別	可燃・不燃・資源(　廃プラ　)、組大、中継					
発生日時	平成30年 6月 25日(月)　12時 15分頃		天候	(晴)　曇り　雨					
場所	中野区弥生町6－1－3 清掃事務所南中野事業所内		車種	小型特殊　登録番号 練馬800あ5523					
甲 当事者	フリガナ	カワハラタカユキ	業種	年齢	42	性別	(男)・女	雇用形態	①社員 ②嘱託員 ③労供長期 ④労供短期 ⑤臨時
	氏名	河原享幸	(運転手)作業員	経験年数	3				
乙 相手方	フリガナ			年齢		性別	男・女		①排出者 ②近隣住民 ③管理人 ④通行人 ⑤その他(　)
	氏名			職業					
負傷の程度	甲 当事者	掌の裂傷、中指、薬指、小指の骨折		乙 相手方					
発生時場所	①配車先への途中 ②集積所移動中 ③搬入先(往路・復路) ④工場等構内 ⑤駐停車時 ⑥帰庫時 ⑦収集現場 (⑧その他) 中野区南中野事業所詰め替え集積所 ゲート内								

手配先			連絡先	
警察	(済)	不要	(清掃事務所・工場)	
消防(救急車)	(済)	不要	搬入先	
清掃事務所・工場	(済)	不要	(保全協会)	
代車・代番の手配	(済)	不要	(当該区支部長)	

事故等の発生状況

12時15分頃、南中野事業所内の積み替えゲート内にて、運転手(甲)と作業員(1名)で集められたプラスチックごみの積み替え作業をおこなっていました。

当日は、代番作業員の為、運転手(甲)が作業を手伝っていました。回転板を廻したままの作業中、隣のゲートに車両が入ってきて、会話をし、甲が一瞬よそ見をしてしまったところ、ゴミを押し込んだ右手が回転板に挟まり、作業員が慌てて緊急停止ボタンを押した。甲の指示により作業員は逆回転のスイッチを押し、甲は右腕を引き抜いたが裂傷の出血がひどく、作業員はすぐに南中野事務所の方に報告し、救急車を呼び、会社へ事故報告の電話をしました。

会社はすぐに中野区支部小川商会城市様、中野区清掃事務所様へ事故報告をし、事故担当者と代番運転手を現場へ向かわせました。現場では搬送先を決める間、甲は救急隊に応急処置を受け、警察は事件性の有無の調査をしていました。甲の搬送先に東京医大が決まり、会社の事故担当の到着が間に合わなかったので作業員が付き添って搬送先病院へ向かいました。

発生状況図

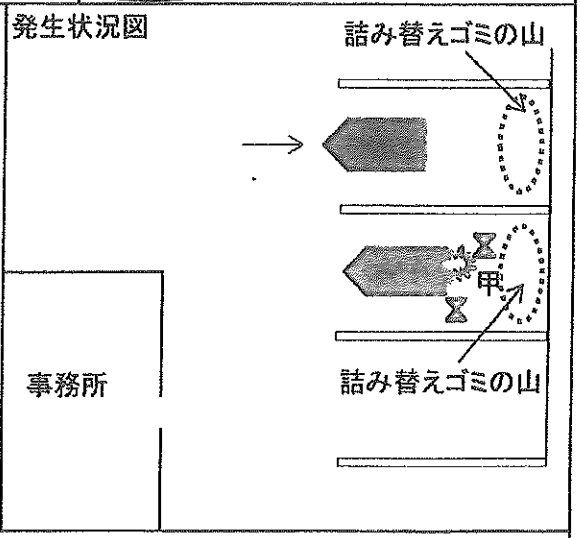

処理状況

当社事故担当者は現場に13時15分に着き、事業所所長様、小川商会城市様に謝罪をし、状況をお伺いしました。警察の調査が終わり事件性が無いとの結果を受けて、残りのごみの積込み作業を代番運転手で継続しました。

その後、14時頃、事故担当者は病院へ向かいました。甲は診断の結果、掌部分の裂傷、中指、薬指、小指の骨折の為、手術、入院になりました。その旨、中野区清掃事務所様へすぐに電話で報告し、14時45分頃、中野区清掃事務所様へ謝罪に伺いました。

15時45分頃、弊社社長は中野区清掃事務所様、東京環境衛生事業協同組合様へ事故報告、謝罪のお電話をいたしました。

甲へは労災にて対応いたします。

支部対応状況

6月25日東喜運輸より事故発生の連絡をもらい、状況の確認の為南中野事業所に担当者を向かわせる。現場にて現場検証の立会及び、作業状況を確認し、積み替え作業の指示を行った。

7月3日廃プラ供給各社による緊急の支部会議を開催した。会議内にて中野区支部としての対策を検討した。

中野区支部としての対策

・運転手が作業を手伝う際は作業員と声掛けをし、コミュニケーションを取り、安全を確保する事。
・運転手は収集作業時、車両の安全の確保を最優先に努める事。
・各社、運転手・作業員へ再度安全作業・安全運転の教育を行うこと

以上、中野区支部として安全教育を徹底し、再発防止に努めていきます。

その他	取扱署	中野　警察署	担当係	担当

中野区報告書（統一様式）

報告　2018年8月3日

報告内容	
1．区・一組交渉報告	5．区・一組調査報告
2．区・一組事務折衝報告	6．区・一組安全衛生委員会報告
③．区・一組情報提供等報告	7．区・一組交渉団会議・合同役員会等報告
4．区職労協議等報告	8．区・一組内支部会議等報告

日　　時	月　　日（　）	：　～　：
場　　所		
参加者	組合	
	当局	

件名・具体的内容

1、平成30年7月の西日本豪雨による災害に関し帰省する職員の職務専念義務の免除等について

・上記について、区より情報提供がありました。職員の親、子、配偶者又は兄弟姉妹が被災した場合、救援等で、引き続く7日間職免が取れる内容です。

2、熱中症について

・7月10日（火）10：30頃　派遣職員

ごみの収集作業中、熱中症を発症した。事務所から車で現場に迎えに行き清掃事務所へ戻り、救急車で病院へ搬送された。

・7月17日（火）11：00頃　職員

作業終了後、昼食を買いにコンビニに入った所熱中症を発症した。自分で事務所に戻り、救急車で病院に搬送された。

両人ともに次の日から、仕事をしています。

問題点等

資料・その他

1、職免通知文（西日本豪雨）

＊「開示」・「非開示」・資料なども必ず添付すること。

別紙1

労務災害発生状況　品川

災害発生日時	平成30年6月2日（土）午前10時00分頃		
災害発生場所	品川区東品川１－７－１０	被災職員	Ｕ 24歳
傷　病　名	左腕虫ささされ	傷病程度	軽度
発 生 状 況			

６月２日（土）午前１０時頃。２台目の収集場所にあった剪定ごみに触れた。その時は、発疹があまり確認できなかったが、日曜日をはさみ６月４日、月曜日になり発疹が左腕全体に確認できた。技能長に報告したところ医療機関への受診を指示された。診察の結果毛虫による発心とのこと。軟膏を処方され様子を見るように言われ帰所した。

１．原因分析

２．再発防止対策

事故報告書(その他)

所長	管理係長	事業調整係長	事業調整係統括	作業係長	作業係統括	担当技能長

所属組名	※奥戸　　組	車両	※直営（　　）
	※新宿　　※※組		※雇上（足立※※※　※　※※　※※）
運転者氏名	※※　※※		
収集職員氏名	※※　※※	※※　※※	
発生日時	平成 30 年 5 月 2 日（水） 午前・午後 0時 10分 頃		
発生場所	錦倉3-10-14		
発生状況	４台目の最後の集積所でごみを収集中、停車している清掃車の後ろから走行してきて、右側を抜こうとした車のフロント及び左側部に、カレーと思われる液体を飛散させた。 プレス板が作動中の事故で、停止ボタンを押したが間に合わなかった。 GWの中日ということもあり、ごみの量は多かった。		
処理方法	職員から連絡を受け、新宿分室から担当技能長が現場に向かった。現場に着くと雇上会社からも管理責任者が既に到着しており、被害者の※※様と話をしていた。 管理責任者によると会社の保険で今後は対応していくとのことだった。 職員及び運転手に注意をし、12:45分現場復帰させる。 路面の飛散物については、分室から水を遣び清掃した。 翌日の朝礼にて、職員に注意喚起を行うこととする。 【経過報告】 雇上会社の車両保険により、洗車代を先方へ支払った。		

協力者の有無	有	住所：　　町　　丁目　　番　　号	無
		氏名：　　TEL：	
		借用物：無・消火器・本・その他（　　）	
事情聴取者	※※　※※		

事故報告書（その他）

所長	管理係長	事業調整係長	事業調整係統括	作業係長	作業係統括	担当技能長

所属組名	※奥戸　※※組 ※新宿　組	車両	※直営（　） ※雇上（足立※※※　※　※※※※　）
運転者氏名	※※　※※		
収集職員氏名	※※　※※	※※　※※	
発生日時	平成 30 年 5 月 30 日（水）　(午前)・午後　8時 30分 頃		
発生場所	葛飾区東新小岩４－４－７		
発生状況	１台目収集中、多量に水分を含んだごみが袋が破裂して飛散した。作業員にも飛散した。		
処理方法	収集職員から連絡を受け、収集職員による作業が続行できないため、班長２名で現場へ出向き１名が交代をした。 現場到着までの時間に、収集職員が、近所の※※様から水を借り、飛散場所の清掃及び飛散物の回収をした。 帰庁後、担当者により※※様へお礼に伺った。 対策として、集積所看板への啓発ビラ（「収集時にごみが飛散する恐れがあるため、水を切ってごみを出してください」という内容）の貼り付け、周辺へのビラまきを行った。		
協力者の有無	(有)	住所：東新小岩　町 4 丁目※　番※　号 氏名：※※　※※　様　TEL： 借用物：無・消火器・本・その他（水道）	無
事情聴取者	※※　※※		

事故報告書(その他)

所　長	管理係長	作業係長	担当係長	主　査	統括技能長

所属氏名	※奥戸　　組 ※新宿　　※※　組	車　両	※直営　（　　） ※屋上　（足立※※※ ※ ※※※※）
運転者氏名	※※ ※※		
収集職員氏名	※※ ※※、※※ ※※		
発生日時	平成 30 年 6 月 14 日（木） (午前) 午後 8時 50分頃		
発生場所	葛飾区東堀切2－2－26		
発生状況	可燃ごみ1台目を収集中に積み込んだごみの袋に入っていたケチャップが飛散し、建物の壁と車輌の全面や路上を汚した。 すぐに、清掃事務所、新宿分室へ事故報告を入れた。車輌は通行の妨げにならないよう路肩に寄せ停車させた。		
処理方法	事故報告を受け新宿分室より現場に向かう。 到着時、地面や車輌の前面に付着したケチャップは、収集職員により、乾いた布を使い拭取られていた。近隣を訪問し、大家さんの連絡先を確認する。大家宅を訪問するが不在のため、連絡先を残す。 9時32分、担当組は現場作業に復帰する。 翌日の朝の朝礼にて飛散事故報告と共に注意喚起を呼び掛ける。 【処理経過】 事務所から事故担当者らが現場へ行き、建物と路上に残ったケチャップを清掃する。 夕方、先方と連絡が取れたため、事務所から改めて事故担当者がお宅を訪問し謝罪。先方は、それ以上の清掃や洗車を含めた弁償等は不要との回答。 翌日の明るい時間に車を確認していただき、何かあれば事務所まで連絡をいただきたい旨伝えた。その後、特に連絡なし。		
協力者の有無	有	住所：　　町　　丁目　　番　　号 氏名：　　TEL: 借用物：　無・消火器・本・その他（　　）	(無)
事情聴取者	※※ ※※		

事故報告書

所長	管理係長	事業調整係長	事業調整係統括	作業係長	作業係統括	担当技能長

所属組名	※奥戸　組 ※新宿　※※　組	車両	※直営（足立※※※　※　※※※※　） ※屋上（　）
運転者氏名	※※　※※		
収集職員氏名	※※　※※		
発生日時	平成 30 年 6 月 9 日（土）（午前）・午後　10時 20分 頃		
発生場所	青戸6-21-11		
発生状況	集積所の確認のためT字路を右折しようとしたところ、上記住所のブロック塀の角に車両の荷箱右側を接触させた。		
処理方法	現場から連絡を受け、新宿分室の事故担当技能長は現場に向かった。 現場に到着後、乗車職員と共に先方に謝罪。今後の対応について、先方はブロック塀に車両の塗料が付着した程度なので補修は必要ないとの回答。 先方は警察への連絡・現場検証が不要とのことだったが、事故の事実について警察へ連絡を入れる旨の了承を得た上で、亀有警察へ連絡を入れた。（亀有警察交通捜査係　※※） 月曜の朝礼で職員へ注意喚起を行った。		
協力者の有無	有	住所：　町　丁目　番　号 氏名：　TEL： 借用物：無・消火器・本・その他（　）	（無）
事情聴取者	※※　※※		

事故報告書

所長	管理係長	事業調整係長	事業調整係統括	作業係長	作業係統括	担当技能長

所属組名	※奥戸　※※組 ※新宿　組	車両	※直営（　） ※履上（※※※ ※※ ※※ ※※　）
運転者氏名	※※ ※※		
収集職員氏名	※※ ※※	※※ ※※	
発生日時	平成 30 年 6 月 25 日（月） (午前)・午後 8時 25分頃		
発生場所	葛飾区立石1－16 地先		
発生状況	燃やすごみ1台目の収集作業中、集積所に車両を移動するため後退した際、電柱に車両右側後部が接触した。		
処理方法	収集職員より連絡を受け、警察及び履上会社へ連絡するよう指示をし現場へ向かった。 現場に到着すると、警察による現場検証が行われていた。現場検証が終わり、事故車両を確認したところ収集作業に支障がないため、収集職員及び運転者に十分注意をして作業を続けるよう伝え作業を再開させた。 現場に来た昭和運輸株式会社の運行管理者には、相手方（東京電力）に誠意をもって対応するよう伝えた。（その後、東京電力の担当者より修復はしなくて良いと言われたとの報告を受ける。） 後日、朝礼で職員全員（車付を含む）に周知徹底をし注意喚起を図った。		
協力者の有無	有	住所：　町　丁目　番　号 氏名：　㊞ 借用物：　無・消火器・本・その他（　）		(無)
事情聴取者	※※ ※※			

事故報告書

所長	管理係長	事業調整係長	事業調整係統括	作業係長	作業係統括	担当技能長

所属組名	※奥戸　※※組 ※新宿　組	車両	※直営（　） ※雇上（※※※　※※※※　※※　※※）
運転者氏名	※※　※※		
収集職員氏名	※※　※※	※※　※※	
発生日時	平成 30 年 7 月 6 日（金） (午前)・午後　9時　30分　頃		
発生場所	葛飾区西亀有２－４５　付近		
発生状況	燃やすごみ２台目が私道内の集積所をバックにて収集後、次の集積所へ向かうため私道から前面道路に出る際、駐車している車両を避けようと右寄りに右折したところ、道路に傾斜がついていたということもあり、清掃車両右後部がプロパンガスフェンスにフェンスのヒンジ（蝶番）部分に接触した。		
処理方法	収集職員から事故の連絡を受け、警察署及び雇上会社に事故の連絡をするよう指示し現場に向かった。 現場到着時には、亀有警察署員3人による現場検証が行われていた。 アパートの方及び管理会社への連絡が取れず、後で亀有警察から相手に連絡を取って頂く事とし現場検証を終えた。 その後、雇上会社事故担当者が現場に到着するのを待っていたが、時間の経過があり、事故車両が収集作業に影響のない事を確認し、収集作業を再開させた。 雇上会社故担当者が現場に到着したので、経緯を話し警察から連絡を受け相手側との話を報告をお願いし現場を後にし帰庁した。 翌朝のミーティングで本件報告し、全職員に安全確認について注意するよう伝える。		
協力者の有無	有	住所：　町　丁目　番　号 氏名：　TEL： 借用物：　無・消火器・本・その他（　）	(無)
事情聴取者	※※　※※		

事故報告書

所長	管理係長	事業調整係長	事業調整係統括	作業係長	作業係統括	担当技能長

所属組名	※奥戸　　組	車両	※直営（　　）
	※新宿　　※※組		※屋上（※※　※※※※※　※※　※※）
運転者氏名	※※　※※		
収集職員氏名	※※　※※　　※※　※※		
発生日時	平成 30 年 7 月 17 日（火） 午前・(午後) 1時 25分 頃		
発生場所	東水元2-28 付近		
発生状況	6台目の作業ため現場に向かう途中、上記交差点に差し掛かったところ、一時停止側から来た相手方が一時停止せずに交差点に進入してきたため、当方のテールゲート左下部に前中央部が追突した。		
処理方法	担当組から連絡を受け、新宿分室から担当者２名が現場に向かった。現場に着くと、亀有警察により事情聴取が行われていた。屋上会社からも統括責任者が到着。 統括責任者によると、今後は双方の保険会社での話合いになるとのことであった。 事情聴取も終わり、午後2時15分、事故処理終了とともに現場復帰する。 翌日の朝礼で職員に注意喚起を行うこととする。		

協力者の有無	有	住所：　　町　丁目　番　号	(無)
		氏名：　　TEL：	
		借用物：無・消火器・本・その他（　　）	
事情聴取者	※※　※※		

熱中症報告7月(葛飾支部)

発生日	時間	作業種別	職員	傷病名	状況
7/3	9時30分ごろ	収集	正規	熱中症に伴う脱水症状	燃やすごみ収集中に、多量発汗、手足のこわばり、頭痛、吐き気などの症状が出始めた。 一旦、分室へ帰所し、身体の冷却、OS－1の摂取等の対応をしたが、症状が治まらないため病院で受診した。点滴を投与され、受診後に帰宅した。本人希望により、公務災害申請はしないこととなり、翌日は夏休を取得し、翌々日から作業に復帰した。
7/10	9時30分ごろ	収集	正規	熱中症に伴う脱水症状	燃やすごみ1台目の最中から、多量発汗、頭痛、吐き気、めまいなどの症状がでていたため、一旦、分室へ帰所した。安静にするなどの対応をしていたが症状が治まらなかったため、病院受診となった。本人は血糖値が高いため、点滴投与はせず、受診後に帰宅した。本人希望により、公務災害申請はしないこととなり、翌日は週休なので、翌々日から作業に復帰した。
7/10	9時30分ごろ	収集	正規	熱中症に伴う脱水症状	燃やすごみ収集中に、多量発汗、頭痛などの症状が出ていたため、分室に帰所し、そのまま時間休を取得して帰宅した。 翌日より作業に復帰した。
7/20	13時ごろ	収集	正規	熱中症に伴う脱水症状	燃やすごみ5台目の最中に、多量発汗、めまいなどの症状が出ていたがそのまま収集を継続した。分室に帰所後、安静にして定時退庁した。
7/23	9時30分ごろ	収集	正規	熱中症に伴う脱水症状	燃やすごみ3台目の途中から、多量発汗、手足のしびれなどの症状が出ていた。作業中断し、分室へ帰所後、時間休を取得し帰宅した。 翌々日の作業から復帰した。

公務災害速報

平成30年7月24日
有明清掃工場

この速報は、公務災害について連絡を受け、今後の安全管理及び対策の資料とするものである。

東京二十三区清掃一部事務組合
施設管理部技術課技術係
TEL (6238) 0749

発生日時	平成30年 7月23日 （月）		14時20分頃	
発生場所	工作室（3階炉室作業終了後）			
被災者	所属係	氏名	採用年月日	職務内容
	整備係	男性 32歳	平成24年 4月 1日	設備管理
傷病名	熱中症			
傷病程度	全治 ： 1日で処置		休業見込み日数： なし	

災害発生状況

被災者は午前中、ホイストの不具合対応などで炉室内で作業していた。午前の作業終了後及び昼休憩時の体調に異常はなかった。午後より3階炉室で補修対応（空調用熱交換器圧調弁の前弁フランジボルト増締め）を実施した。作業終了後、休憩しようと14時20分に工作室に戻ったが体調が悪くなり、鼻血、目の充血、指のしびれが発生した。その後14時21分に工作室控室で仰向けになり、スポーツ飲料水の摂取、袋に氷を入れたものを首や脇の下に挟み簡易処置をしたが回復しなかったため、14時35分東京消防庁へ救急車を要請し、がん研有明病院に搬送された。診療後、点滴処置を行い、16時頃、庁有車にて工場へ戻り、回復が確認され、自力で帰宅した。なお被災者は作業時ヘルメット、防じんマスク、保護靴、つなぎを着用して作業していた。また、17時30分時点の3階炉室の温度は41度、湿度は42%だった（入口扉に取り付けていた温湿度計）。当日の最高気温から作業時の炉室温度、湿度はさらに高かったと思われる。

【災害発生状況図】

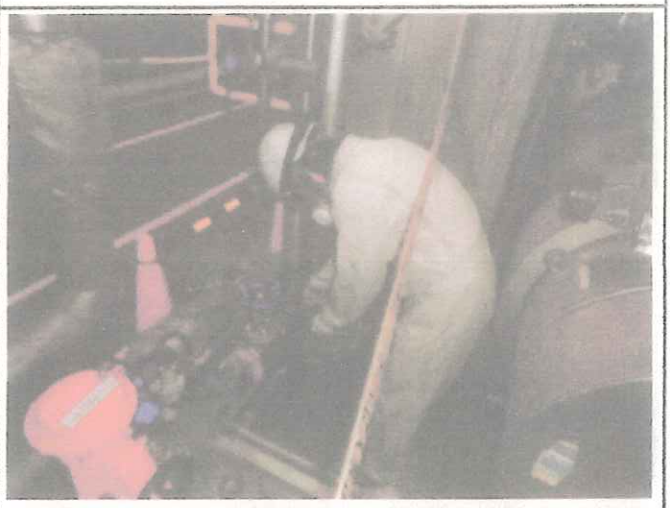

3階炉室にて空調用熱交換器圧調弁の前弁フランジボルト増締め作業の様子

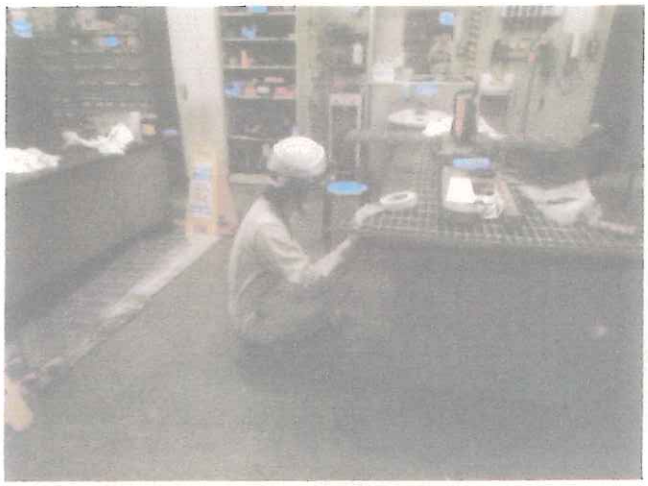

工作室に戻った後、体調が悪くなりうずくまって動かなくなった

報告書作成者　技術係　田島　雅史

公務災害速報

平成　年　月　日

この速報は、公務災害について連絡を受け、今後の安全管理及び対策の資料とするものである。

東京二十三区清掃一部事務組合
会計室
TEL (6238)0812

発生日時	平成30年07月30日　（月）		９時００分　頃	
発生場所	区政会館西側階段　１５階から１４階にかけた踊り場を下った付近			
被災者	所　属　係	氏　　名	採用年月日	職務内容
	会計室出納係	女性　　歳	平成30年4月1日	
傷病名	右手首骨折、肋骨骨折及び頭部並びに全身打撲			
傷病程度	全　治　：　４～６週間程度		休業見込み日数：　なし	

災害発生状況

被災者は、月曜日から金曜日まで区政会館１７階のみずほ銀行派出所へ当日の歳入歳出処理のため、納入済通知書等の書類及び資金前渡の現金などを引取りに行く日計業務を担当をしている。通常１４階のメールボックス経由で１３階に戻る予定だった。

（当日の被災者の動き）
８：５０　１３階会計室を出発、西側階段を使用し１７階のみずほ銀行に到着。
８：５５　１７階から西側階段に移動。資金前渡の現金を右手に持ち、通いバッグ（タテ４０Cm×ヨコ５２Cm）を左肩に掛け１５階から１４階にかけて踊り場を折れて上から４段付近で右足のつま先が引っかかり１４階の扉辺りまで頭部から転落。
９：００　自力で会計室に戻り、事故を報告。
９：０５　係長付添いの元、元気プラザ訪問。脳外科、整形外科がないので、他の医療機関の受診を勧められる。
９：１０　本人の希望で、東京新宿メディカルセンター（津久戸町５－１）へ１人でタクシーで訪問。精密検査受診。
１７：００　応急処置を受け、会計室へ帰庁。

【災害発生状況図】

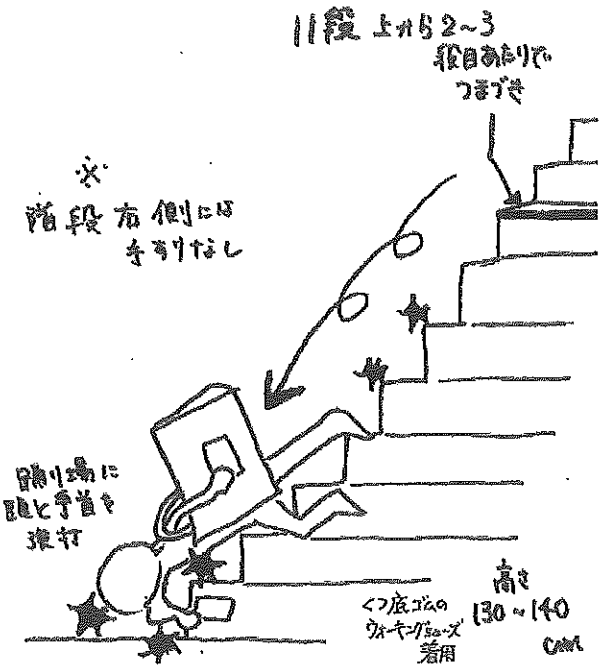

報告書作成者　会計室出納係　吉澤

公務・労働災害発生状況及び申請報告書　6月分提出状況　2018.8.3現在

地連	支部	報告	災害件数	地連	支部	報告	災害件数
第一地連	千代田	○	0	第四地連	中野	○	0
	中央	○	0		豊島		
	中央（工）	○	0		豊島（工）		
	港				練馬 練馬	○	0
	港（工）	○	0		練馬 石神井		
	新宿				練馬 練馬事業所		
	一組本庁				練馬（工）		
	小計	4	0		光が丘（工）		
第二地連	北				杉並		
	北（工）	○	0		杉並（工）		
	荒川	○	0		板橋 板橋東		
	台東				板橋 板橋西		
	文京				板橋（工）	○	0
	小計	2	0		小計	3	0
第三地連	品川	○	1	第五地連	足立	○	1
	品川（工）	○	0		足立（工）		
	目黒	○	0		葛飾		
					葛飾（工）		
	大田 大森	○	0		江戸川	○	0
	大田 調布	○	1		江戸川（工）	○	0
	大田 蒲田	○	0		江東	○	0
	大田 多摩川（自）	○	1		江東（工）		
	大田（工）				有明（工）		
	多摩川（工）	○	1		墨田	○	0
	渋谷	○	0		墨田（工）	○	0
	渋谷（工）				枝川		
	世田谷 世田谷						
	世田谷 玉川	○	1				
	世田谷 砧						
	千歳（工）	○	0		小計	6	1
	世田谷（工）			合計		26	6
	小計	11	5				

公務・労働災害発生状況及び申請報告書集約（認定・非認定）

2018年7月17日現在

支部名	発生日	発生原因	負傷部位	傷病名	発生時	休業の有無	区分	職種	年齢	認定日	認定・非認定	再審請求等の取り組み
大森	30.2.21	切れ・こすれ	手部	右手指切創	勤務中	非休業	正規職員	収集	47			
練馬	30.2.23	交通事故	頚部・腰部	打撲・擦過	通勤中	休業	正規職員	収集	34			
練馬	30.3.1	動作の反動	手部	打撲	勤務中	非休業	正規職員	収集	31			
玉川	30.3.23	飛散	眼部	右眼結膜異物	勤務中	非休業	正規職員	収集	50			
練馬	30.3.31	動作の反動	腰部	腰部捻挫	勤務中	休業	正規職員	収集	54			
江東	30.3.9	激突	胸部	左第10肋骨骨折	勤務中	休業	正規職員	収集	48	30.6.4	認定	
練馬	30.4.5	踏み外し	膝	半月板損傷	勤務中	休業	正規職員	収集	45			
足立	30.4.6	はさまれ	手部	左第Ⅱ・Ⅲ指打撲挫創	勤務中	非休業	正規職員	収集	56	30.6.27	認定	
大森	30.4.7	切れ・こすれ	腕部	右前腕切創	勤務中	休業	正規職員	収集	46			
玉川	30.4.12	転落	顔部	口唇裂創等	勤務中	休業	正規職員	収集	47			
足立	30.4.12	動作の反動	足部	右膝打撲	勤務中	休業	正規職員	収集	49	30.6.26	認定	
品川	30.4.14	ひねり	足部	右足首捻挫	勤務中	休業	非常勤職員	収集	20代			
足立	30.5.16	動作の反動	足部	左腓腹筋挫創	勤務中	休業	正規職員	収集	54			
足立	30.5.31	はさまれ	手部	左第Ⅲ指挫創（仮）	勤務中	非休業	正規職員	収集	45			
多摩川工	30.6.2	すべり	頭部	外傷性くも膜下出血・頭部挫傷	勤務中	休業	正規職員	機械技術	59			
品川	30.6.2	刺さり	腕部	左腕虫刺され	勤務中	非休業	非常勤職員	収集	24			
足立	30.6.19	切れ・こすれ	手部	右第2指切傷	勤務中	休業	正規職員	収集	51			
玉川	30.6.21	破裂	眼部	右角膜擦過傷	勤務中	休業	正規職員	収集	43			
調布	30.6.26	転倒	左肩	左肩腱板損傷	勤務中	休業	正規職員	収集	51			
多摩川事	30.6.28	転倒	右足部	擦傷	通勤中	非休業	正規職員	運転	48			